# 大江町地域防災計画

令和５年３月

大江町防災会議

# 目　次


第１編　総則 ..... 1
第１節　計画の目的及び構成 ..... 3
第２節　防災の基本方針 ..... 4
第３節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ..... 7
第４節　大江町の地勢と災害要因、災害履歴 ..... 18
第５節　予想される被害等の状況 ..... 22
第２編　風水害等対策編 ..... 27
第１章　災害予防計画 ..... 29
第１節　気象等観測体制整備計画 ..... 29
第２節　防災知識の普及計画 ..... 30
第３節　地域防災力強化計画 ..... 35
第４節　ボランティア受入体制整備計画 ..... 40
第５節　防災訓練計画 ..... 43
第６節　避難体制整備計画 ..... 46
第７節　救助・救急体制整備計画 ..... 53
第８節　火災予防計画 ..... 56
第９節　医療救護体制整備計画 ..... 59
第 10 節　防災用通信施設災害予防計画 ..... 62
第 11 節　地盤災害予防計画 ..... 65
第 12 節　孤立集落対策計画 ..... 68
第 13 節　建築物災害予防計画 ..... 70
第 14 節　輸送体制整備計画 ..... 72
第 15 節　各種施設災害予防対策関係 ..... 75
第１款　ライフライン施設等の予防対策 ..... 75
第２款　災害に強い施設・設備の整備 ..... 81
第 16 節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 ..... 84
第 17 節　文教施設における災害予防計画 ..... 87
第 18 節　要配慮者の安全確保計画 ..... 90
第２章　災害応急計画 ..... 95
第１節　活動体制関係 ..... 95
第１款　応急活動体制の確立 ..... 95
第２款　広域応援体制 ..... 108
第３款　自衛隊災害派遣要請計画 ..... 113
第４款　県消防防災ヘリコプターの活用 ..... 118
第５款　労働力の確保 ..... 121
第２節　情報収集伝達関係 ..... 124
第１款　情報伝達体制の確立 ..... 124
第２款　気象予警報等の収集・伝達 ..... 126

第３款　災害情報・被害情報の収集・伝達 137
第４款　広報 140
第３節　避難計画 144
第４節　避難所運営計画 154
第５節　救助・救急計画 159
第６節　消火活動計画 161
第７節　医療救護計画 164
第８節　遺体対策計画 167
第９節　輸送関係 169
第１款　緊急輸送計画 169
第２款　交通の確保及び規制 173
第 10 節　各種施設災害応急対策関係 176
第１款　土砂災害等の防止対策 176
第２款　河川施設災害等の防止対策 178
第３款　ライフライン施設の応急対策 180
第４款　危険物等施設の応急対策 184
第 11 節　農林業災害応急計画 185
第 12 節　生活支援関係 187
第１款　食料の供給 187
第２款　給水 190
第３款　生活必需品の給与 193
第４款　防疫・保健衛生対策 195
第５款　廃棄物の処理及び障害物の除去対策 199
第 13 節　文教施設における災害応急計画 203
第 14 節　要配慮者の応急対策計画 207
第 15 節　応急住宅対策計画 210
第 16 節　災害救助法の適用に関する計画 214
第 17 節　自発的支援の受入計画 216
第１款　ボランティアとの連携 216
第２款　義援金品の受入・配分 218
第３章　災害復旧・復興計画 220
第１節　民生安定化計画 220
第２節　金融支援計画 224
第３節　公共施設等災害復旧計画 225
第４節　災害復興計画 230
第３編　震災対策編 233
第１章　災害予防計画 235
第１節　気象観測体制整備計画 235
第２節　防災知識の普及計画 235
第３節　地域防災力強化計画 235
第４節　災害ボランティア受入体制整備計画 235
第５節　防災訓練計画 235
第６節　避難体制整備計画 236

第７節　救助・救急体制整備計画 236
第８節　火災予防計画 237
第９節　医療救護体制整備計画 238
第 10 節　地震防災施設等整備計画 239
第 11 節　防災用通信施設災害予防計画 240
第 12 節　地盤災害予防計画 241
第 13 節　孤立集落対策計画 242
第 14 節　建築物災害予防計画 243
第 15 節　輸送体制整備計画 247
第 16 節　各種施設災害予防対策関係 247
第 17 節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 250
第 18 節　文教施設における災害予防計画 250
第 19 節　要配慮者の安全確保計画 250
第 20 節　積雪期の地震災害予防計画 251
第２章　災害応急計画 253
第１節　活動体制関係 253
第１款　応急活動体制の確立 253
第２款　広域応援体制 255
第３款　自衛隊災害派遣要請計画 255
第４款　県消防防災ヘリコプターの活用 255
第５款　労働力の確保 255
第２節　情報収集伝達関係 256
第１款　情報伝達体制の確立 256
第２款　地震情報等の収集・伝達 256
第３款　災害情報・被害情報の収集・伝達 259
第４款　広報 259
第３節　避難計画 260
第４節　避難所運営計画 260
第５節　救助・救急計画 260
第６節　消火活動計画 261
第７節　医療救護計画 263
第８節　遺体対策計画 263
第９節　輸送関係 263
第１款　緊急輸送計画 263
第２款　交通の確保及び規制 263
第 10 節　各種施設災害応急対策関係 264
第１款　土砂災害等の防止対策 264
第２款　河川施設災害等の防止対策 264
第３款　ライフライン施設の応急対策 264
第４款　危険物等施設の応急対策 264
第 11 節　農林業災害応急計画 265
第 12 節　生活支援関係 265
第１款　食料の供給 265

第２款　給水 265
第３款　生活必需品の給与 265
第４款　防疫・保健衛生対策 265
第５款　廃棄物の処理及び障害物の除去対策 265
第 13 節　文教施設における災害応急計画 266
第 14 節　要配慮者の応急対策計画 266
第 15 節　応急住宅対策計画 266
第 16 節　災害救助法の適用に関する計画 266
第 17 節　自発的支援の受入計画 266
第３章　災害復旧・復興計画 267
第１節　民生安定化計画 267
第２節　金融支援計画 267
第３節　公共施設等災害復旧計画 267
第４節　災害復興計画 267
第４編　個別災害対策 269
第１章　水害対策計画 271
第１節　水防管理団体等体制整備計画 271
第２節　洪水予報・水防警報伝達計画 272
第３節　水防活動計画 274
第４節　応援計画 276
第２章　大規模土砂災害対策計画 277
第３章　雪害対策計画 279
第１節　ライフライン等確保計画 279
第２節　雪崩防止計画 281
第３節　住民生活の安全確保計画 283
第４章　航空災害対策計画 286
第１節　航空災害応急計画 286
第５章　鉄道災害対策計画 287
第１節　鉄道災害応急計画 287
第６章　道路災害対策計画 288
第７章　林野火災対策計画 290
第１節　林野火災予防計画 290
第２節　林野火災応急計画 292
第８章　原子力災害対策計画 294
第１節　総則 294
第２節　原子力災害予防計画 297
第３節　原子力災害応急計画 300
第４節　災害復旧計画 304

# 第 1 編

# 総　　則

# 第１節　計画の目的及び構成

## １　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大江町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、大江町内における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

［国、県及び大江町の防災会議並びに防災計画の体系］

## ２　計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を風水害等対策編、第３編を震災対策編、第４編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第５編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

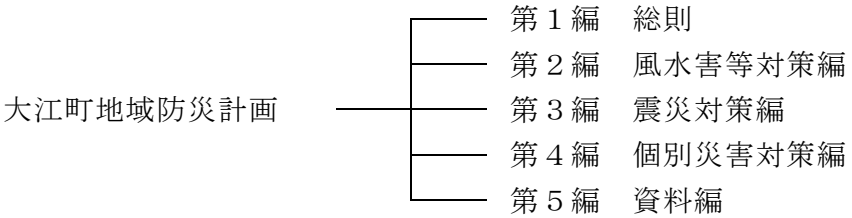


## ３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

## ４　計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

## ５　計画の運用・習熟

町及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策時に適切な運用ができるようにしておく。

# 第２節　防災の基本方針

山形県のほぼ中央に位置する本町は、これまで台風、梅雨前線豪雨などによる水害や土砂災害、さらには、豪雪により幾多の大きな災害を被っている。

このような、いつ襲ってくるかわからない災害に対し、適切に対応できるよう住民との協働による災害対策の充実強化を図る必要がある。

防災施設や設備の整備をはじめ、住民への意識の啓発や自主防災組織などの育成支援を強化し、誰もが安心して生活できる安全なまちづくりを推進する。

## １　風　水　害

本町における風水害は、最上川、月布川及びその支流の河川の氾濫による浸水被害が中心で、台風や豪雨時には十分な災害対策の推進が必要である。

特に、昭和42年8月の大洪水が百目木や鹿子沢などを襲い、全壊流出32棟、半壊15棟、床上浸水62棟に達する水害となり大きな打撃を受けた。さらに、昭和51年８月６日の東北地方南部を中心とした大雨で、県内の被害は43市町村におよび、本町でも被害総額29億円という多大な被害を受けている。

また、令和２年７月豪雨により本県を貫流する最上川の主要な水位観測所で計画水位高を超過する観測史上１位の水位を記録し、本町においても甚大な被害が発生した。本町を含む最上川水系流域においては、国、県、市町村等が連携し、被災した箇所で、河道掘削、堤防整備、分水路整備、遊水地改良等の取組を集中的に実施することにより、令和２年７月豪雨と同規模の洪水に対して氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ることを目的とした「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」を推進する必要がある。

これらの教訓からまず災害の未然防止対策の徹底に努めるとともに、今後の開発計画、森林伐採計画等に当たっては、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を行ない、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する必要がある。

また、災害時には通信網を活用し、町（災害対策本部）からの住民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努める必要がある。

## ２　火　　災

本町における火災の中で特筆すべき火災に、昭和11年6月7日の左沢大火がある。その火災を教訓として、火災予防の徹底を推進しているが、現在では住民の生活様式の多様化に伴い、火災発生要因も多種多様になってきている。

また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

## ３　震　　災

本町で記録された地震に昭和19年12月の左沢地震がある。大江町荻野を震央とするM5.5の直

下型地震で、震源が浅く当時の基準で震度６(烈震)を記録し、納屋の倒壊や地割れ等大きな被害をもたらした。

それ以降に本町で記録された大きな地震としては、昭和53年の宮城県沖地震、昭和58年の日本海中部地震、近年では平成 23 年 3 月 11 日に発生し甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震があるが、幸いにも本町では大きな被害は認められなかった。

このように不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必須である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設の耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど、地震による被害を軽減する「減災」の考え方を基本に、今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

## ４　要配慮者等への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者である高齢者や身障者等、あるいは観光客への万全の安全対策を講じる。また、消防機関をはじめとする防災関係機関、福祉団体等関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できる体制づくりに努める。

## ５　住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者(管理者)は、防災活動を通じて防災に対する理解を深めるとともに、町が実施する防災対策業務について、自発的に協力する。

（１）住民の基本的責務

「自らの身は、自らで守る」という防災の基本理念にもとづき、住民による、地域ぐるみでの住民の自主防災組織を結成し、育成強化を推進する。日頃から自主的に災害に備えるため、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携し、積極的に参加し協力する。

また、住民は、災害に際し、警戒・避難等の行動に当たっては、被害を未然に防止し、軽減するため、町が実施する防災業務等に自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。さらに、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であることから、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）の是正をはじめ、地域の災害リスク等の知識を教える防災教育や実践的な避難訓練の実施に努める必要がある。

（２）事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当り町及びその他の行政機関が実施する防災業務について積極的に協力するとともに、従業員等の防災教育をはじめ、防災知識の啓発や防災訓練を実施し、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力をはらわなくてはならない。

## ６　業務継続性の確保

災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに，企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

## 7　複合災害への対応

(1)　複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。

(2)　複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、同様の配慮を行う。

(3)　災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

(4)　複合災害を想定した図上訓練等を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 8　国土強靭化の基本目標を踏まえた事前防災への取組等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 10 条に定める「国土強靭化基本計画」及びその基となる「国土強靭化政策大綱」の基本目標を踏まえ、また、令和３年３月策定の「大江町国土強靭化地域計画」との整合を図りながら、地域防災計画の見直し及びこれらに基づく防災対策を推進するとともに、大規模地震後の水害等の複合災害等も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取組むものとする。

## 9　立地適正化計画と連携した災害に強いまちづくり

コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るとともに、現在策定中の立地適正化計画に防災指針を定め、防災・減災対策に取組むものとする。

# 第３節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、町並びに山形県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町の区域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

## １　大　江　町

町は、第１段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 大江町 | ①大江町防災会議に関すること。<br>②管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。<br>③災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。<br>④防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること。<br>⑤防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。<br>⑥防災に係る教育及び訓練に関すること。<br>⑦通信施設及び組織の整備に関すること。<br>⑧水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 | ①大江町災害対策本部の設置及び運営に関すること。<br>②指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要求に関すること。<br>③県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。<br>④損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。<br>⑤災害情報の収集に関すること。<br>⑥災害広報に関すること。<br>⑦災害予警報等の情報伝達、並びに避難指示及び警戒区域設定に関すること。<br>⑧被災者の救助に関すること。<br>⑨消防活動及び浸水対策活動に関すること。<br>⑩緊急輸送の確保に関すること。<br>⑪ライフラインの確保 | ①被災者のための相談に関すること。<br>②見舞金等の支給等に関すること。<br>③雇用の安定に関すること。<br>④住宅対策に関すること。<br>⑤租税の特例措置に関すること。<br>⑥農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。<br>⑦公共施設等の災害復旧に関すること。 |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| | ⑨治山治水その他町域の保全に関すること。<br>⑩建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。<br>⑪災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。 | に関すること。<br>⑫公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。<br>⑬農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。<br>⑭食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。<br>⑮災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。<br>⑯被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。<br>⑰被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 | |
| 大江町消防団 | ①水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。<br>②防災に係わる教育及び訓練に関すること。 | ①消防、水防その他応急措置に関すること。<br>②被災者の救護、救助その他保護に関すること。 | |

## 2　西村山広域消防事務組合消防本部

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 西村山広域行政事務組合消防本部 | ①災害に対する予防、防ぎょと拡大防止対策に関すること。<br>②消防機材の整備充実と訓練の実施に関すること。 | ①災害時における人命救助対策に関すること。<br>②災害時における危険物の災害防止対策に関すること。 | |

## 3　県

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 山形県 | ①山形県防災会議に関すること。<br>②防災関係機関相互の総合調整に関すること。<br>③災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。<br>④防災に係る気象、地象及び水象の観測予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること。<br>⑤防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。<br>⑥防災に係る教育及び訓練に関すること。<br>⑦通信施設及び組織の整備に関すること。<br>⑧水防、消防、救助その他の災害応急に関 | ①県災害対策本部の設置及び運営に関すること。<br>②防災関係機関相互の総合調整に関すること。<br>③市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。<br>④自衛隊の災害派遣要請に関すること。<br>⑤指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。<br>⑥建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は十字命令に関すること。<br>⑦損失及び損害補償、並びに公的徴収金の減免等に関すること。<br>⑧応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること。<br>⑨市町村の実施する消防活動及び浸水対策 | ①被災者のための相談に関すること。<br>②見舞金の支給等に関すること。<br>③雇用の安定に関すること。<br>④生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。<br>⑤住宅対策に関すること。<br>⑥租税の特例措置に関すること。<br>⑦農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。<br>⑧公共施設等の災害復旧に関すること。 |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
| --- | --- | --- | --- |
| | する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。<br>⑨治山治水、その他県土の保全に関すること。<br>⑩建物の不燃堅ろう化、その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。<br>⑪災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。<br>⑫在宅の要配慮者対策に関すること。 | 活動に対する支持、援助に関すること。<br>⑩災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。<br>⑪災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること。<br>⑫災害広報に関すること。<br>⑬緊急輸送の確保に関すること。<br>⑭ライフラインの確保に関すること。<br>⑮公共土木施設、並びに農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。<br>⑯農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。<br>⑰食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。<br>⑱災害時の防疫、その他保健衛生の応急措置に関すること。<br>⑲被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。<br>⑳被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。<br>㉑その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。 | |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 寒河江警察署 | ①災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関すること。<br>②災害警備の教養訓練に関すること。<br>③防災広報に関すること。 | ①災害情報及び交通情報の収集に関すること。<br>②被災者の救助及び避難誘導に関すること。<br>③交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。<br>④行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。<br>⑤犯罪の予防・取締り、混乱の防止、その他秩序の維持に関すること。 | |

## 4　指定地方行政機関

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 東北財務局（山形財務事務所） | | | ①金融機関の業務運営の確保に関すること。<br>②県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。<br>③県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。<br>④公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること。 |
| 東北農政局（山形県拠点） | ①農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。<br>②防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。 | ①災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関す | 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。 |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| | | ること。<br>②災害時における応急食料の調達･供給に関する情報収集･連絡に関すること。 | |
| 東北森林管理局（山形森林管理署） | ①治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。<br>②防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること。 | 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること。 | 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。 |
| 仙台管区気象台（山形地方気象台） | ①防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。<br>②地方公共団体が行う防災対策に関する技術な支援・助言に関すること。<br>③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 | ①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。<br>②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 | 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること。 |
| 山形労働局 | ①大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。<br>②企業における防災の促進に関すること。 | ①二次災害発生の防止に関すること。<br>②災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。 | ①事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。<br>②災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。<br>③雇用安定等の支援に関すること。 |
| 東北地方整備局（山形河川国道事務所）<br>緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）・リエゾン） | ①防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること。<br>②通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること。<br>③災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業の | ①災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。<br>②水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。<br>③建設機械及び技術者の現況把握に関すること。<br>④緊急災害派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ） | 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。 |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| | 推進に関すること。<br>④重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。<br>⑤官庁施設の災害予防措置に関すること。<br>⑥雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。 | などによる災害時における復旧資材の確保に関すること。<br>⑤災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。<br>⑥緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。 | |

## 5　自　衛　隊

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 陸上自衛隊（第６師団） | 防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること。 | ①災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。<br>②被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路啓開に関すること。<br>③診察、防疫の支援に関すること。<br>④人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸与又は譲与、交通規制の支援に関すること。<br>⑤危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能 | 自衛隊法第 100 条に基づく土木工事等の受託に関すること。 |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| | | 力で対処可能な措置に関すること。 | |

## 6　指定公共機関

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 東日本旅客鉄道（株）（左沢線営業所） | ①線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること。<br>②鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること。 | ①送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。<br>②列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。<br>③気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。<br>④災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。 | 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。 |
| 東日本電信電話（株）（山形支店） | 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。 | 災害時における通信の確保、利用調整に関すること。 | ①避難情報により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。<br>②電気通信施設の災害復旧に関すること。 |
| （株)ＮＴＴドコモ(山形支店) | 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。 | 災害時における移動通信の確保に関すること。 | 移動通信設備の災害復旧に関すること。 |
| ＫＤＤＩ（株） | 移動通信網の確立と通信設備の安定化に関すること。 | 災害時における移動通信の確保に関すること。 | 移動通信設備の災害復旧に関すること。 |
| 日本銀行（山形事務所） | | ①通貨の供給の確保に関すること。<br>②金融上の措置の実施 | |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| | | に関すること。<br>③金融上の措置の広報に関すること。 | |
| 日本赤十字社（山形県支部） | | ①災害時における傷病者の医療救護に関すること。<br>②被災者に対する救援物資の配分に関すること。<br>③こころのケアに関すること。<br>④赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。<br>⑤義援金の募集受付に関すること。 | |
| 日本放送協会（山形放送局） | 災害予防の放送に関すること。 | ①気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。<br>②救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。 | 放送設備の災害復旧に関すること。 |
| 東日本高速道路（株）（東北支社山形管理事務所、山形工事事務所） | 所轄する有料道路の災害防止に関すること。 | ①災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること。<br>②災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること。 | 所轄する有料道路の災害復旧に関すること。 |
| 日本通運（株）（山形支店） | | ①物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。<br>②緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。 | |
| 東北電力（株）（山形支店）<br>東北電力ネットワーク（株）（山形支社） | 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること。 | 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。 | ①電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。<br>②電力供給施設の災 |

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| | | | 害復旧に関すること。 |
| 日本郵便（株）（左沢郵便局） | 災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。 | | ①災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること。<br>②災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。<br>③株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。 |

## 7　指定地方公共機関

| 機　　関　　名 | 災害予防対策 | 災害応急対策 | 災　害　復　旧 |
|---|---|---|---|
| 山形放送（株）<br>（株）山形テレビ<br>（株）テレビユー山形<br>（株）さくらんぼテレビジョン<br>（株）エフエム山形 | 災害予防の放送に関すること。 | ①気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。<br>②救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。 | |
| 山交バス（株）<br>第一貨物（株）<br>公益社団法人山形県トラック協会 | | 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。 | |
| 大江町土地改良区 | 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。 | 農業用施設の被災状況調査に関すること。 | 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。 |

## 8　その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機　　関　　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 農業協同組合<br>農業共済組合 | ①共同利用施設の応急対策に関すること。<br>②共同利用施設の復旧に関すること。 |

| 機　　関　　名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|---|
| 農業関係団体 | ③被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。 |
| 商工会等商工業関係団体 | ①町が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、融資の斡旋等の協力に関すること。<br>②災害時における物価安定についての協力に関すること。<br>③救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関すること。 |
| 社会福祉協議会 | ①被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。<br>②福祉救援ボランティアに関すること。 |
| 寒河江市西村山郡医師会 | 災害時における医療救護に関すること。 |
| 病院等経営者 | ①防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。<br>②災害時における収容患者の避難誘導に関すること。<br>③被災負傷者等の収容保護に関すること。<br>④災害時における医療、助産等の救護に関すること。<br>⑤近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。 |
| 社会福祉施設経営者 | ①防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。<br>②災害時における収容者の避難誘導に関すること。 |
| 建設業協会等建設業者 | ①防災対策資機材、人員の確保に関すること。<br>②障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。 |
| (社)山形県ＬＰガス協会西村山支部 | ①液化石油ガス消費設備の安全指導に関すること。<br>②応急燃料の確保に関すること。<br>③被災地に対する燃料の供給に関すること。 |
| 町内会等、自治組織 | ①地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関すること。<br>②町が実施する応急対策についての協力に関すること。 |
| 女性団体等文化事業団体 | 町が実施する応急対策についての協力に関すること。 |
| その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。 |
| 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等） | 災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。 |
| 住民 | 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。 |

# 第４節　大江町の地勢と災害要因、災害履歴

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

## １　自然的要因

### （１）地　　形

大江町は、山形県のほぼ中央部、村山盆地の西部に位置し、朝日山系に源を発し、最上川へと至る月布川沿いに形成され、東西 24 ㎞、南北 16 ㎞の細長い地形を持つ総面積 154.08 ㎢の町である。東部は、寒河江市、中山町に接し、北部、西部は西川町、南部は朝日町に接し、東西に細長く、左沢地区を除き全般に急峻で、海抜 100ｍから 1,000ｍの地形を占め、西方は大朝日岳(1,870ｍ)、小朝日岳(1,647ｍ)、鳥原山(1,430ｍ)の高山群に囲まれている。東方に向かうに従い標高が下がり、集落が散在し、樹園地、田、畑、などの耕地が拓けている。総面積の 4 分の 3 が森林面積である。

### （２）地　　質

本町の地質は、中新世紀から鮮新世紀にいたる各時代の新第三紀の水成岩が堆積したものになっている。月布川及び最上川沿岸は、沖積層が堆積しており堂屋敷、荻野、小見及び市の沢には亜炭を伴う砂岩地層である。この地層は、左沢層とも呼ばれ、四層の亜炭層を含んでいる。この層の下は、稲沢層といわれる砂の層が横たわっている。また西方、特に葛沢付近に凝灰岩砂岩層があり、三郷地区も同様の地層である。大久保、月布、沢口付近は、凝灰岩と黒色質岩を主とした地層であり、貫見、沢口付近は、凝灰質砂岩等の地質で形成されている。

### （３）気　　象

本町の気候は、内陸型で積雪寒冷地帯に属し、積雪期間は概ね 12 月上旬から3～4ヶ月にも及んでいる。特に、西部山間地の積雪期は5ヶ月の長期にわたり、住民の日常生活や地域の産業活動に多くの制約を受けている。積雪量は、町の中心部で 1ｍ前後、山間部では、2～3ｍに達し、特別豪雪地帯に指定されている。

平均気温（1991～2020 年）を見てみると、10.7℃で、最も高い気温は 36.7℃、最も低い温度は-16.3℃となっている。年間降水量は 1,410.6 ㎜となっている。

## ２　社会的要因

### （１）人　　口

大江町の人口は、町が誕生した昭和 34 年には15,819 人であったが、その後年々減少の一途を辿り、令和２年の国勢調査では7,646 人となっている。また年少人口 10.0%、生産年齢人口 50.4%、老年人口 39.6%となっている。人口減少の主な要因としては、昭和30 年代後半からの日本の高度経済成長による若年層を中心とした転出、生活様式の変化による挙家離村、高齢化、少子化などがあげられる。

しかし、近年、工業団地の整備や大規模な住宅団地の開発を積極的に推進してきた結果、人口減少はある程度抑制され

### （２）土 地 利 用

本町の土地利用を地目別土地利用面積でみると、総面積 154.08 ㎢のうち耕地面積は、537ha(令和元年)で総面積の 3.5%にあたり、そのうち水田は 294ha、樹園地 181ha、普通畑

61ha となっている。林野面積は 12,610ha、林野率は 81.8％で総面積に占める林野のウエイトが大きい。そのうち国有林・公有林が 4,356ha(34.5％)、民有林が 8,254ha(65.5％)となっている。

（３）産　　業

本町の産業は、第 1 次産業としては、稲作や果樹（りんご、ラ・フランス等）を主体とする農林業と、第 2 次産業としては、地場産業としてのニット関係や食料品、電気機械などの製造業、第 3 次産業としての商業がある。

平成 27 年の国勢調査の結果､本町の産業別人口は､第 1 次産業 14.8％､第 2 次産業 34.0％、第 3 次産業 51.2％となっている。第 1 次産業は就業人口が大幅に減少し、第 2 次産業は従業員数 9 人未満の事業所が半数を占め、事業所数、従業員数とも減少の傾向にある。また、第 3 次産業の商業は、近年の買い物志向により町外の大型店に流れる傾向にあるため、商店数、従業員数ともに減少の傾向にある。

（４）交　　通

本町の道路交通網は、ＪＲ左沢線と国道 287 号線、458 号線の 2 路線を中心として、主要地方道大江西川線が町内を東西に縦断し、この主要地方道を基点に県道、町道が肋骨状に形成されている。

町の表玄関としてのＪＲ左沢駅舎、駅交流ステーションが利便性の向上と観光スポットとして脚光を浴びている。また、懸案であった国道 458 号線の最上橋が完成し、山形市や寒河江インターチェンジへのアクセスがこれまで以上に容易になり、産業経済への飛躍的な効果が期待されている。国道 287 号線は、交通量の増加に伴ってバイパス化が図られ、全線が開通し、広域的地域活性化に大きく寄与している。日常生活の幹線道路として最も重要な主要地方道大江西川線は、集落内の狭隘な部分についてバイパス化が進んでいるものの未改良部分が多い。また、町道については、年次計画により整備を促進しているものの規格改良率、舗装率ともに 50％台であり、なお、一層計画的な整備促進が必要である。

## 3　災害履歴

本町の災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、主な災害は、資料編のとおりである。

災害要因、災害素因及び履歴から本町の自然災害発生の傾向として、次のことが言える。

（１）風　水　害

①　風水害の発生状況

本町の風水害は、4 月から 10 月に多く発生しており、中でも梅雨前線の活動が活発になる 6 月下旬から 8 月上旬にかけて最も多い。

②　台　　風

本町にかかる台風のコースは、次の 2 つのタイプに分けられる。

ア　暴風による強風害

県の日本海沿岸又は日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。速度を速めながら接近･通過する場合は、急速に風が強まることがある。8 月下旬から 9 月下旬にかけて発生する例が多い。

イ　豪雨に伴う災害

本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋岸を北上する場合、大雨による浸水、土砂崩壊等の被害が発生することが多い。

特徴としては、東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、スピードを速めながら列島を縦断又は太平洋沿岸を北上する例が多い。

③　風（台風を除く）

風による被害が発生する誘因は、冬の季節風、温帯低気圧・梅雨性突風、雷雨性突風、寒冷前線通過の際の突風等があり、強風害を発生させる。竜巻が発生するのは、寒冷前線の通過及び寒気の移流により、大気の状態が不安定になる時がほとんどであり、初秋から初冬にかけて発生することが多い。

④　豪　　雨

雨による災害が発生する誘因には、台風・温帯低気圧・梅雨前線・寒冷前線及び局地的な雷雨現象と融雪期の降雨があるが、本町で特に注意しなければならないのは、梅雨末期による集中豪雨である。また、近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

（2）雪　害　等

雪による被害が発生する気象現象は、シベリア寒気団の影響を受ける西高東低（冬型）の気圧配置に伴う季節風による場合、及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものとがある。降雪期間は 12 月から 4 月上旬までで、1～2 月に豪雪になりやすい。

①　積　雪　害

本町に降る 12 月頃の雪は、湿潤で粘着性が多いため、農林業、通信、交通機関に被害を与えることが多い。

1 月～2 月は、密度・粘着性が少ないため、農林業、通信への被害は比較的少ないが、豪雪が繰り返されることにより、建造物の倒壊等が発生しやすい。

②　融　雪　害

本町の融雪期は、例年 3 月中旬頃であるが、この時期に日本海を低気圧が通過し、降雨が重なると融雪洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多い。

③　雪　　崩

山間部が多い本町では、雪崩による災害も注意しなければならない。雪崩による災害を大別すると次の二つに分けられる。

ア　積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった雪の上に数 10 ㎝以上の新雪が降った場合に発生しやすく、1 月～3 月初旬にかけて多い。

イ　積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹くいて気温が上昇したとき、又は雨が降って雪どけが促進される場合に発生しやすく、3 月中旬～4 月にかけて多い。

（3）その他の気象災害

①　霜

霜の時期は、4 月下旬～5 月と 10 月頃であるが、本町では農作物に対する被害があり、特に果樹の被害が発生する。

②　雹

雹害は、寒冷前線及び上空の寒気により大気が不安定になった時に強く発生する。

③　落　　雷

落雷時の気象は、寒冷前線及び上空の寒気により大気が不安定となった時に多く発生する。時期的には、4 月～10 月にかけて発生し、8 月が最も多いが本町では、落雷による被害が

少ない。

④　冷害・干害

冷害・干害は、それぞれ次の気象条件により発生するが、本町においても農林作物に被害を及ぼす場合がある。

ア　冷　　害

日本の上空に偏西風が強まり、大陸の寒冷な空気が東北地方に流入して、冬の季節風のような影響を与える場合。

イ　干　　害

A　梅雨前線の活動が強まり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合。

B　日本付近の上空で偏西風が強く、地上で高気圧が帯状になって持続する場合。

（4）社会的災害（火災等）

大火の原因となる空気の乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のようなものがある。これらは、火災の発生しやすい条件をつくりだす。

①　冬から春先にかけて西高東低の気圧配置・・・北西の突風、太平洋側でフェーン現象による突風。

②　日本海に発達した低気圧や台風がある南高北低の気圧配置・・・南よりの風、日本海側でフェーン現象による乾燥した熱風。

③　春から初夏にかけて帯状の高気圧が日本付近を覆う気圧配置・・・連日晴天、空気が乾燥し、実効湿度が低下。また、風速、湿度等の気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。特に風は、延焼と密接な関係があり、風速が強くなるにつれ、その比率も上昇する傾向にある。暴風雨に近い降雨時の強風時でも大火になる恐れがある。

本町の左沢は、火事の多かった地域で大火と呼ばれる規模の火災が昭和期を含めると5回発生している。最近においては消防力の強化、防火思想の普及などにより大火に至る火災は少ないが、木造家屋の密集と狭い路地が少なくないことや、家族構成の高齢化に加えて老人のみの世帯が増加の傾向にあることから、大火に至る危険性を多分に含んでいる。

# 第５節　予想される被害等の状況

大江町は、総面積の約８割が森林であり、宅地面積は 2.64 ㎢に過ぎない。しかも集落は、町を東西に縦断する月布川沿いに大半が点在しており、最上川と合流する地点に左沢の市街地が形成されている。このため、大雨、雪解けなどによる水害、土砂崩れ等の土砂災害、また、雪崩等気象による災害を受けやすいため、今後とも水害対策、土砂災害対策、雪対策は重要である。

また、地震については、昭和 19 年の終戦末期に荻野、堂屋敷を震源とするマグニチュード 5.5 の地震が発生しているが、比較的地震災害が少ないといわれている。しかし、平成 14 年 5 月に公表された「山形盆地断層帯の長期評価」では、今後 30 年以内にマグニチュード 7.8 の地震が最大で７％の確率で発生するという極めて注目すべき内容になっており、このような地震が発生した場合の被害は、かなり大規模になると想定される。

一方、住民の日常生活では、電力、水道、ガス、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることや自動車の普及、危険物等の集積、自治意識の低下などにより、災害被害が拡大されるばかりでなく、被害の様相も多様化するものと予想される。

こうした状況と過去の被害を踏まえると、将来町で起こりうる災害の態様は概ね次のとおりである。

## １　自然現象に基づく災害

（１）台風、集中豪雨による災害
（２）地すべり、がけ崩れ等による災害
（３）雪害、冷害等による災害
（４）山形盆地断層帯等による地震災害
（５）その他

## ２　人的原因に基づく災害

（１）火事による災害
（２）道路交通等交通災害
（３）原子力関連施設等による災害
（４）その他死傷者が集団的に発生する災害

## ３　山形県における主な断層帯と山形盆地断層帯等の地震による被害想定

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した山形県における主な断層帯の長期評価と山形盆地断層帯被害想定調査報告書（平成 14 年 12 月公表）及び長井盆地西縁断層帯被害想定調査報告書（平成 18 年 6 月公表）における本町に係る被害想定は次のとおりである。

【県調査における震源域の設定】

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の３地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

また、海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖（地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方

沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。）に震源域を設定した。

| 区　分 | 震源域 | 地震規模(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ) | 起震断層の長さ |
|---|---|---|---|
| 内陸型地震 | 庄内平野東縁断層帯 | 7.5 | 38 km |
| | 新庄盆地断層帯 | 7.0 | 25 km |
| | 山形盆地断層帯 | 7.8 | 60 km |
| | 長井盆地西縁断層帯 | 7.7 | 51 km |
| 海洋型地震 | 山形県西方沖 | 7.7 | 100 km |

※　新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成９年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成 14 年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成 17 年度実施の被害想定調査による。

（１）山形県における主な断層帯

| 断層帯名<br>（公表年月） | 位置・長さ | | 地震の規模 | 発生確率 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 今後 30 年以内 | 今後 50 年以内 | 今後 100 年以内 | 今後 300 年以内 |
| 山形盆地断層帯<br>（平成 14 年 5 月）<br>（平成 22 年 1 月<br>一部改定） | 北部 | 大石田町<br>～寒河江市<br>約 29ｋｍ | 約 M7.8<br>北部、南部単独活動の場合<br>約 M7.3 | 0.003<br>～8%<br>(※1) | 0.005<br>～10% | 0.01<br>～20% | |
| | 南部 | 寒河江市<br>～上山市<br>約 31ｋｍ | | 1% | 2% | 4% | |
| 長井盆地西縁断層帯<br>（平成 17 年 2 月） | 朝日町～米沢市<br>約 51ｋｍ | | 約 M7.7 | 0.02%以下 | 0.04%以下 | 0.1%以下 | |
| 新庄盆地断層帯<br>（平成 14 年 7 月） | 新庄市～舟形町<br>約 11～23ｋｍ | | 約 M6.6<br>～M7.1 | 0.7～1% | 1～2% | 2～5% | |
| 庄内平野東縁断層帯<br>（平成 17 年４月） | 遊佐町～旧藤島町<br>約 38ｋｍ | | 約 M7.5 | ほぼ 0<br>～6% | ほぼ 0<br>～10% | ほぼ 0<br>～20% | |

（※1）　国内の主な活断層の中では高いグループに属する。

（２）山形盆地断層帯地震の被害想定（大江町域分）

| 区　分 | | 冬季夕方 | 冬季早朝 | 夏季昼間 |
|---|---|---|---|---|
| 地震の規模 | | マグニチュード７．８ | マグニチュード７．８ | マグニチュード７．８ |
| 計測震度 | | ５．６～６．３ | ５．６～６．３ | ５．６～６．３ |
| 建物被害棟数 | 全壊 | ２５３ | ２５３ | １９５ |
| | 半壊 | ４５３ | ４５３ | ３９９ |
| 出火件数 | | 4 | 1 | 0 |

| 区　分 | 冬季夕方 | 冬季早朝 | 夏季昼間 |
|---|---|---|---|
| 焼失棟数 | 4 | 2 | 0 |
| 死者数 | １６ | ２０ | １２ |
| 負傷者数 | ２９７ | ３３８ | ２４０ |
| り災者人数 | ２，２２０ | ２，２１３ | １，８５８ |
| 避難所生活者人数 | ９９８ | ９９３ | ８１５ |
| 断水世帯率 | ６３．３% | ６３．３% | ６２．２% |
| 停電世帯数 | １，１８０ | １，１８０ | １，１３５ |
| 電話不通世帯数 | ７８６ | ７８６ | ７０４ |

（３）長井盆地西縁断層帯地震の被害想定（大江町域分）

| 区　分 | | 冬季夕方 | 冬季早朝 | 夏季昼間 |
|---|---|---|---|---|
| 地震の規模 | | マグニチュード７．７ | マグニチュード７．７ | マグニチュード７．７ |
| 計測震度 | | ５．９～６．２ | ５．９～６．２ | ５．９～６．２ |
| 建物被害棟数 | 全壊 | １５４ | １５４ | １４１ |
| | 半壊 | ４９５ | ４９５ | ４５４ |
| 出火件数 | | 0 | 0 | 0 |
| 焼失棟数 | | 0 | 0 | 0 |
| 死者数 | | 7 | １３ | 6 |
| 負傷者数 | | １７０ | ２５７ | １５３ |
| 避難者数 | | 夜間の場合７７０ | 夜間の場合７７０ | 昼間の場合６７７ |
| 断水世帯数 | | ２，５６１ | ２，２２８ | ２，５６１ |
| 停電世帯数 | | ４７４ | ４７４ | ４７４ |
| 電話不通世帯数 | | ２９６ | ２９６ | ２９６ |

（４）庄内平野東縁断層帯地震の被害想定（大江町域分）

| 区　分 | | 冬　季 | 夏　季 |
|---|---|---|---|
| 地震の規模 | | マグニチュード７．５ | マグニチュード７．５ |
| 計測震度 | | ５．０～５．３ | ５．０～５．３ |
| 建物被害棟数 | 全壊 | 0 | 0 |
| | 半壊 | 7 | 7 |
| 出火件数 | | 0 | 0 |
| 焼失棟数 | | 0 | 0 |
| 死者数 | | 0 | 0 |
| 負傷者数 | | 0 | 0 |

| 区　　分 | 冬　季 | 夏　季 |
|---|---|---|
| 避　　難　　者　　数 | 夜間の場合　５７ | 昼間の場合　５３ |
| 断　水　世　帯　数 | １，９９７ | １，９９７ |
| 停　電　世　帯　数 | ０ | ０ |
| 電話不通加入者数 | ０ | ０ |

# 第 2 編

# 風水害等対策編

# 第１章　災害予防計画

## 第１節　気象等観測体制整備計画

［総務課］

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、町及び防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

### １　町の気象観測体制の現状

町は、役場本庁舎及び学校等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を随時観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用している。

また、地震観測体制については、震度計設置により、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。（※地震観測体制についても併せて記載）

### ２　観測体制の充実

山形地方気象台、町等防災関係機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステム構築の推進に努める。また、観測施設の信頼性の確保に当たり、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、その旨を気象庁長官（受付は山形地方気象台）に届け出る。なお、山形地方気象台は必要に応じ、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

# 第２節　防災知識の普及計画

**［総務課・地域振興課・健康福祉課・教育委員会］**

町及び防災関係機関は、所属職員に対しマニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度や役割等について習熟する機会を設け、防災知識の普及に努める。普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、防災意識の向上を図るものとする。

## １ 職員に対する教育

職員として的確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について研修会等を通じ教育を行う。

（１）気象災害に関する基礎知識
（２）災害の種別と特性
（３）大江町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
（４）災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
（５）職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
（６）家庭及び地域における防災対策
（７）防災対策の課題

なお、上記（４）及び（５）については、毎年度町所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

## ２ 教職員及び児童生徒に対する教育

町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

（１）教職員に対する防災教育

ア　新任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性、気象状況に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ　校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を行う。

（２）児童生徒等に関する防災教育

防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア　児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ　児童生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導する。

ウ　自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成する。

エ　中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能習得の指導を行う。

## 3 住民に対する防災知識の普及

町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

なお、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

（１）一般啓発

ア　啓発の内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

（ア）　住宅の補強等安全点検

（イ）　非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

（ウ）　最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

（エ）　自動車へのこまめな満タン給油

（オ）　高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

（カ）　家族が服用している医薬品の情報等の把握

（キ）　ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

（ク）　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

（ケ）　災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

（コ）　マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

（サ）　新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等（食料［最低１日分］、マスク、体温計等）の事前準備

イ　災害予想区域図の周知

町は、1,000 年に一度程度で想定される最大規模の降雨による被害の危険区域及び避難所等を示した大江町ハザードマップ(令和元年 12 月)を作成し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、住民等への周知を図っている。引き続き、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」としての明示を検討するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進にも努めていく。

ウ　災害発生後の行動等についての啓発事項

（ア）　特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

（イ）　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

（ウ）　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

（エ）　広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

（オ）　応急救護の方法

（カ）　通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

（キ）　高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

（ク）　ライフライン途絶時の対策

（ケ）　男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

（コ）　指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

（サ）　生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

（２）啓発の方法

町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオの貸し出し、県防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（３）住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

## ４　事業所等に対する防災知識の普及

事業所等への防災知識の普及は当節「３ 住民に対する防災知識の普及」を準用する。

なお、町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、気候変動の影響も踏まえつつ、企業自らも地域との連携・協力体制の強化や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

## 5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

（１）監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、医療機関・福祉施設並びに宿泊施設等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

（２）危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

（３）医療機関、福祉施設等における防災教育

医療機関や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

（４）宿泊施設等における防災教育

宿泊施設等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

（５）不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

## 6　要配慮者への配慮

防災知識等の普及に当たっては、外国人、高齢者、障害者等要配慮者にも配慮し、次の事項について実施に努める。

（１）外国語パンフレット等の作成・配布

（２）障害者、高齢者の災害常備品等の点検

（３）介護者の役割の確認

（４）避難訓練等への積極的な参加の呼びかけ

## 7　洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

県は、町長が必要と認める河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて町等へ水位や浸水想定の情報を提供するよう努める。

町は、洪水予報又は洪水特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を

把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

# 第３節　地域防災力強化計画

**［総務課］**

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

## １ 消防団、水防団の活動

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、防災活動において重要な役割を持っている。その活動として、平常時においては、それぞれの地域において、消防・水防訓練を行うとともに、地域住民に対しては防災に関する指導広報を行い、災害を未然に防ぐための特別警戒等の活動を行う。

## ２ 自主防災組織の育成・指導

（１）町は、法第５条第２項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、町内会、自治会等を中心とする自主防災組織の育成を推進する。また、組織率の向上に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。町及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

その際には、特に、災害危険度の高い、次のような地域に重点を置き推進を図る。

ア　人口の密集している地域
イ　高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
ウ　木造家屋の集中している市街地等
エ　土砂災害危険地域
オ　雪崩発生危険箇所の多い地域
カ　消防水利、道路事情等により、消防活動等の困難な地域
キ　豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
ク　過去において災害により甚大な被害を受けた地域

（２）自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

ア　市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
イ　同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

（３）県と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会、防災訓練等を開催し、地域における自主防災活動の推進及び防災資機材の使用方法等について指導を行う。

（４）育成強化対策

町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

ア　編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

(ア)自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

(イ)編成上の留意事項

a　女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

b　水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

c　事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

d　地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団ＯＢ等）の活用

イ　規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ　活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

(ア)自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)

(イ)防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)

(ウ)防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)

(エ)情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)

(オ)出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)

(カ)救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)

(キ)避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)

(ク)給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)

(ケ)防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)

（５）自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

ア　消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること

イ　自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること

ウ　男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

（６）訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

（７）防災資機材の整備等

町は､県が実施する自主防災組織への支援事業や､財団法人自治総合センターが実施する｢地域防災組織育成助成事業｣等を積極的に活用し､自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより､自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。

（８）自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

## 3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。

（１）平常時の活動

ア　防災知識の普及

イ　防災訓練の実施

（ア）　情報の収集・伝達訓練

（イ）　消火訓練（消防水利の確認）

（ウ）　避難訓練（避難地の確認）

（エ）　救出・救護訓練（医療救護施設の確認）

（オ）　防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

ウ　地域内の安全点検

エ　防災用資機材等の整備・点検

オ　在宅の要配慮者に関する情報の把握等

（２）災害発生時

ア　情報の収集・伝達

被害状況を町へ報告し、各種情報を住民に知らせるため、あらかじめ次の事項を決めておく。

（ア）　地域内の被害情報の収集方法（地域住民の安否の確認）

（イ）　連絡をとる防災関係機関

（ウ）　防災関係機関との連絡のための手段

（エ）　防災関係機関の除法を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ　出火防止及び初期消火

ウ　救出・救護活動の実施

エ　地域住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導

（ア）　避難誘導責任者の安全確認事項

ａ　市街地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物

ｂ　山間部、起伏の多いところ・・・・・・・・・・がけ崩れ、地すべり

ｃ　河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・決壊、浸水

（イ）　携帯品のチェック

（ウ）　要配慮者の避難活動への支援

オ　避難生活の指導、避難所の運営への協力

カ　給食・救援物資の配布及び町の給水・救護物資配布活動への協力

キ　他地域への応援等

## 4　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（１）自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

（２）地区防災計画の設定

町は、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

## 5 企業（事業所）等における防災の促進

町及び県は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組む。

（１） 事業所等の自主防災活動

町は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

ア　平常時の活動

（ア） 防災要員の配備

（イ） 消防用設備等の維持及び管理

（ウ） 家具・什器等の落下・転倒防止措置

（エ） 各種防災訓練の実施等

イ　災害発生時の活動

（ア） 出火防止及び初期消火活動の実施

（イ） 避難誘導活動の実施等

（ウ） 救援、救助活動の実施等

（２）企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国・県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び県は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（３）町等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

（４）企業等における帰宅困難者対策の促進

企業等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

町及び県は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

# 第４節　ボランティア受入体制整備計画

**［地域振興課］**

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため､町ではボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

## １　一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

（１）意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

（２）活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は、次のとおりである。

ア　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

イ　救援物資、資機材等の配分・輸送

ウ　家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去

エ　災害情報、生活情報等の収集・伝達

オ　被災者の話を聞く傾聴活動

（３）受入体制の整備

町は、災害時におけるボランティアの受入等が円滑に進められるよう社会福祉協議会、日本赤十字社、ＮＰＯ等と相互の連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア　町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ　町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ　町災害ボランティア支援本部の運営者等の要請及び登録

エ　町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ　地域における防災意識の普及啓発

カ　ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

## ２ 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

（１）意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

（２）活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

| 区　　分 | 活　動　内　容 | 必要な資格等 |
|---|---|---|
| 医療ボランティア | 発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等 | 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等 |
| 介護ボランティア | 避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等 | 介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者 |
| 手話通訳、要約筆記ボランティア | 手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等 | 手話、要約筆記に堪能な者 |
| 外国語通訳ボランティア | 外国語通訳による情報提供活動等 | 外国語に堪能な者 |
| 砂防ボランティア | 土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等 | 土砂災害等の知識を有する者 |
| 水防協力団体（ボランティア） | 水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動を行う。 | 水防管理者が指定した団体 |
| 消防ボランティア | 初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援 | 消防業務の経験者 |
| 被災建築物応急危険度判定ボランティア | 建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定 | 被災建築物応急危険度判定士 |
| 宅地危険度判定ボランティア | 住宅宅地の危険度を判定する。 | 被災宅地危険度判定士 |
| 通信ボランティア | アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等 | アマチュア無線の資格者 |
| 緊急点検、被害調査ボランティア | 公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査 | 県との協定締結団体の登録会員 |
| 動物救護ボランティア | 負傷動物及び飼い主不明動物等の救護 | 獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの |
| 歴史資料救済ボランティア | 歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等 | 歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者 |

（３）受入体制の整備

町及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制等を整備するため、次の取組みを進める。

ア　ボランティア活動の広報普及啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報普及啓発を行う。

イ　ボランティアの組織化（事前登録、協定締結等）

ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備する。

ウ　ボランティアの養成（訓練、研修等）

ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ　ボランティア保険の普及・啓発、加入促進

ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

## ４　活動環境の整備

町は、平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

# 第５節　防災訓練計画

**［総務課］**

災害発生時に県・関係機関及び地域住民等と連携を計りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的継続的に防災訓練を実施する。

## １ 訓練の実施及び参加

（１）町長は、法令及び防災計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、以下の事項に留意する。

ア　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティアなど等多様な主体と連携した訓練を実施すること。

イ　自主防災組織等を始めとする地域住民の参加に重点を置くこと。

ウ　県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

エ　無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。

オ　年に一回以上、総合的な防災訓練の開催に努めること。

カ　図上訓練等を実施するように努めること。

キ　被災時の男女のニーズの違い等､男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。

ク　ペット同行避難者の受入を想定した訓練実施に努めること。

ケ　緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。

コ　季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。

サ　大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。

シ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

（２）防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。

## ２ 訓練の種類及び内容の整備

突発的災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実働、図上訓練を行う。

なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

（１）総合防災訓練

町は、毎年、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、かつ実践的な訓練内容となるよう努める。

ア　災害対策本部運用訓練

イ　職員招集訓練

ウ　通信情報伝達訓練

エ　広報訓練

オ　火災防ぎょ訓練
カ　緊急輸送訓練
キ　公共施設復旧訓練
ク　避難訓練
ケ　救出救護訓練
コ　警備、交通規制訓練
サ　炊き出し、給水訓練
シ　自衛隊災害派遣訓練
ス　その他

（２）水防訓練

水防訓練は、次により訓練実施要領を定め実施する。

ア　訓練項目

（ア）　観測訓練（水位、雨量等）
（イ）　通報訓練（電話、無線伝達）
（ウ）　動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
（エ）　輸送訓練（資材、器材、人員）
（オ）　工法訓練（各水防工法）
（カ）　樋門（ひもん）等操作訓練
（キ）　避難訓練（危険区域居住者の避難）
（ク）　その他必要な訓練

イ　訓練実施時期

訓練の実施は、概ね年１回とし、９月前後に実施する。

ウ　訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しく高い場所で行う。

（３）消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等を含む）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主とし、建物火災防ぎょ、林野火災防ぎょ等を年１回時期を選定して実施する。

（４）避難訓練

ア　水防訓練、消防訓練等と併せて実施するものとし、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練とする。
イ　町長は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を年１回実施する。
ウ　教育委員会及び小中学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
エ　町は、社会福祉施設及び要配慮者関連施設、病院、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

（５）通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう平常時通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え、通信途絶中の連絡手段の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。

（６）非常招集訓練

突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置など防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

## 3 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行うものとする。なお、以下の点に留意して年１回以上防災訓練を実施する。

（１）授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
（２）児童･生徒の避難誘導を実施すること。
（３）季節を考慮した訓練を実施すること。
（４）できる限り地域との連携に努めること。

## 4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び医療機関・福祉施設並びに宿泊施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、医療機関・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから､施設の管理者は､町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

## 5　実践的な訓練の実施と事後評価

町､県及び防災関係機関は､訓練を行うに当たって､訓練の目的を具体的に設定したうえで、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

## 6　隣接市町等が実施する防災訓練への参加

町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

# 第６節　避難体制整備計画

**［総務課・健康福祉課・建設水道課］**

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるため、町は事前に避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を指定するとともに、避難場所及び避難所の周知及び整備に努める。

## １　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊により生活の本拠を失った場合等を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設を対象に、その管理者（設置者）の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、町地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

（１）指定避難所等の定義

ア　指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ　指定避難所

災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を学校、公民館等既存の建物内に収容し保護するための施設であり、法の基準を満たしかつ町地域防災計画で指定した施設をいう。

（２）指定避難所等の指定

指定緊急避難場所、指定避難所の指定に当たっては、次の事項に留意する。

ア　指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

・火災による輻射熱等、被害の危険性のない場所であること。
・洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
・がけ崩れのおそれのないこと。
・臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
・対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。（避難場所の必要面積は、概ね１人当たり１～２㎡／人程度を目安とする。）
・人員、物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な

幅員のアプローチを確保するよう努めること。

イ　指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する
・速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する
・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

ウ　地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。また、一旦避難した指定避難所にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用ヘリコプター離着陸等）を考慮した避難圏域を設定すること。

エ　発生が予想される地区の避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。また、観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。（避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で４～５㎡／人程度を目安とする。）

オ　浸水、延焼及び地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ　避難所等の指定に当たっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ　危険物を取扱う施設等が周辺にないように配慮すること。

ク　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチの確保に努めること。

ケ　指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ　指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に指定避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ　学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ　指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

セ　町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、

避難所運営のノウハウを有するＮＰＯ等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

（３）避難路の安全確保

町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア　指定避難所等に至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止及び耐震化等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ　その他の道路についても、道路に面する家屋や構造物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。特にスクールゾーンにおける危険箇所の調査を行い、危険要因の排除に努める。

（４）　指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア　避難誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

イ　広報紙、ハザードマップ、チラシ配布、ホームページへの掲載

ウ　防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

（ア）指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること

（イ）指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること

（ウ）避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

（エ）指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

（５）自宅療養者等への対応

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（６）公共用地の活用

町は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

## ２　避難指示等発令体制の整備

（１）判断基準の明確化

町は、災害時に適切な高齢者等避難の発表、避難指示、緊急安全確保が発令できるようあらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確に

したマニュアルを作成するものとする。

（２）全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

（３）国や県との連携

町は、避難指示等を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

（４）避難指示等の発令基準の設定

ア 避難指示等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

| 項　　目 | 洪　　水 | 土　砂　災　害 |
|---|---|---|
| ①対象とする災害及び警戒すべき区間等 | 避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水氾濫等の特徴に関する情報） | 土砂災害警戒区域及びその周辺 |
| ②避難すべき区域 | 水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定(避難行動要支援者に関する情報) | 土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定(孤立箇所、自主防災組織、避難行動要支援者等地区の実情を考慮) |
| ③避難指示等の発令の判断基準等 | 1)指定避難所等へ避難するため必要な時間を把握<br>2)避難すべき区域ごとに避難指示等の発令基準や考え方を策定 | 大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）危険度分布)、近隣での土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定 |
| ④避難指示等の伝達方法 | 1)伝達文の内容の設定<br>2)伝達手段や伝達先の設定<br>(伝達手段の整備や自主防災の体制等) | 1)伝達文の内容の設定<br>2)伝達手段や伝達先の設定<br>(伝達手段の整備や自主防災の体制等) |
| ⑤災害特性等 | 外水氾濫、内水氾濫(水門操作のタイミングや水路、防災重点ため池の状況)など | 1)局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。<br>2)深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生状況や前兆現象等状況把握に努め、避難指示等の発令を判断する。 |

イ　避難指示等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報等河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準

を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って、避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害の危険度分布（気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布））を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の２階等に緊急的に避難するなどの行動や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

ウ　避難指示等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

・町長が不在時の発令代行の順位
・発令の判断に必要となる気象情報等の確実な入手体制の整備
・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

## ３　避難所等に係る設備・資機材等の整備

町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

（１）断水でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送施設等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

（２）地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用の資機材、炊き出し用具（燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房機の配備や段ボールベッド、パーテーション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備

（３）要配慮者、女性及び子どもに配慮した資機材等の整備

（４）要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備。

（５）避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

（６）更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点配慮した施設の環境整備

（７）避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、研修施設、宿泊施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

## ４　要配慮者の避難支援計画

町は、要配慮者の避難支援体制を整備するため、要配慮者避難支援プランを作成するものとする。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）については名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

## ５　避難誘導体制の整備

町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員･児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、宿泊施設等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや､避難時の周囲の状況等により､指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、自宅の少しでも高い場所に移動するなど、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

## ６　防災上特に注意を要する施設の避難計画

（１）多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を定めておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア　防災情報の入手体制

イ　町指定の指定避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ　入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等の協力体制

エ　集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ　施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等

カ　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

（２）不特定多数の者が利用する施設

スーパー、宿泊施設、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア　施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ　利用者の施設外への安全な誘導

ウ　避難所に係る町との事前調整

## 7　福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。

（１）相談等に当たる介助員等の配置（概ね１０人の対象者に１人）

（２）高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

（３）日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、社会福祉施設や受入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

## 8　近隣市町における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

## 9　新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和２年８月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

（１）宿泊施設等の活用

ア　宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

（ア）　町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

（イ）　避難所としての宿泊施設等の活用の検討に当たっては、町は県の関係部局との調整を行う。なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

イ　宿泊施設等の借上げに係る調整

（ア）　町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等

から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

（イ） 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。

（ウ） 調整に当たっては、各宿泊施設等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

ウ　宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

（ア） 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。

（イ） 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。

（ウ） 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

（２）避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

# 第７節　救助・救急体制整備計画

**［総務課］**

大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

## １　自主防災組織の対策

（１）情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

（２）防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

（３）防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

## ２　町及び消防機関の対策

（１）住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

（２）民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

（３）消防組織の救助・救急体制の整備

ア　常備消防組織

消防本部は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助･救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ　消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー､ジャッキ､チェーンソー及び無線機器等の救助･救急用資機材の整備に努める。

（４）連携体制の構築

ア　防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防機関は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、（一社）日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

（５）救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

（６）医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

（７）応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防機関等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

# 第８節　火災予防計画

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

## １　消防活動体制の整備・強化

（１）消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

（２）消防団の育成強化

ア　消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、消火、救出救助等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員の減少、生活圏域の広域化による活動の衰退、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ　地域社会における消防団の育成と強化の推進

町は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

（ア）消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

（イ）消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

## ２　出火防止

（１）　一般対策

ア　町及び消防機関は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。

イ　町及び消防機関は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。

ウ　消防機関は、飲食店、商業施設等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

（２）一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器等の普及等、出火防止の指導に努める。

ア　災害発生時の対策

（ア）使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

（イ）ガスにあっては、元栓を締める。

（ウ）電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ　平常時の対策

（ア）消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
（イ）住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
（ウ）危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

（３）防火対象物に対する指導

消防機関は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

（４）防火対象物点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定の防火対象物（飲食店、商業施設、宿泊施設、医療機関等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの又は小規模雑居ビル等のうち避難が困難なものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

## ３　消防用設備等の適正な維持管理指導

（１）消防機関は、医療機関、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

（２）消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

## ４　初期消火体制の強化

（１）自主防災組織の対策

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

ア　自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、町等に通報する体制を確立する。

イ　自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画の作成を検討するとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

（２）事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

（３）事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。また、地域住民と日頃から連携を図り、火災の発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

## ５　消防施設等の整備

（１）消防機関による整備

消防機関は、消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。また、災害発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

（２）防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

（３）自主防災組織による整備

町は、「大江町自主防災組織育成・活動支援事業」、「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

## 6　通信手段・運用体制の整備

（１）通信手段（消防・緊急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の整備を行うほか、大規模災害時における広域応援体制の充実を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、部隊運用装置、消防・緊急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

（２）通信・運用体制の整備

ア　消防本部における消防緊急通信指令システムの整備を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

イ　被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援を提供する体制の整備を図る。

ウ　住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

# 第９節　医療救護体制整備計画

**［健康福祉課］**

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

## １　医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（下表参照）は、次の業務を行う。

| 被災地内 | 被災地外 |
|---|---|
| 傷病者に医療を提供する。 | 被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班を派遣する。 |
| ①町が設置する医療救護所<br>②一般医療機関<br>③災害拠点病院<br>④DMAT 指定病院<br>⑤DPAT 指定病院<br>⑥その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設 | ①DMAT 指定病院<br>②DPAT 指定病院<br>③災害拠点病院<br>④災害拠点精神科病院<br>⑤救急告示病院 |

（１）医療救護所

医療救護所は、町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方医療機関への搬送については、消防機関が行う。

（２）一般医療機関

一般医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

（３）救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

（４）災害拠点病院

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院は、重症傷病者等の受入や広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

（５）災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入やトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、DPAT 活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

（６）DMAT 指定病院

DMAT 指定病院は、県の要請により、DMAT を被災地内外に派遣する。派遣されたＤＭＡＴは、県の要請等により県外から派遣された DMAT とともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

（７）DPAT 指定病院

DPAT 指定病院は、県の要請により、DPAT を被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣された DPAT は、県の要請等により県内外から派遣された DPAT とともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

## ２ 医療関係施設の整備等

（１）医療関係施設等の整備

町、医療施設及び医療関係団体は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び長時間停電対策等の設備等の整備を図る。

（２）医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア　設置場所

（ア）　二次災害の危険のない場所であること。

（イ）　傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。

（ウ）　住民等に比較的知られている場所であること。

（エ）　ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ　設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ　設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、小学校の学区程度に１ヵ所程度を目安とする。

（３）山形県医療機関情報ネットワークを活用した災害時の情報収集体制の整備

町、医療施設、医療関係団体は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

（４）非常用通信手段の確保

県、町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

## ３　初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

（１）救護所の設置個所を定め、住民に周知を図る。

（２）救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

（３）医療機関の協力により、医療救護班を編成する。

（４）医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

（５）応急手当等の家庭看護の普及を図る。

## ４　医療体制の整備

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連

絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上運送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。なお、町内の医療機関については、資料編を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

## 5　医薬品、医療資機材の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

また、町は県と協力し、医薬品・医療資機材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

# 第 10 節　防災用通信施設災害予防計画

**［総務課］**

大規模な災害に備え、町は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

このため、町は県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

## 1　町防災行政無線等の整備拡充

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報及び特別警報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）と防災行政無線の自動放送連携を確保する。

（１）同報系無線

地域住民に対する災害情報（特別警報、土砂災害警戒情報、気象情報、緊急地震速報、避難情報、火災情報等）の周知徹底を図ることを目的とした、屋外拡声器及び戸別受信機による設備。デジタル防災行政無線システム（屋外拡声子局 48 カ所（うち MCA22、再放送支局 4）、戸別受信機、補助局、中継局、非常用発電設備等）を導入し運用している。なお、スマートフォンアプリでも同様の災害情報を発信する。

（２）移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、役場本庁舎等と防災関係機関、災害現場の間又は災害現場等相互の間の通信を行う車載型又は携帯型の無線設備。

## 2　運用対策

（１）町は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

（２）通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

## 3　通信施設の予防措置

（１）町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

（２）町の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア　災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ　既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ　災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネット

ワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、国及び県等を通じた一体的な整備を図る。

エ　非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ　移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ　通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

キ　情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

（３）通信手段の多様化

町、国及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

（４）最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

## ４　通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

## ５ 電気通信設備等の活用

（１）移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

（２）災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

（３）ＩＰ電話

ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

（４）電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

# 第11節　地盤災害予防計画

**［総務課・建設水道課・農林課］**

災害により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、県及び町等が実施する災害予防対策について定める。

## 1　土砂災害警戒区域等の調査･周知

（1）基礎調査の実施

町は、県が実施する、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査について、資料及び情報の提供を受ける。

（2）土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ住民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、関係図書を一般の縦覧に供するほか、ハザードマップ、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。また、町は、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

## 2　山地災害危険地区の調査･周知

（1）調査の実施

町は、県が山地災害危険地区調査要領に基づき実施する、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区の調査について、資料及び情報の提供を受ける。

（2）危険地区の周知

町は、県より「山地災害危険地区」の資料及び情報の提供を受け、ホームページでの公開等の多様な手段により地域住民に周知徹底を図る。なお、町の山地災害危険地区は資料編に記載のとおり。

## 3　防災体制の整備

（1）推進体制の強化

町は、国、県及び防災関係機関と連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

（2）観測、情報収集・伝達体制の整備

町、国、県及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る体制の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に通報・周知できる伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、町、国及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

（３）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　土砂災害警戒区域内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、これらの周知を図るため土砂災害ハザードマップ等の作成や配布その他の必要な措置を講じる。なお、避難所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

## ４　国土保全事業等の推進

（１）法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進し、町はこれに協力する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

| 法 令 名 | 指定地等名称 |
|---|---|
| 砂防法 | 砂防指定地 |
| 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
| 森林法 | 保安林 |
| 建築基準法 | 災害危険区域 |
| 宅地造成等規制法 | 宅地造成工事規制区域<br>造成宅地防災区域 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害警戒区域<br>土砂災害特別警戒区域 |

※災害危険区域の指定を行う場合は、既成街区の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、想定水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

（２）治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、 治山事業、砂防事業、 急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進し、町はこれに協力する。

（３）緊急用資機材の確保

町及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

（４）地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

## ５　災害防止に配慮した土地利用の誘導

（１）危険住宅等の移転推進

町及び県は、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

（２）危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力する。

## ６　緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、風水害に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図るものとし、町はこれに協力する。

# 第12節　孤立集落対策計画

**［総務課・建設水道課・農林課］**

土砂災害等により交通が途絶し、孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

## １　孤立危険性のある集落

孤立するおそれのある集落は、次のとおりである。

| 集落数 | 戸　数 | 人　　口 | | | 人口比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 男 | 女 | 計 | |
| １５集落 | 173戸 | 206人 | 182人 | 388人 | 5.0% |

令和３年４月１日現在

## ２　各種体制の整備

（１）通信手段の確保

町は、集落が孤立し、一般的な公衆回線が不通となった場合でも、集落との通信手段が確保できるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む）、衛星携帯電話や簡易無線機等の通信設備の整備に努める。

（２）食料等の備蓄

ア　町は、集落が孤立した場合に備え、計画的に食料や飲料水、最小限の生活必需品の備蓄を進めるとともに、住民に対して食料等の備蓄の必要性を周知、啓発する。

イ　住民は、災害に備えて自ら食料等の備蓄に努める。

（３）自主避難場所等の確保

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

ア　町は、孤立するおそれのある集落における自主避難場所等の整備を支援する。

イ　住民は、集落内の合意形成の上で自主避難場所等を選定し、その整備に努める。

（４）防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及びその燃料の確保に努めるとともに、集落において整備する際はその支援に努める。

（５）ヘリコプターの離着陸場の確保

町は、災害により集落が孤立した場合に、ヘリコプターによる負傷者等の搬送、食料等物資の運搬が行えるよう、国及び県等の関係機関と協議するとともに、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

（６）自主防災組織の育成等

ア　町は、孤立するおそれのある集落における自主防災組織の結成を進めるとともに、集落における避難計画の作成や防災訓練等の実施について支援する。

イ　住民は、自主防災組織の結成に努めるとともに、集落における避難計画の作成や防災訓練等の実施に努める。

（７）応援体制の整備

町は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

### 3　孤立予防対策の推進

町は、交通を途絶するおそれのある土砂災害等の危険箇所を事前に把握して住民に周知するとともに、国及び県とともに道路や橋等に関する予防対策の推進に努める。

# 第 13 節　建築物災害予防計画

**［総務課・建設水道課］**

風水害等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を促進する。

## 1　建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

（１）既存建築物に対する改善指導

県は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

（２）防火基準適合表示制度による指導

消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物(飲食店、商業施設、宿泊施設、医療機関等の不特定多数の者が利用するもの)のうち一定の基準に適合するものには、防火基準適合表示制度(セイフティマーク)等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

## 2　建築物の災害予防対策の推進

（１）防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア　防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

（ア）　災害対策本部等が設置される施設（役場本庁舎等）

（イ）　医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）

（ウ）　応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先機関等）

（エ）　避難収容施設（学校、体育館、公民館等）

（オ）　社会福祉施設等

イ　防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

（ア）　建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

（イ）　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

a　配管設備類の固定強化

b　非常用電源の基本能力の確保

c　飲料水の基本水量の確保

d　消防防災用設備等の充実

e　情報・通信システムの安全性能の向上等

（ウ）　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第 12 条第２項、第４項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

（２）不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

商業施設等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策を指導する。

ア　災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ　避難誘導にあたる施設従業員の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

エ　災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ　商業施設等の個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

（３）一般建築物の災害予防対策

町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア　著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ　落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ　水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

# 第 14 節　輸送体制整備計画

**［総務課・建設水道課］**

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定める。

## 1　輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握、点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

## 2　緊急輸送道路の設定

町は、県の緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、町内の緊急輸送ネットワークの形成を図る。

（1）緊急輸送ネットワークの指定

町は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、町内の防災活動拠点（町、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設（道路・鉄道・臨時ヘリポート等)、避難所を選定し、これらを有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークを指定する。なお、町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

（2）緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議のうえ、協定等を締結する。また、農道、林道等についても食料等の緊急輸送道路、代替路として確保できるよう整備及び管理に努める。

（3）連携体制の強化

緊急輸送ネットワークにおいて指定された輸送施設等の管理者は、平時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

## 3　物資拠点の環境整備等

（1）町及び県は、物資拠点において運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

ア　物資の調達・輸送に必要となる情報項目･単位の整理による発注方法の標準化

イ　物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ　緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

（2）町及び県は、地域の社会的・地理的状況、災害による被害想定、指定避難所の配置状況

等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定する。

（３）民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

## ４　臨時ヘリポート候補地の選定

町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。

## ５　緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

（１）緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

（２）届出済証の受理と確認

ア　県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、緊急通行車両の事前届出を行う。

イ　届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

（３）関係機関との連携

緊急輸送物資に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)山形県トラック協会等と協定を締結する。

（４）自動車運転手のとるべき措置

自動車運転手に対し、災害発生時のとるべき措置について、警察機関と協力して次の事項を周知徹底する。

ア　走行中のとき

(ア)　落石やその徴候、道路の冠水等を覚知した際は、直ちに警察又は市町村に通報するとともに、危険箇所には近づかず停車すること。

(イ)　停車する際は、安全な方法により車両を道路左側に寄せること。ただし、地盤が緩んでいることがあるので路肩に寄り過ぎないよう注意すること。

(ウ)　停車後はカーラジオ等により気象情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(エ)　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ　避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

ウ　災害対策基本法による交通規制が行われたとき

（ア） 道路区画を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

（イ） 速やかに移動することが困難なときは、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

（ウ） 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

**緊急通行車両の標章**

備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

# 第15節　各種施設災害予防対策関係

## 第1款　ライフライン施設等の予防対策

**［総務課・地域振興課・建設水道課］**

上下水道、ガス、電力、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

### 1　水道施設の予防対策

町は、次により防災体制の整備を行う。

（1）防災体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

ア　応急対策マニュアルの策定、教育及び訓練による人材育成

(ア)応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(イ)研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査、復旧計画の立案、災害現場における復旧施工等の現場技術を向上させ､熟達した技術者の養成･確保に努める。

(ウ)緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

イ　管理図面及び災害予防情報の整備

他水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするため、水道体系図、施設図及び管路図等を整備する。

ウ　防災関係機関との連携及び連絡調整

災害発生時において、応急対策用車両が緊急車両として通行できるよう、警察との連絡調整を図る。また、日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」に基づき、相互協力体制を整える。

エ　緊急時連絡体制の確立

町は、災害発生時にも使用可能な携帯電話等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

オ　自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

町は､自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

（2）防災広報活動の推進

町は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自治会、自主防災組織等に対し､防災体制の確立及び飲料水の確保について広報し､防災意識の啓発に努める。

ア　住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報紙を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

イ　自治会、自主防災組織等への防災活動の研修

自治会、自主防災組織等による訓練等を実施することにより、緊急時における自治会、自主防災組織等の支援体制の確立に努める。

ウ　医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について広報、指導に努める。

（３）上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

ア　重要施設及び基幹管路の安全性の強化

(ア)指定避難所、給水拠点を中心とした配水管等の整備による貯水機能の強化

(イ)配水池容量（12 時間貯水容量）の増加

(ウ)老朽管路の計画的な更新

イ　代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ウ　バックアップシステムの構築

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

(ア)重要施設の複数配置による危険分散の強化

(イ)非常用電源の整備（２回線受電、自家発電設備）

(ウ)隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築

(エ)制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

(オ)各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

エ　薬品管理における予防対策

(ア)水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

(イ)水道用薬品の適正な量の備蓄

オ　二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

（４）災害対策用資機材等の整備

ア　応急給水用資機材の整備

町は、計画的に給水車（ポンプ付き給水車を含む。）、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

イ　応急復旧用資機材の整備

町は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

(ア)　排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備

(イ)　配水管、ジョイント等の応急復旧用資機材の備蓄

(ウ)　復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

(エ)　作業員の安全装備等の常備

## 2　下水道施設の予防対策

町は、災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするために、次の災害予防対策を講じる。

（1）防災体制の整備

ア　組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

イ　応急対策マニュアルの策定

防災用電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検、応急マニュアルもあわせて整備する。

ウ　教育及び訓練による人材育成

研修会及び講習会により、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

エ　設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

オ　ライフライン防災関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるので、これら防災関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握する上で、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

カ　民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

キ　事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画(業務継続計画)の随時見直しを図る。

（2）広報活動

町は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

（3）下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設の浸水対策及び安全確保対策を実施する。

ア　浸水対策

(ア)耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

(イ)耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

イ　安全確保対策

(ア)施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変化が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

(イ)維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ　長時間停電対策

(ア)非常用電源の確保

下水道施設の停電対策として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社等と災害時における可搬式発電機の優先借受について協定を提携することを検討する。

(イ)燃料の確保

非常用発電源及び緊急車両用の燃料を確保する。また、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

（４）災害復旧用資機材等の確保

下水道管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、現在協定を締結している大江町下水道協会に機材確認等を行い、協定内容を見直していく。その他、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど、広域的な支援体制も確保しておく。

## 3　ガス供給施設の予防対策

災害によるガス供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置によるガス供給の確保のために、町は、ガス事業者が実施する災害予防対策に協力する。

[ガス事業者]

ガス販売事業者は、その販売施設について定期点検を実施し、技術基準に適合している状態に維持するとともに、非常時の緊急措置について、動員、出動、設備の応急修理及び関係機関との連絡方法も含め、日常の業務を通じた防災訓練を実施するものとする。

また、消費者に対して消費機器の取り扱い及び注意事項について周知を図るものとする。

## 4　電力供給施設の予防対策

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、町は、電気事業者が実施する災害予防対策に協力する。

[電気事業者]

（１）電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、各種対策に十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講ずる。

（２）代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（３）重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

（４）電気工作物の巡視点検

電気工作物を関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

## 5　電気通信施設の予防対策

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても確保するために、町は、電気通信事業者が実施する災害予防対策に協力する。

［電気通信事業者］

東日本電信電話株式会社山形支店は、災害発生時に通信を確保するために、次の災害予防対策を実施する。

（１）防災体制の整備

ア　通信施設監視体制の確保

イ　災害発生時組織体制の確保

ウ　防災教育及び防災訓練の実施

（２）通信施設の災害予防措置

災害発生時においても重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の設計・設置を行うとともに、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間通信が途絶し連絡網が不通しないよう、次により信頼性の向上を図る。

ア　バックアップ対策

イ　災害対策用通信機器等の配備

（３）災害復旧用資機材の配備

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材を整備し充実を図る。

（４）電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

## 6　危険物施設等の予防対策

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止に努める。

（１）危険物施設等の把握

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理及び自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

（２）危険物施設の安全対策

（３）施設構造基準等の維持

危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

県及び消防機関は、西村山地区危険物安全協会及び山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

（４）防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

（５）連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

# 第２款　災害に強い施設・設備の整備

**［総務課・建設水道課・農林課］**

災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

## １　水害予防対策

（１）各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

ア　緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

イ　災害危険地区の調査及び住民への周知

山地災害、地すべり等危険区域及び浸水等による危険地域等（資料編参照）を定期的に調査し、災害危険箇所について住民へ周知する。

ウ　ハザードマップの作成

洪水及び土砂災害の発生が予測される場所において、円滑な避難が実施されるよう避難地図（ハザードマップ）を作成するとともに、住民の防災意識の醸成を図る。

（２）治山施設等災害予防

町は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

ア　保安林の指定及び整備

（ア）森林の維持造成を通じ、災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

（イ）指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の適切な管理に努める。

イ　治山施設の整備

（ア）危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を各事業計画に基づいて計画を進める。

（イ）既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

ウ　林道施設の整備

町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような機能も考慮した林道の整備に努める。

（３）砂防施設の災害予防

現在荒廃している渓流又は将来荒廃の恐れのある渓流について、土石流の発生が予想される渓流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃渓流の整備を進める。

（４）河川管理施設等の災害予防

ア　各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。

イ　災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

ウ　県及び山形地方気象台等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努

める。

エ　最上川の上郷ダムの放流については、下流域に被害を及ぼさない方法により行われるよう、ダム管理者、東北電力（株）の担当者と協議し、放流に当たっての事前連絡体制を整備しておく。

オ　水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる。

（５）市街地等の雨水排水整備計画

排水整備計画の推進を図り、浸水等による災害を防止する。

（６）農業用かんがい用排水施設の整備

市街地の雨水排水計画と一体となった農業用排水体系の整備及び田んぼダムの推進も含めた流域治水対策の検討を進める。

## ２　土砂災害予防対策

（１）危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された木崩壊危険区域については、関係機関と協力し重点的に観察指導を行う。

（２）所有者等に対する防災措置の指導

被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。

また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、予め注意を喚起する。

（３）急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

崩壊危険区域の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるよう努める。

また、既存の指定区域と併せて、地域住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木等の伐採、土砂の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

（４）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

「土砂災害警戒区域（イエローゾーン)」とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン)」とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建物に損壊を生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び住居を有する建築物の構造を制限すべき土地の区域をいう。

ア　区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況についての基礎調査を行い、町長の意見を聞きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

イ　土砂災害警戒区域の警戒避難体制

住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害ハザードマップを作成し、避難所、避難経路等について住民に周知するとともに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に必要な事項を定める。

ウ　土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者関連施設への土砂災害警戒情報の伝達体制の整備

県や気象台からの土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者が活用する施設に対しての伝達体制の整備を図る。

（５）地すべり防止事業

地すべりによって､流失する土砂による災害を未然に防止するため､治水事業の推進を図る。

（６）宅地造成事業

宅地造成事業については､宅地造成等規制法など法に基づく防災措置を講じるよう指導する。

## ３　農林業災害予防対策

本町は台風、豪雨、雪害、異常気象等により農作物や農林業施設等に被害を受けている。

（１）農地、農業施設の災害防止

ア　災害から、農地、農業施設等を守るため、農業用用排水施設の整備、老朽ため池の補強、降雨等による農地の侵食対策について、農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

イ　既存のため池に緊急防災用機能を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水地を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

（２）集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点となる農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用を考慮し、整備に努める。

（３）農業気象対策の推進

農業気象対策については、絶えず的確に気象情報を把握し、県、農業団体等と密接な連携のもと、広報を行うなど農業者に対し周知徹底を図り、災害の未然防止に努める。

（４）病害虫防除対策

ア　病害虫の異常発生については、農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。

イ　防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

（５）経営技術の確立

稲作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、防災経営技術の確立を図る。

（６）林業対策

山林については、森林組合の協力により雪害対策、防災等の整備を図る。

# 第 16 節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

**［総務課・建設水道課・健康福祉課］**

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、飲料水、生活物資、医薬品等の緊急物資の調達・確保に努める。また、防災資機材等の整備を推進する。

## 1　基本的な考え方

（1）町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

（2）町は、住民が各家庭や職場で平時から食料等の備蓄について、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。

（3）町及び応急対策にかかわる他の防災関係機関は、必要に応じ、職員等に係る食料等の備蓄に努める。

（4）町は、住民の備蓄を補完するため、関係調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を推測し、その人数に相当する食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）することを基本とし、要配慮者に考慮して分散型の公的備蓄を行う。

（5）町は流通備蓄を行うため、あらかじめ町内又は近隣の関係業者と協定を締結し、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平時から当該業者の食料等の供給可能量の把握に努める。

（6）町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

## 2　食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

（1）被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、町は、備蓄場所を確保し、緊急に必要な物資を計画的に備蓄しておく。

（2）公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。

（3）住民及び自主防災組織に対し、以下のことを啓発・指導する。

ア　7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持ち出し品を準備する。

イ　自主防災組織を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

（4）食料の品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

ア　炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

イ　即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

（5）生活必需品の品目

高齢者や乳幼児等の要配慮者、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保を行う。

| 区　分 | 品目例（特に重要な品目） |
|---|---|
| 寝具 | 毛布、ダンボール等　ほか |
| 外衣・肌着 | 下着　ほか |
| 身の回り品 | タオル　ほか |
| 炊事道具・食器 | ほ乳瓶、同洗浄器　ほか |
| 医薬品 | 常備薬、救急箱　ほか |
| 日用品 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング、大人用おむつ、簡易トイレ　ほか |
| 光熱材料等 | 懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋　ほか |
| 季節用品 | （冬期）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油　ほか<br>（夏期）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤　ほか |

（６）燃料

ア　品目

ガソリン、灯油等

イ　方法

(ア)県は、石油協同組合等と連携して、災害時にも対応可能な中核給油所や小口燃料配送拠点の整備等を促進するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

(イ)町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

## ３　食飲料水の確保

（１）１人１日３リットルの水を確保することを目安に、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

（２）非常災害時における応急給水計画を作成する。その際、医療機関や社会福祉施設・要配慮者関連施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

（３）給水車、給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。

（４）住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水・水の備蓄について以下のことを啓発・指導する。

ア　住民における貯水

(ア)　貯水すべき水量は、１人１日３リットルを基準とし、世帯人数の７日分を目標とする。

(イ)　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ)　貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア)　応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

(イ)　応急給水に必要とされる水槽、ポリタンク等の資機材を整備する。

（５）取水、送水、配給水施設をすみやかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期する。
（６）日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水について、県及び他市町村と相互応援体制の整備に努める。

## ４　医薬品等の確保

（１）町は、災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、医療救護班及び広報医療機関の行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
（２）町は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

## ５　防疫対策

（１）防疫に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。
（２）防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、衛生班、医師、保健師又は看護師等をもって編成する。

## ６　し尿処理対策

（１）必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画に努める。
（２）日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

# 第 17 節　文教施設における災害予防計画

**［教育文化課］**

災害発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

## 1　学校の災害予防対策

（1）学校防災計画の策定

学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校防災計画を策定する。

ア　安全教育に関する事項

(ア)学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(イ)学年別・月別の指導事項

特別活動における指導事項

a　学級(ホームルーム)活動における指導事項(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)

b　学校行事(避難訓練、交通安全教室など安全に関する行事)における指導事項

C　児童(生徒)会活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

d　課外における指導事項

e　個別指導に関する事項

（ウ）その他必要な事項

イ　安全管理に関する事項

（ア）対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

（イ）対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ　学校安全に関する組織活動の事項(研修含む。)

（2）危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

（3）学校安全委員会の設置

校長等は、学校防災計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

（4）学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

ア　学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ　教職員の緊急出動体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ　家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害発生時の連絡先及び児童〓生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ　施設、設備等の点検・整備

(ア)学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ)積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ　防災用具等の整備

(ア)医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ)生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておく。

（５）防災教育

校長等は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、本編第１章第２節「防災知識の普及計画」による。）。町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

（６）防災訓練

校長等は、児童、生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校教育における具体的な防災訓練は、本編第１章第５節「防災訓練計画」による。）。

## ２　学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建造物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。これらの施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

（１）学校防災計画の策定等

学校防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

（２）自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

（３）避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置をとる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

（４）防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア　文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、敷地全般にわたる排水施設やがけ崩れ、土砂流出防止施設等の整備及び危険木対策を促進する。また、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ　収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

# 第 18 節　要配慮者の安全確保計画

**［健康福祉課・地域振興課・総務課］**

災害発生時に、自立避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

## 1　在宅の要配慮者への対策

（1）要配慮者支援体制の確立

ア　地域コミュニティの形成

迅速な避難行動が困難な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、町は、地域の自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ及びＮＰＯ・ボランティア等による在宅の避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ　避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

（ア）　町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。生活状況の把握に当たっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

（イ）　町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

（ウ）　町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（エ）　町は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿・個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの

防止等必要な措置を講じる。

（オ） 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

（ア） 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

（イ） 避難行動要支援者名簿及び個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

（ウ） 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

（２）情報伝達、避難誘導体制の整備

ア　自主防災組織、自治会及び消防団等の協力のもとに要配慮者ごとの伝達方法及び誘導担当者を配備するなど、きめ細かな実効性のある情報伝達、避難誘導体制の確立を図る。

イ　指定避難所や避難路の指定は、地区の要配慮者の実態にあわせ利便性や安全性に十分配慮する。

ウ　避難支援者の明確化

町は、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

エ　災害発生時における要配慮者への情報伝達、避難誘導等においては、家族、避難支援者とともに、近隣住民等の果たす役割が大きいことから、町は、自治会、自主防災組織、福祉関係者及びボランティア組織等と協力し、要配慮者と近隣住民等との共助意識の向上に努める。また、要配慮者の支援活動の中心となるヘルパー等の福祉活動に従事する者や、近隣の地域住民、ボランティア組織、自治会等の地域組織の育成に努める。

オ　情報伝達機器、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進する。

また、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急通報システムの整備等に努めるとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定避難所等への誘導標識等の設置に努める。

（３）要配慮者に適した避難地等の確保

町は、指定避難所等を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、可能な限りバリアフリー化された施設の選定に努める。町は、役場、学校を含む公共施設のバリアフリー化に努める。

また、町は、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、特定の障がいを持つ者を対象とする

福祉避難所の指定を推進する。

（４）防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練の実施に努める。

ア　避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による災害知識の普及

イ　広報紙による災害発生時における避難行動要支援者の啓発、知識の普及等

ウ　避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

（５）公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全性を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

（６）防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

（７）町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班（仮称）の設置に努める。

## ２　社会福祉施設等における要配慮者への対策

社会福祉施設等の管理者は、次により災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

（１）防災体制の整備

ア　自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ　職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

エ　情報連絡、応援体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議を設置し、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。また、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

（２）社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

（３）防災教育・防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域住民、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

（４）施設・設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、新耐震基準施行（昭和 56 年６月）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。また、日頃から備品の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検を行い、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

（５）食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、最低３日間、推奨１週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

（６）要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

（７）町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ　防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ　要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

（８）洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を定め､警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

県（要配慮者利用施設所管部）及び町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町はその旨を公表することができる。

## ３　外国人の安全確保対策

（１）情報伝達、避難誘導体制の整備

町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

（２）防災教育、防災訓練の実施

町は、ＮＰＯ・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防

災知識の普及に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

ア　外国語対応の防災に関するパンフレット、防災マップ・行動マニュアルを作成･配布することにより、避難所･避難路等の周知に努める。

イ　避難所までの案内板等に外国語の併記に努める。

ウ　地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。

（３）日本赤十字社を通じて、外国から照会のある在日日本人の安否調査について、各関係機関との連絡や、ボランティアの協力を得て住所、安否の確認を行い、回答する。

（４）案内標示板等の整備

町は、避難所や避難経路の標示、災害に関する案内板等について、外国語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

（５）災害ボランティアの養成

町及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

# 第２章　災害応急計画

## 第１節　活動体制関係

災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への災害派遣要請を行い、必要に応じて各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

### 第１款　応急活動体制の確立

**［全　部］**

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関等と緊密な連携を図りつつ災害の発生を防ぎょし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

#### １　災害対策本部

災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、大江町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

（１）本部組織

ア　組　織　図

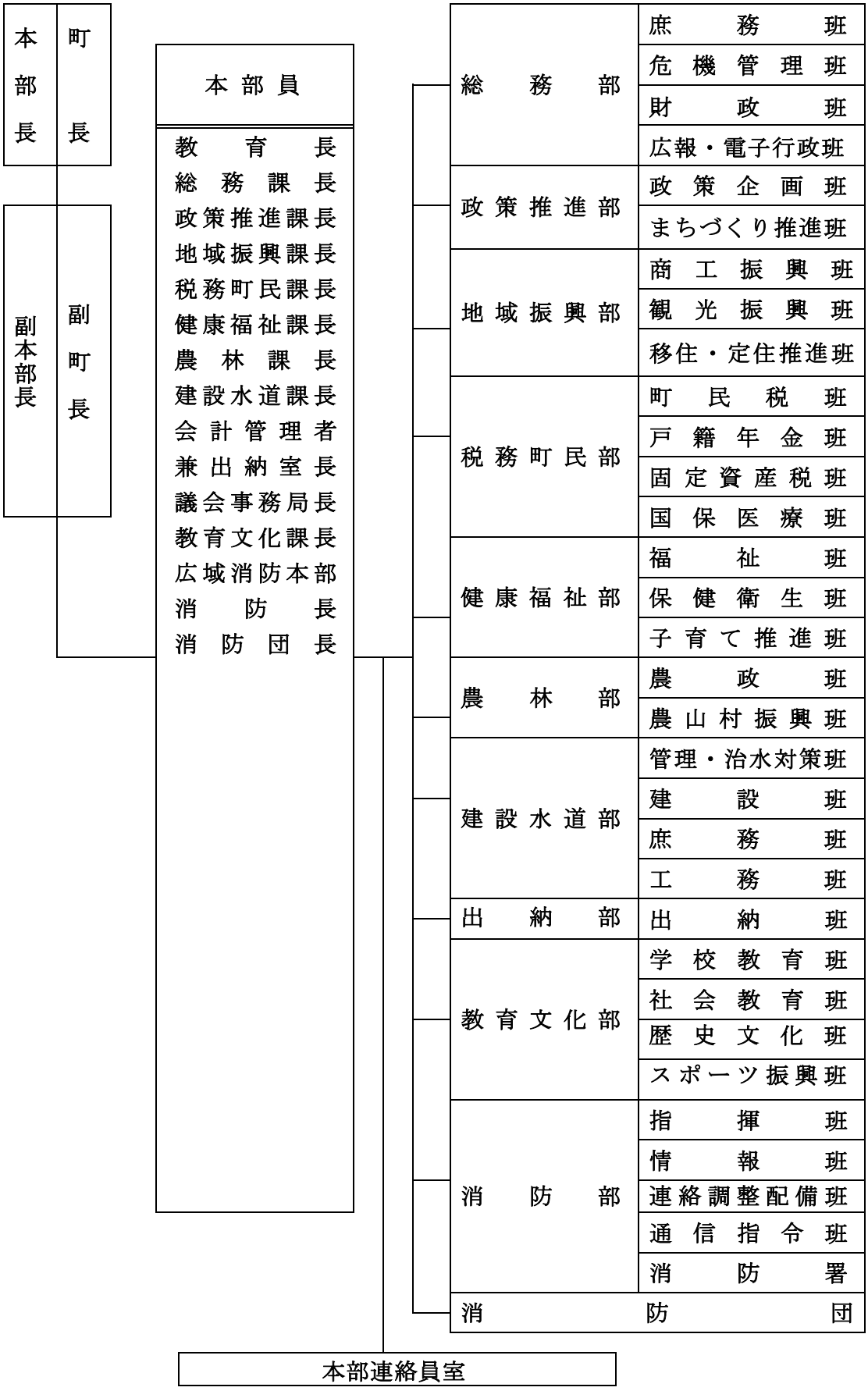
本部長
町長
副本部長
副町長
本部員
教育長
総務課長
政策推進課長
地域振興課長
税務町民課長
健康福祉課長
農林課長
建設水道課長
会計管理者
兼出納室長
議会事務局長
教育文化課長
広域消防本部
消防長
消防団長
総務部
庶務班
危機管理班
財政班
広報・電子行政班
政策推進部
政策企画班
まちづくり推進班
地域振興部
商工振興班
観光振興班
移住・定住推進班
税務町民部
町民税班
戸籍年金班
固定資産税班
国保医療班
健康福祉部
福祉班
保健衛生班
子育て推進班
農林部
農政班
農山村振興班
建設水道部
管理・治水対策班
建設班
庶務班
工務班
出納部
出納班
教育文化部
学校教育班
社会教育班
歴史文化班
スポーツ振興班
消防部
指揮班
情報班
連絡調整配備班
通信指令班
消防署
消防団
本部連絡員室

（２）本部の設置

ア　設置及び廃止基準

| | |
|---|---|
| 設置基準 | ・特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）が発令されたとき。<br>・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。<br>・避難指示の発令（警戒レベル４）が検討される災害の発生が予想されるとき。<br>・町内で震度６弱以上の地震が観測されたとき。<br>・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br>・町長が特に必要と認めたとき。<br>・町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。 |
| 廃止基準 | ・災害応急対策が概ね完了したとき。<br>・町長が特に必要がなくなったと認めたとき。 |

イ　町長に事故があるときは副町長が、町長、副町長とも事故があるときは総務課長が本部を設置する。

ウ　設置場所

本部は、庁舎内に設置する。万が一、庁舎が被災し使用不可となった場合には、次の場所に設置する。

第１予定場所　大江町中央公民館若しくは大江町体育センター

第２予定場所　大江町町民ふれあい会館

第３予定場所　大江町立左沢小学校

エ　本部を設置又は廃止した場合の通知等

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。また、本部を設置したときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課）に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

**災害対策本部設置・廃止の通知区分**

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 | 責任者 | 担当班長 |
|---|---|---|---|
| 町本部各部 | 庁内電話又は口頭 | 総務部長 | 総務班長 |
| 町防災会議の委員 | 文書又は電話 | 〃 | 〃 |
| 県防災危機管理課 | 防災行政無線 | 〃 | 危機管理班長 |
| 西村山広域行政事務組合 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 各区長 | 文書又は電話 | 〃 | 広報班長 |
| 報道機関 | 電話又はＦＡＸ | 〃 | 〃 |
| 住民 | 区長経由・広報紙 | 〃 | 〃 |

（３）本部の組織、運営など

本部は、本部員会議、本部連絡員室、部及び班からなる。

ア　本部員会議

（ア）組織

ａ　本部長　　町長

ｂ　副本部長　　副町長

c　本部員　　教育長、総務課長、政策推進課長、地域振興課長、税務町民課長、健康福祉課長、農林課長、建設水道課長、会計管理者兼出納室長、議会事務局長、教育文化課長、西村山広域行政事務組合消防本部消防長、消防団長

（イ）開催

a　本部員会議は、本部長が招集し開催するものとする。

b　本部員は、それぞれの分掌事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。

c　本部員は、会議の招集を必要と認める場合は、本部連絡員室長にその旨を申し出るものとする。

d　本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関を会議に出席させることができる。

（ウ）協議事項

本部員会議において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

a　災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

b　非常配備体制への切替え及び閉鎖に関すること。

c　関係団体に対する応急対策の要請又は避難の勧告に関すること。

d　応急災害救助に関すること。

e　自衛隊の災害派遣要請に関すること。

f　県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援要請に関すること。

g　災害対策に要する経費に関すること。

h　その他、災害対策に関する重要な事項。

イ　本部連絡員室

（ア）組織

| 区　分 | 担　当　職 | 所　掌　内　容 |
|---|---|---|
| 室　長 | 総　務　課　長 | 総括 |
| 副　室　長 | 室長が指名する者 | 室長補佐 |
| 本部連絡員 | 各部の部長が指名する者 | 担当する部に関すること。 |

（イ）事務処理事項

a　災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。

b　本部員会議と部及び班相互間の連絡調整に関すること。

c　被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整備に関すること。

d　防災関係機関との連絡等に関すること。

e　その他、本部長の必要と認めること。

（ウ）部及び班

各部及び班の編成及び事務分掌は、次のとおりである。

| 部 | 班 | 事　務　分　掌 |
|---|---|---|
| 各部・各班に共通する事務 | | 1. 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。<br>2. 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。<br>3. 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること。<br>4. 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること。<br>5. 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。<br>6. 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。<br>7. 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関すること。<br>8. 住家被害状況の調査、り災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関すること。<br>9. 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。<br>10. 他部・班、部内他班への応援・協力に関すること。<br>11. その他本部長の命ずる事項に関すること。 |
| 総務部<br>総務課長 | 庶務班 | 1. 災害対策本部に関すること。<br>2. 本部員会議及び本部と各部への連絡に関すること。<br>3. 本部連絡員室に関すること。<br>4. 職員の非常招集に関すること。<br>5. 関係機関との連絡調整に関すること。<br>6. 災害対策従事職員の健康管理、食料確保に関すること。<br>7. 被災職員の公務災害及び福利厚生に関すること。<br>8. 緊急輸送に関すること。<br>9. 町有自動車の配車に関すること。 |
| | 危機管理班 | 1. 災害対応の総合調整に関すること。<br>2. 災害救助法の適用申請に関すること。<br>3. 町防災会議に関すること。<br>4. 災害弔慰金の支給等に関すること。<br>5. 気象予報警報、地震情報、災害情報に関すること。<br>6. 被害状況の集計及び報告に関すること。<br>7. 避難指示等に関すること。<br>8. 避難誘導に関すること。<br>9. 自衛隊の災害派遣申請に関すること。<br>10. 県消防防災航空隊の派遣要請に関すること。<br>11. 救助隊、捜索隊の編成及び捜索救助に関すること。<br>12. 警察官の派遣に関すること。<br>13. 広域応援要請に関すること。<br>14. 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。<br>15. 消防団の出動に関すること。<br>16. 死亡、埋葬の許認可に関すること。<br>17. 遺体安置所の開設及びその管理に関すること。<br>18. 被災地のごみ、汚物処理及び応急清掃に関すること。<br>19　清掃施設の被害調査に関すること。<br>20. 災害廃棄物の処理に関すること。<br>21. 災害時のペット、野犬対策に関すること。 |
| | 財政班 | 1. 災害応急対策の予算措置に関すること。<br>2. 救援物資に関すること。<br>3. 町有財産の被害調査に関すること。<br>4. 庁舎機能の保全に関すること。<br>5. 仮設住宅用地の確保に関すること。 |
| | 広報・電子行政班 | 1. 災害時の広報に関すること。<br>2. 災害写真の撮影収集、記録等に関すること。 |

| 部 | 班 | 事　務　分　掌 |
|---|---|---|
| | | 3. 災害現場における公聴活動に関すること。<br>4. 報道機関への連絡・対応及び情報提供に関すること。<br>5. 災害統計に関すること。 |
| 政策推進部<br>政策推進課長 | 政策企画班 | 1. 国、県、広域圏等に対する要望に関すること。［まちづくり推進班と合同］<br>2. 復興計画に関すること。［まちづくり推進班と合同］ |
| | まちづくり推進班 | 1. 国、県、広域圏等に対する要望に関すること。［政策企画班と合同］<br>2. 復興計画に関すること。［政策企画班と合同］<br>3. 道の駅の防災拠点対策に関すること。 |
| 地域振興部<br>地域振興課長 | 商工振興班 | 1. 生活必需品等の調達に関すること。［観光振興班・移住・定住推進班と合同］<br>2. り災商工業者の被害調査に関すること。<br>3. り災商工業者の経営相談、指導及び融資斡旋に関すること。<br>4. 職業の斡旋に関すること。<br>5. 物資の流通及び安定対策に関すること。［観光振興班・移住・定住推進班と合同］<br>6. 物資集積所の管理及び救援物資の管理･配布に関すること。［観光振興班・移住・定住推進班と合同］ |
| | 観光振興班 | 1. 観光施設の災害対策及び観光客の保護に関すること。<br>2. 観光施設の被害調査と応急対策に関すること。<br>3. 生活必需品等の調達に関すること。［商工振興班・移住・定住推進班と合同］<br>4. り災観光業者の被害調査に関すること。<br>5. り災観光業者の経営相談、指導及び融資斡旋に関すること。<br>6. 職業の斡旋に関すること。<br>7. 物資の流通及び安定対策に関すること。［商工振興班・移住・定住推進班と合同］<br>8. 物資集積所の管理及び救援物資の管理･配布に関すること。［商工振興班・移住・定住推進班と合同］ |
| | 移住・定住推進班 | 1. 生活必需品等の調達に関すること。［商工振興班・観光振興班と合同］<br>2. 物資の流通及び安定対策に関すること。［商工振興班・観光振興班と合同］<br>3. 物資集積所の管理及び救援物資の管理･配布に関すること。［商工振興班・観光振興班と合同］<br>4. ボランティアの受入及び配置に関すること。（社会福祉協議会との連携） |
| 税務町民部<br>税務町民課長 | 町民税班 | 1. 住家被害状況の調査に関すること。［戸籍年金班・固定資産税班と合同］<br>2. り災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成に関すること。［戸籍年金班・固定資産税班と合同］<br>3. 災害に伴う諸税の減免及び納期延期に関すること。<br>4. 被災者相談窓口の設置に関すること。［町民税班・固定資産税班・国保医療班と合同］ |
| | 戸籍年金班 | 1. 住家被害状況の調査に関すること。［町民税班・固定資産税班と合同］<br>2. り災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成に関すること。［町民税班・固定資産税班と合同］<br>3. 被災者相談窓口の設置に関すること。［町民税班・固定資産税班・国保医療班と合同］<br>4. 被災者の国民年金に関すること。 |
| | 固定資産税班 | 1. 住家被害状況の調査に関すること。［町民税班・戸籍年金班と合同］<br>2. り災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成に関すること。［町 |

| 部 | 班 | 事　務　分　掌 |
|---|---|---|
| | | 民税班・戸籍年金班と合同］<br>3. 被害家屋、土地等の固定資産調査に関すること。<br>4. 被害地の公簿確認に関すること。<br>5. 被害地の位置図作成に関すること。<br>6. 被災者相談窓口の設置に関すること。［町民税班・戸籍年金班・国保医療班と合同］ |
| | 国保医療班 | 1. 医療機関の被害調査に関すること。<br>2. 医師、歯科医師及び助産師の協力要請に関すること。<br>3. 負傷者の把握に関すること。<br>4. その他医療に関すること。<br>5. 被災者相談窓口の設置に関すること。［町民税班・戸籍年金班・固定資産税班と合同］ |
| 健康福祉部<br>健康福祉課長 | 福祉班<br>地域包括支援センター | 1. 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設、運営に関すること。<br>3. 要配慮者の避難対策に関すること。<br>4. 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。<br>5. 福祉避難所に関すること。<br>6. り災者の生活援助に関すること。<br>7. 炊出しに関すること。［学校教育班と合同］<br>8. 関連する災害対策物資の確保に関すること。<br>9. その他災害時の福祉に関すること。 |
| | 保健衛生班 | 1. 救護所の設置、運営に関すること。<br>2. 救護班の編成及び派遣に関すること。<br>3. 医薬品、救急薬品の確保及び供給に関すること。<br>4. 防疫及び感染症予防に関すること。 |
| | 子育て推進班 | 1. 保育園及び子育て支援センターの被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2. 保育園児及び子育て支援センター利用者の避難及び保護に関すること。<br>3. 関連する災害対策物資の確保に関すること。 |
| 農林部<br>農林課長 | 農政班 | 1. 農地、農畜産物の被害状況調査及び応急対策に関すること。<br>2. 食料関係確保及び輸送に関すること。<br>3. 病害虫の発生予防及び防除に関すること。<br>4. り災農家への営農指導に関すること。<br>5. 各種農業災害資金の融資、斡旋に関すること。<br>6. 農業団体等との連絡調整に関すること。 |
| | 農山村振興班 | 1. 農業用施設、設備等の被害調査及び応急対策に関すること。<br>2. 農道の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>3. 土地改良区との連絡調整に関すること。<br>4. 林産物及び林産施設の被害状況調査に関すること。<br>5. 林道の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>6. 土石流、山腹崩壊等の危険防止対策に関すること。<br>7. 林野火災の応急対策に関すること。 |
| 建設水道部<br>建設水道課長 | 管理・治水対策班 | 1. 土木関係施設の危険情報及び被害状況の調査、報告に関すること。<br>2. 交通途絶箇所の調査確認及び交通迂回路線の確保と工事に関すること。<br>3. 公営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>4. 応急仮設住宅の建設に関すること。<br>5. 災害対策のための労務者の確保に関すること。<br>6. がれき処理、障害物の除去に関すること。［建設班と合同］<br>7. 建設業者との連絡調整に関すること。 |
| | 建設班 | 1. 道路橋梁等の応急復旧に関すること。<br>2. 交通施設の応急復旧に関すること。 |

| 部 | 班 | 事　務　分　掌 |
|---|---|---|
| | | 3. 河川関係の応急復旧に関すること。<br>4. 水防作業に対する指導に関すること。<br>5. 一般家屋の被害調査に関すること。<br>6. 被災家屋の復旧指導に関すること。<br>7. 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。<br>8. 住宅の応急修理に関すること。<br>9. がれき処理、障害物の除去に関すること。［管理班と合同］ |
| | 庶務班 | 1. 上・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。［工務班と合同］<br>2. 飲料水の調達、供給に関すること。［工務班と合同］<br>3. 飲料水の消毒、浄化に関すること。［工務班と合同］ |
| | 工務班 | 1. 上・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。［庶務班と合同］<br>2. 飲料水の調達、供給に関すること。［庶務班と合同］<br>3. 飲料水の消毒、浄化に関すること。［庶務班と合同］ |
| 出納部<br>会計管理者兼<br>出納室長 | 出納班 | 1. 災害救助資金の出納に関すること。<br>2. 災害義援金の受理及び保管に関すること。 |
| 教育文化部<br>教育文化課長 | 学校教育班 | 1. 学校教育施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること。<br>2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営の協力に関すること。<br>3. 教育関係機関との連絡調整及び情報の収集に関すること。<br>4. 通学路の安全確保に関すること。<br>5. 児童生徒の避難及び保護に関すること。<br>6. 教科書、学用品等の支給に関すること。<br>7. 災害時における学校給食対策に関すること。<br>8. 炊出しに関すること。［福祉班と合同］ |
| | 社会教育班 | 1. 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。<br>2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営の協力に関すること。<br>3. 施設利用者の避難及び保護に関すること。<br>4. 災害活動に協力する社会教育関係団体等への連絡調整に関すること。 |
| | 歴史文化班 | 1. 文化財施設等の被害調査及び応急対策に関すること。<br>2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営の協力に関すること。<br>3. 施設利用者の避難及び保護に関すること。<br>4. 災害活動に協力する関係団体等への連絡調整に関すること。 |
| | スポーツ振興班 | 1. 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。<br>2. 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設運営の協力に関すること。<br>3. 施設利用者の避難及び保護に関すること。<br>4. 災害活動に協力する関係団体等への連絡調整に関すること。 |
| 消防部<br>消防長 | 指揮班 | 1. 消防活動の統制に関すること。<br>2. 消防水利の統制に関すること。<br>3. 消防団との連絡に関すること。<br>4. 非番出動職員の配置分担に関すること。<br>5. 防御図作成調査に関すること。 |
| | 情報班 | 1. 要救助者の確認及び被災危険者の避難に関すること。<br>2. 死傷者の調査に関すること。<br>3. 火災原因及び損害調査に関すること。<br>4. 現場速報及び現場広報に関すること。 |

| 部 | 班 | 事　務　分　掌 |
|---|---|---|
| | | 5．災害情報の収集に関すること。<br>6．報道関係機関への情報の提供に関すること。 |
| | 連絡調整配備班 | 1．現場本部の設定、表示に関すること。<br>2．関係機関との連絡調整に関すること。<br>3．職員及び協力者の公務災害に関すること。<br>4．資機材の調達及び公用負担に関すること。<br>5．非常食、燃料等の調整補給に関すること。 |
| | 通信指令班 | 1．通信統制に関すること。<br>2．出動指令に関すること。<br>3．消防活動の記録に関すること。 |
| | 消防署 | 1．水火災等の警戒、防御に関すること。<br>2．消防水利の維持に関すること。<br>3．救急、救助業務に関すること。<br>4．行方不明者の検索に関すること |
| 消防団<br>消防団長 | | 1．消防団員の非常召集に関すること。<br>2．災害の警戒及び防御の実施に関すること。<br>3．救急、救助の実施に関すること。<br>4．身元不明者の捜索及び収容に関すること。 |

（４）現地対策本部の設置

町長は災害対策本部の設置後、災害現場において臨機応変の対応が必要と認めたときは、現地対策本部を設置する。

ア　町長は、災害対策本部員会議のメンバーの中から現地対策本部長を指名する。

イ　町長は、現地対策本部員として、災害対策本部員の中から必要人員を派遣する。

ウ　設置及び廃止基準は災害対策本部の例に準ずる。

## ２　災害対策連絡本部

町の区域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合には、副町長を本部長とする大江町災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を閉鎖し、災害対策本部を設置する。

（１）連絡本部の設置

ア　設置及び廃止基準

| | |
|---|---|
| 設 置 基 準 | ・台風接近時等の大雨洪水等の気象警報発表時<br>・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。<br>・高齢者等避難の発令（警戒レベル３）が検討される災害の発生が予想されるとき。<br>・町内で震度５強の地震が観測されたとき。<br>・相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br>・町長が特に必要と認めたとき。 |
| 廃 止 基 準 | ・災害応急対策が概ね完了したとき。<br>・災害対策本部を設置したとき。<br>・町長が特に必要がなくなったと認めたとき。 |

イ　設置場所

連絡本部は、庁舎内に設置する。

ウ　連絡本部を設置又は廃止した場合の通知等

災害対策本部に準じて行う。

（２）連絡本部の組織、運営等

連絡本部の組織は、災害対策本部に準ずるが、その構成は、連絡本部員会議、部及び班からなり、災害対策本部の本部連絡室に相当するものは設置しない。

## ３　動員計画

（１）配備体制

ア　町は、被害の拡大防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るための配備体制をとる。

イ　各配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は次のとおりとし、配備体制の決定は、町長が行う。

**配備体制に関する基準（風水害等）**

| 区　分 | 災害対策組織基準 | | 職　員　配　置　基　準 |
|---|---|---|---|
| 初　期　配　備 | 災害対策警戒班 | 1　大雨洪水等の気象警報発表時<br>2　台風接近時等の大雨洪水等の注意報発表時<br>3　竜巻注意情報発表時<br>4　その他特に町長が必要と認めたとき。 | 事態に対処するため、情報収集、連絡活動を主とし、総務課、農林課、建設水道課の適当な職員をもって業務にあたる。<br>状況に応じて警戒配備に移行できる職員体制をとる。 |
| 警　戒　配　備 | 災害対策連絡本部 | 1　台風接近時等の大雨洪水等の気象警報発表時<br>2　大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。<br>3　高齢者等避難の発令（警戒レベル３）が検討される災害の発生が予想されるとき。<br>4　その他特に町長が必要と認めたとき。 | 副町長を本部長とする連絡本部を設置し、情報収集、連絡活動のほか、局地的な災害に対して応急対策を必要とする関係各課のそれぞれあらかじめ定められた職員をもって業務にあたる。<br>状況によっては、非常配備に移行できる職員体制をとる。 |
| 非　常　配　備 | 災害対策本部 | 1　特別警報が発令されたとき。<br>2　大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁ＨＰ）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。<br>3　避難指示の発令（警戒レベル４）が検討される災害の発生が予想されるとき。<br>4　町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。<br>5　大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。<br>6　その他特に町長が必要と認めたとき。 | 町長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員をもって業務にあたる。 |

（２）配備体制ごとの主な活動

ア　初期配備

初期配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

（ア）関係担当課長は、地方気象台その他関係機関と連絡をとり気象予警報、その他必要事項について関係機関に伝達するとともに、区長その他から災害現場の情報を収集する。

（イ）関係担当課長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係機関から収集する。

（ウ）関係担当課長は装備、物資、資機材等を点検し、所管の自動車を配備する。

（エ）移動局（衛星携帯）を必要に応じて総務課に配置し、情報の収集並びに現地との連絡にあたる。

イ　警戒配備

警戒配備下にあっては、副町長を本部長とする災害対策連絡本部を設置し、災害対策活動にあたる。

（ア）各部長は、情報の収集、伝達体制を強化する。

（イ）本部長（副町長）は、関係各部長との相互連絡を密にし、緊急措置について町長に報

告し、必要な進言を行う。

（ウ）各部長は次の措置をとり、その状況を本部長（副町長）に連絡する。

a　班長及び班員を警戒配置につかせる。

b　装備、物資、資機材、機械、車両等を必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。

c　関係各班及び災害対策に関係ある外部の機関との連絡を密にする。

d　各部長は配備の方法及び所要人員等については、警戒配備から速やかに非常配備に切り替えられる体制を整備しておく。

ウ　非常配備体制

非常配備体制下にあっては、災害対策本部を設置し、災害対策活動に全力を集中する。

（３）動員計画

ア　次の系統図により、各配備体制に必要な職員を動員する。

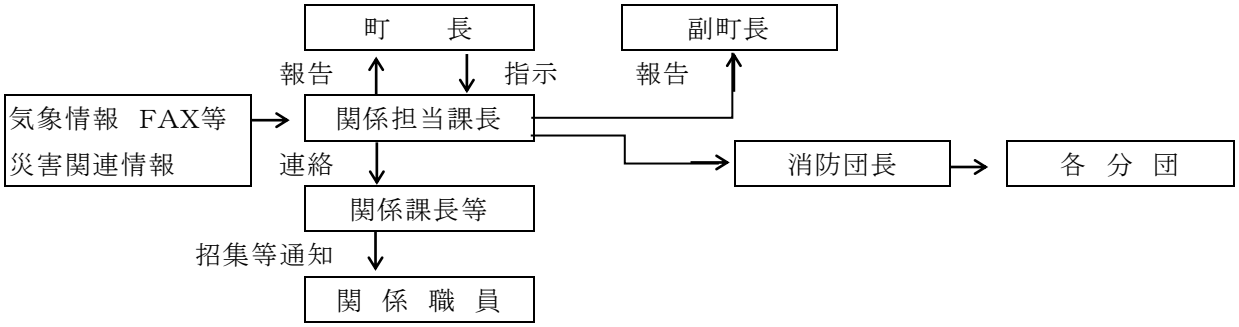


イ　動員要領

（ア）執務時間中における職員の配備

a　総務課長は、災害情報等により配備体制が決定した場合、各課長に連絡する。

b　各課長は配備編成計画により職員を配備につかせる。

（イ）執務時間外及び休日の場合における職員の配備要領

a　総務課長は県からの気象予警報の通知、その他災害が発生し又は発生しようとしていることを知ったときは直ちに町長に報告し指示を受けるとともに総務課関係職員を非常招集する。

b　総務課員は総務課長の指示に基づき直ちに各課長に連絡する。各課長は担当課の配備要員に緊急連絡しなければならない。

c　各課長及び配備要員は、前記により連絡を受けたときは直ちに登庁し所要の配備体制に就かなければならない。

d　配備要員が招集に応ずる場合で特に必要がある時は、２食分以上の食料品、作業に適する服装、照明具等を携帯しなければならない。

ウ　配備要員の選定並びに連絡

（ア）各課長は配備の種別毎に要員として充当する職員をあらかじめ選定し、総務部に連絡しなければならない。

（イ）総務部長は前記各部長からの連絡に基づき、あらかじめ非常連絡並びに動員方法を定め各要員に周知徹底しておかなければならない。

エ　応援職員の動員

各部において対策上、職員に不足を生じた場合においては、次により応援する。

（ア）各部内における相互の応援

（イ）部内の応援をもってしても、なお不足を生ずるときは、他の部の応援を求める。

（ウ）町の全職員数をもってしても、なお不足を生ずるとき、又は特定の技術員の不足が著しいときは、町長の指示により総務部長は、他市町村、県又は指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。

a　派遣を要請する理由

b　派遣を要請する職員の職種別人員数

c　派遣を希望する期間

d　派遣される職員の給与、その他の勤務条件

e　前各号に掲げるもののほか職員の派遣に必要な事項

オ　派遣職員に対する給与及び経費の負担

指定地方行政機関､県､他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担は、災害対策基本法施行令第 18 条の規定により負担する。

カ　自主参集

（ア）配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で報道される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときは、配備基準に照らして職員自身が自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集する。

（イ）その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。ただし、配備基準に照らして非常配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

# 第２款　広域応援体制

**［総務部］**

大規模災害等災害時においては、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、町と防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期する。

## １　市町村間の相互応援活動

（１）実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

（２）応援の要請等

町が被災した場合、町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等（３）に掲げた相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援要請及び応援を行う。

ア　災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、次の事項を明らかにした文書により知事又は他の市町村長に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を要する区域

（ウ）応援を必要とする期間、人員、車両、資機材及び物資等

（エ）応援又は応急措置事項その他参考となるべき事項

イ　応援を求められた場合、町長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意しながら、要請に基づき必要な災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

（３）町では現在、次のとおり協定を締結している。

| 協　定　名 | 協　定　先 | 応　　援　　内　　容 |
|---|---|---|
| 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定 | 県内市町村 | ア　応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供<br>イ　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等<br>ウ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材の提供等<br>エ　救援及び救助活動に必要な車両等の提供等<br>オ　救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等<br>カ　被災者の一時収容のための施設の提供等<br>キ　上記に定めるもののほか、特に要請のあった事項 |

| 協　定　名 | 協　定　先 | 応　　援　　内　　容 |
|---|---|---|
| 山形県広域消防相互応援協定書 | 県内市町村及び消防の一部事務組合 | 消防隊、救急隊、その他必要な人員、危機資材を出動させての応援活動<br>ア　普及応援<br>隣接市町の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請を待たずに出動する応援<br>イ　特別応援<br>市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援 |
| 山形県消防防災ヘリコプター応援協定 | 山形県、県内の市町村及び消防の一部事務組合 | 山形県消防防災ヘリコプターによる消防その他救急救助等の応援活動 |

（4）被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

ア　町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ　町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ　町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ　町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

オ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

## 2　県への要請

（1）県への応援要請

町が被災した場合、町長は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し次により応援（斡旋を含む。）を求め、又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

ア　連絡先及び方法

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又は文書（ファクシミリを含む。）により連絡する。

口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後速やかに、ファクシミリ等で関係文書を送付する。

（ア）　応援要請事項

a　応援を必要とする理由

b　応援を必要とする場所

c　応援を必要とする期間

d　その他応援に関し必要な事項

（イ）　災害応急対策実施要請事項

a　災害応急対策の内容

b　災害応急対策の実施場所

ｃ　その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

イ　知事は、被災市町村長から応援要請等を受けたときは、県が実施する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

（２）知事への職員派遣の斡旋要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る。）の職員の派遣について斡旋を求める。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

## ３　消防相互応援活動

大規模災害により、町の消防機関の消防力のみでは災害の防ぎょが困難な場合には、消防機関は災害の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して「山形県広域消防相互応援協定書」（資料編参照）その他の相互応援協定に基づき応援要請を速やかに行なう。

応援要請を行う消防機関の長は、他の消防機関の長に対し、必要な事項を明らかにして要請するとともに、連絡班を設ける等受入体制を整備する。また、出動した消防機関は、迅速かつ適切な消火、救助活動等を実施する。

具体的な要性方法、経費の分担方法等については「山形県広域消防相互応援協定」等の定めるところによる。

## ４　緊急消防援助隊の応援活動

「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県知事に対し他都道府県への応援要請を依頼する。緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

## ５　複合災害への対応

（１）町及び県、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

（２）複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含め連携方策を検討する。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

（３）町及び県、防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

（４）町及び県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災

害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 6　広域応援・受援体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

町は、国・県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 7　応急対策職員派遣制度の活用による対口（たいこう）支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応に当たれない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「応急対策職員派遣制度に関する要綱」「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル」（総務省）により他自治体からの受援を受ける。

（１）指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

（２）対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は､災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア　災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ　その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

## 8　他の自治体への広域避難

（１）広域避難

町は、災害の規模、避難者数、避難の長期化等にかんがみ、町内で可能な応急対策をとっても､町の区域外への広域的な避難及び指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次により広域避難の協議を行う。

ア　避難受入要請

（ア）　県内他市町村への避難については、当該市町村に対し直接受入要請を行う。

（イ）　他の都道府県の市町村への避難が必要となった場合については、山形県に対し当該

他の都道府県への避難要請を行うほか､事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ　避難の決定及び情報伝達

県内又は県外他市町村への避難が決定したときは、防災行政無線及び広報車等複数の手段により住民に情報を伝達する。

（２）広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

ア　県内の他の市町村への受入要請については当該市町村に直接、受入を要請する。

イ　他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

（３）広域避難者への配慮

ア　町は、他市町村に避難する避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難者の所在地等の情報を避難先の自治体と共有するようにする。

イ　町は、避難者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況等の公共施設等の復旧状況に係る情報、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、避難者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

（４）広域避難に係る事前の備え

町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

## ９　他市町村からの避難受入要請への対応

県内他市町村から避難者の受入要請があった場合又は山形県より他都道府県内市町村の避難者の受入要請があった場合、広域一時滞在について、山形県と協議する。

（１）町の受入施設

町における避難者の受入施設は町内の指定避難所等とする。

（２）避難者への配慮

ア　町は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難者の所在地等の情報を避難元市町村と町が共有するようにする。

イ　町は、他市町村避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等､被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

# 第３款　自衛隊災害派遣要請計画

**［総務部］**

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合､知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し､もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

## １　災害派遣要請

（１）知事に対する派遣要請依頼

町長は、知事に対して法第 68 条の２第１項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況等について、陸上自衛隊第６師団に通知することができる。この場合、町長は速やかに知事等にその旨を通知する。

（２）自衛隊の災害派遣基準等

ア　公共に秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）

イ　差し迫った必要性があること（緊急性の原則）

ウ　辞したいが派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

| | |
|---|---|
| 陸上自衛隊第６師団<br>（第３部防衛隊） | 電　　話　0237-48-1151　内線　**5075**<br>（夜間・休日　当直　内線 5207・5019）<br>ファクシミリ　0237-48-1151　内線　**5754** |

（３）自衛隊の自主派遣

災害において、その救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断にもとづいて部隊等の派遣を行なう。

（４）要請の手続き

災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書（資料編参照）を知事に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、速やかに文書を提出しなければならない。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート産地の有無等）

（５）派遣計画フロー

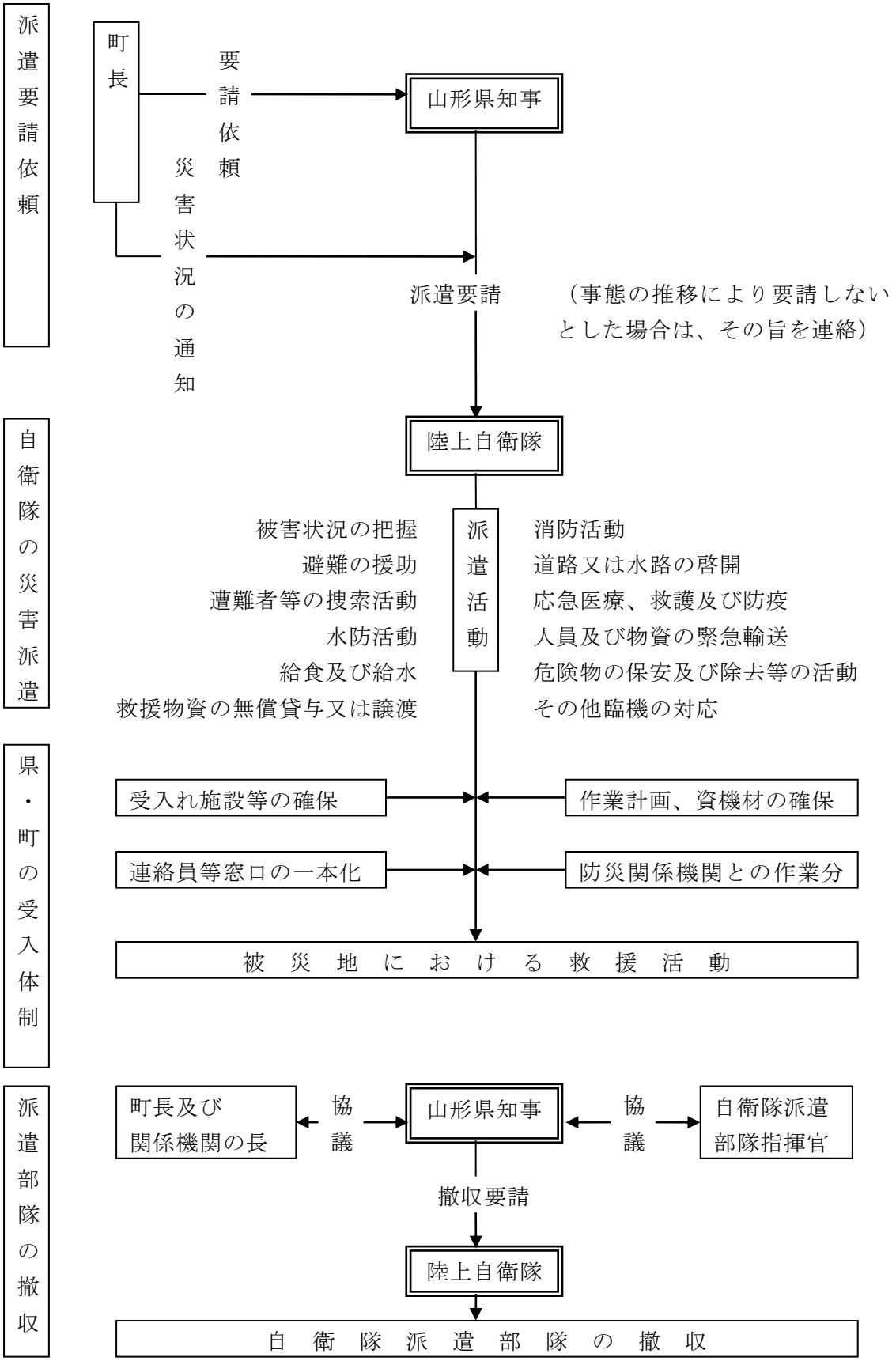
派遣要請依頼
町長
要請依頼
山形県知事
災害状況の通知
派遣要請
（事態の推移により要請しないとした場合は、その旨を連絡）
陸上自衛隊
自衛隊の災害派遣
派遣活動
被害状況の把握
避難の援助
遭難者等の捜索活動
水防活動
給食及び給水
救援物資の無償貸与又は譲渡
消防活動
道路又は水路の啓開
応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送
危険物の保安及び除去等の活動
その他臨機の対応
県・町の受入体制
受入れ施設等の確保
作業計画、資機材の確保
連絡員等窓口の一本化
防災関係機関との作業分
被災地における救援活動
派遣部隊の撤収
町長及び関係機関の長
協議
山形県知事
協議
自衛隊派遣部隊指揮官
撤収要請
陸上自衛隊
自衛隊派遣部隊の撤収

## 2　自衛隊との連絡調整

（１）自衛隊の連絡調整要員の派遣

災害発生時、自衛隊は、県及び防災関係機関との連絡調整等にあたるため、必要に応じ町災害対策本部に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

（２）連絡調整員は、被害に関する情報交換、部隊の派遣等に関する連絡・調整を実施する。

## 3　派遣部隊の活動内容

（１）一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

（２）災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常時のとおりとする。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　遭難者等の救出・救助及び捜索活動
エ　水防活動
オ　消防活動の支援
カ　道路又は水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　援助物資の無償貸与又は譲与
サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

## 4　派遣部隊の受入体制の整備

災害派遣が決定・実行された場合、町長は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

（１）他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、町長は知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

（２）作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、十分な措置を講ずる。

ア　作業箇所及び作業内容
イ　作業の優先順位
ウ　作業実施に必要な図面の確保

エ　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ　派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化)、連絡方法及び連絡場所の決定

（３）受入施設等の確保

町は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

ア　事務室

イ　駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

ウ　幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

学校、公民館等を宿泊施設に充てる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿泊地に指定する場合についても同様とする。

（４）臨時ヘリポートの設定

ア　基準を満たすヘリポート（小型ヘリポートにあっては１機当たり直径 30m以上、中型及び大型ヘリコプターにあっては直径 50m以上の空地があること、並びに着陸場周辺に仰角９度以上の工作物等がないこと）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。(資料編参照)

イ　着陸地点には、次の基準のH記号を風と並行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

（ア）　記号の基準　　（イ）吹き流しの基準

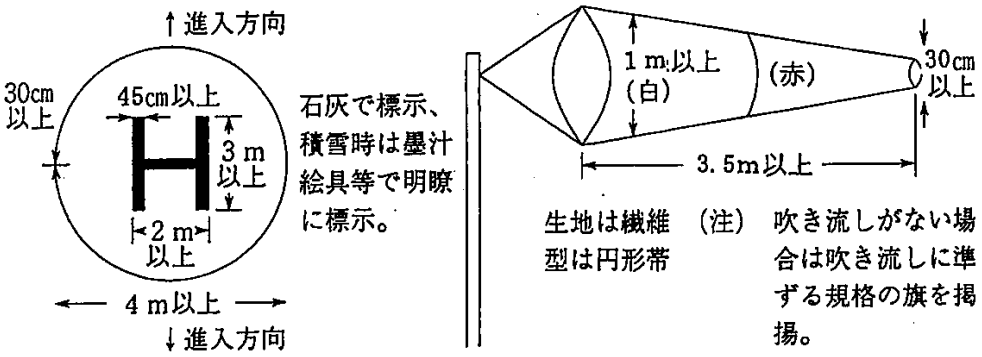


ウ　危険予防の処置

（ア）離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

（イ）表土が砂塵の発生しやすいところでは、ヘリコプターの侵入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

（５）情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等速やかに情報の提供を行う。

## ５　派遣部隊の撤収要請

（１）派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

（２）撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書（資料編参照）をもって要請（提出）する。

（３）災害派遣部隊隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと

認められた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

## 6　経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担し、細部については、その都度町長と災害派遣部隊の長とが協議して定める。

（１）派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
（２）派遣部隊の宿泊による必要な土地、建物等の借上料
（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取量、電話及び入浴料等
（４）派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
（５）無作為による損害の補償
（６）その他協議により決定したもの

# 第４款　県消防防災ヘリコプターの活用

**［総務部］**

機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

## １　ヘリコプターの緊急運行要請

山形県消防防災ヘリコプターの緊急運行要請は、「山形県消防防災ヘリコプター応援協定」（資料編参照）の定めるところにより、知事に対して行う。

（１）緊急運行の要件

緊急運行は原則として、次の条件を満たす場合運航される。

| 区　　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 公　共　性 | 住民の生命、身体、財産及び地域の安全を災害等から保護することを目的とする。 |
| 緊　急　性 | 緊急に活動を行わなければならない必要性があること。 |
| 非　代　替　性 | 消防防災ヘリ以外では、十分な活動が期待できないこと。 |

（２）緊急運行の要請基準

（１）の緊急運航の要件を満たし、かつ、次に掲げる災害別要請基準に該当する場合に要請ができる。

ア　火災防ぎょ活動

（ア）林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、消防防災ヘリによる消火が有効であると認められる場合

（イ）被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

（ウ）消防隊員の搬送及び消火資機材等の輸送

大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送の手段がない場合、又は消防防災ヘリによる搬送及び輸送が有効と認められる場合

（エ）その他、特に消防防災ヘリによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

イ　救助活動

（ア）河川、湖等での水難事故及び山岳遭難事故における救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

（イ）高層建築物火災における救助

地上からの救出が困難で、屋上からの救出が有効、かつ、必要と認められる場合

（ウ）山崩れ等により、地上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

（エ）高速道路等での事故等における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

（オ）その他、特に消防防災ヘリによる捜索・救助活動が有効と認められる場合

ウ　救急活動

（ア）山村、へき地、離島等からの救急患者の搬送

交通遠隔地及び離島から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

（イ）傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

（ウ）高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

（エ）その他、特に消防防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

エ　災害応急対策活動

（ア）地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

（イ）ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

（ウ）被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣類、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医療品、人員等を緊急又は搬送する必要があると認められる場合

（エ）各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

（オ）その他、特に消防防災ヘリにより災害応急対策活動が有効と認められる場合

オ　広域消防防災航空応援

（ア）広域航空消防防災応援に関する活動

他県からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

## 2　活動拠点の確保

（1）災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

ア　災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。（資料編参照）

イ　場外離着陸場においては、あらかじめ定めてある場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

（２）ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

# 第５款　労働力の確保

**［総務部・地域振興部］**

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

## １　労働力の確保

（１）災害応急対策を辞しする際に不足する労務は、民間の各種関係団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保する。

（２）ボランティアの編成及び活動

ア　ボランティアの編成

ボランティアは、民間各種団体の協力を得て編成する。

イ　ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、次のとおりとし、労働の種別により適宜協力を求める。

（ア）避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。

（イ）炊き出し及び給水の奉仕に関すること。

（ウ）救援物資支給の奉仕に関すること。

（エ）清掃及び防疫の奉仕に関すること。

（オ）その他災害応急措置の応援に関すること。

（３）労働者の雇用

ア　労働者の雇用の範囲

（ア）被災者の避難

（イ）医療救護における移送

（ウ）被災者の救出

（エ）飲料水の供給

（オ）救済用物資の整理、輸送及び配分

（カ）遺体の捜索及び処理

イ　労働者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行う。

地域内において、労働者の雇用が出来ない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町長に対し、ボランティアの派遣あっせんを依頼する。

ウ　労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

（ア）労働者の雇用を要する目的

（イ）作業内容

（ウ）所用人員

（エ）雇用を要する期間

（オ）従事する地域

（カ）輸送、宿泊等の方法

エ　労働者の宿泊場所は、災害状況により必要に応じて町内宿泊施設等を充てる。

オ　労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町の定める標準賃金とする。

## 2　関係機関への応援要請

（1）指定地方行政機関への応援要請

町長は、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書により要請する。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他勤務条件

オ　その他職員の派遣について必要な事項

（2）知事に対する職員のあっせん要請

町長は、知事に対して指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書により行う。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他勤務条件

オ　その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

## 3　従事命令等による応急措置

（1）従事命令の実施

町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるときは、現場にある者及びその近隣の住民に対し、従事命令を発して救助に関する業務に従事させるものとする。

技術者の確保が困難な場合、町長は、知事へ技術者の派遣を要請するものとする。

ア　医師・歯科医師又は薬剤師

イ　保険師・助産師又は看護師

ウ　土木技術者又は建築技術者

エ　大工・左官・とび職

オ　土木業者・建築業者及びその従業者

カ　自動車運送業者及びその従業者

（2）協力命令の実施

町長は、知事による委任を受けた場合は、救助を要する者及びその近隣の住民に対して協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。

（3）命令の種類と執行者

法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。

| 業　　務 | 命令区分 | 根　拠　法　令 | 執　　行　　者 |
|---|---|---|---|
| 災害救助業務 | 従事命令 | 災害救助法第 24 条 | 知　　事 |
| | 協力命令 | 災害救助法第 25 条 | |
| 災害応急対策業務 | 従事命令 | 災害対策基本法第 65 条第１項 | 町　　長 |
| | | 災害対策基本法第 65 条第２項 | 警　察　官 |

| 業　　務 | 命令区分 | 根　拠　法　令 | 執　　行　　者 |
|---|---|---|---|
| | | | 海上保安官 |
| | | 警察官職務執行法第４条第１項 | 警察官 |
| | | 自衛隊法第 94 条第１項 | 自衛官（災害派遣の際、その場に警察官がいない場合のみ） |
| 災害応急対策業務 | 従事命令 | 災害対策基本法第 71 条第１項及び第２項 | 知　　事<br>町長（委任を受けた場合） |
| | 協力命令 | | |
| 消　防　業　務 | 従事命令 | 消防法第 29 条第５項 | 消防吏員<br>消防団員 |
| 水　防　業　務 | 従事命令 | 水防法第 17 条 | 水防管理者<br>消　防　庁 |

## ４　他機関からの応援要請

町長は、法令の定めるところにより、指定公共機関及び指定地方公共機関から応援を求められた場合は、これに協力する。

## ５　労働力の配分

（１）各応急対策計画の実施担当責任者は、労働者等の必要がある場合は、労働の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、産業振興課長に労働供給の要請を行う。

（２）産業振興課長は、労働供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

# 第２節　情報収集伝達関係

## 第１款　情報伝達体制の確立

**［総務部］**

災害等により、通信・放送設備が被災した場合、速やかに復旧対策をとるとともに、代替機能を確保する。

### １　通信手段の確保

災害が発生した際には直ちに通信設備を点検し、支障が生じた場合は設備の復旧を行う。

また、避難所との通信手段として、有線電話のほかに防災行政無線などの確保を図るとともに、防災関係機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

### ２　災害時の通信手段の確保・運用

災害時の町の通信連絡手段としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統にするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時有線電話）、各種携帯電話、緊急・非常電話を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

（１）町防災行政無線の活用

町は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、町防災行政無線を活用する。

また、必要により町防災行政無線の通信統制を行う。

ア　回線統制：全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ　通話統制：任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

（２）災害時優先電話の利用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、あらかじめ東日本電信電話㈱等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。

| 指定電話 | 配置場所 |
|---|---|
| ０２３７－６２－２２７５ | 役場総務課（２Ｆ） |
| ０２３７－６２－２２８２ | 役場総務課（２Ｆ） |

（３）アマチュア無線

必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。（資料編参照）

（４）他機関の通信施設の利用

ア　町、消防機関は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第８条、災害対策基本法第 57 条、消防組織法第 41 条、水防法第 27 条又は災害救助法第 11 条に基づき、東日本電信電話㈱山形支店等の電気通信事業者、他市町村、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、山形地方気象台、東日本旅客鉄道㈱山形支店又は東北電力㈱山形営業所等の所有する通信設備を利用することができる。

イ　町及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、

他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

ウ　町及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

## 3　通信機器の応急調達

町は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

# 第２款　気象予警報等の収集・伝達

**［総務部・建設水道部］**

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町は各防災関係機関とも緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

## １　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、と避難情報等をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難行動をとるものとする。

## ２　特別警報・警報・注意報等

（１）特別警報・注意報・警報等の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生す起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等について、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等 で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

ア　一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報等

（ア）　特別警報・警報・注意報

特別警報･警報・注意報の種類と概要

| 種　　類 | | 概　　要 |
|---|---|---|
| 特　別<br>警　報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |
| | 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |

| 種　　類 | | 概　　要 |
|---|---|---|
| | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 警　報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 |
| | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 |
| | 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |

| 種　　類 | | 概　　要 |
|---|---|---|
| 注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 |
| | 洪水注意報 | 河川の上流での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。 |
| | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 雷注意報 | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。 |
| | 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 |
| | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表さ |

| 種　　類 | | 概　　要 |
|---|---|---|
| | | れる。 |
| | 着雪(氷)注意報 | 著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。 |
| | 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 |

特別警報基準

| 現象の種類 | 基準 |
|---|---|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

警報・注意報発表基準一覧表

大江町における基準は以下のとおりである。

令和４年５月 26 日現在　発表官署 山形地方気象台

<table>
<tr><td colspan="3">府県予報区</td><td colspan="3">山形県</td></tr>
<tr><td colspan="3">一次細分区域</td><td colspan="3">村山</td></tr>
<tr><td colspan="3">市町村等をまとめた地域</td><td colspan="3">西村山</td></tr>
<tr><td rowspan="7">警報</td><td rowspan="2">大雨</td><td>（浸水害）</td><td>表面雨量指数基準</td><td colspan="2">15</td></tr>
<tr><td>（土砂災害）</td><td>土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">107</td></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水</td><td colspan="2">流域雨量指数基準</td><td colspan="2">市の沢川流域=6.6、月布川流域=23.1</td></tr>
<tr><td colspan="2">複合基準*1</td><td colspan="2">最上川流域=（6，44.2）、月布川流域=（6，19.8）</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td><td colspan="2">最上川上流［長崎］</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風</td><td>平均風速</td><td colspan="2">18m/s</td></tr>
<tr><td colspan="2">暴風雪</td><td>平均風速</td><td colspan="2">18m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12 時間降雪の深さ 35 cm</td></tr>
<tr><td>山沿い</td><td>12 時間降雪の深さ 45 cm</td></tr>
<tr><td rowspan="5">注意報</td><td rowspan="2">大雨</td><td colspan="2">表面雨量指数基準</td><td colspan="2">8</td></tr>
<tr><td colspan="2">土壌雨量指数基準</td><td colspan="2">83</td></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水</td><td colspan="2">流域雨量指数基準</td><td colspan="2">市の沢川流域=4、月布川流域=17.8</td></tr>
<tr><td colspan="2">複合基準*1</td><td colspan="2">最上川流域=（6，39.8）、市の沢川流域=（5，4）、月布川流域=（5，15.2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">指定河川洪水予報による基準</td><td colspan="2">最上川上流［長崎］</td></tr>
<tr><td colspan="2">強風</td><td>平均風速</td><td colspan="2">12m/s</td></tr>
<tr><td rowspan="10">注意報</td><td colspan="2">風雪</td><td>平均風速</td><td colspan="2">12m/s　雪を伴う</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">大雪</td><td rowspan="2">降雪の深さ</td><td>平地</td><td>12 時間降雪の深さ 20 cm</td></tr>
<tr><td>山沿い</td><td>12 時間降雪の深さ 30 cm</td></tr>
<tr><td colspan="2">雷</td><td colspan="3">落雷等により被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">融雪</td><td colspan="3">融雪により浸水等の被害が予想される場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">濃霧</td><td>視程</td><td colspan="2">100m</td></tr>
<tr><td colspan="2">乾燥</td><td colspan="3">①最少湿度 30% 、実効湿度 65%<br>②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">なだれ</td><td colspan="3">①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上<br>②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180cm 以上<br>③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300cm 以上<br>④12 月は日降水量 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">低温</td><td colspan="3">夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき<br>冬期：①最低気温が-7℃以下、又は最低気温が-4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき<br>②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">霜</td><td colspan="3">早霜、晩霜期に概ね最低気温 2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)</td></tr>
<tr><td colspan="2">着雪(氷)</td><td colspan="3">大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">記録的短時間大雨情報</td><td colspan="3">1 時間雨量　100 ㎜</td></tr>
</table>

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

（注 1） 警報、注意報の発表は災害の発生状況、気象条件等を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。

（注 2） 警報や注意報は、気象要素が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もるなどし、災害発生に関わる条件が変化した場合、通常基準より引き下げた基準（暫定基準）で運用することがある。

（注 3） 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

（注 4） 山沿いとは標高が概ね 300m 以上のところをいう。

（注 5）表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

イ　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

| 種　　類 | 概　　要 |
|---|---|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。<br>・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。<br>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。<br>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 。<br>※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用 |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |

| 種　　類 | 概　　要 |
|---|---|
| | ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。<br>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。<br>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 。 |
| 流域雨量指数の予測値 | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。 |

ウ　全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

エ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

オ　土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村名を特定して警戒を呼びかける。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

なお、地震や火山噴火等により、通常の発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ　記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中の市町村において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。山形県では、100 ミリ以上の１時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

キ　竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になってい

るときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上））で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加してた情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

ク　降雪量予想

降雪に対する防災効果を上げるため、12 月から３月までの期間、県内４地点（山形、米沢、新庄及び酒田）での降雪量予想を発表する。

（２）国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同して発表する洪水予報、注意報及び警報等

ア　指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川（国道）事務所、又は県と山形地方気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。警戒レベル２～５に相当する。

| 種　類 | 標　題 | 概　要 |
|---|---|---|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。<br>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）に発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 | 氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<br>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 |

予報基準地点となる水位観測所

| 河川名 | 水位観測所 | 水防団待機水位（通報水位）m | 氾濫注意水位（警戒水位）m | 避難判断水位 m | 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）m |
|---|---|---|---|---|---|
| 最上川上流 | 糠野目（高畠町） | 11.50 | 12.00 | 12.90 | 13.30 |
| | 小　出（長井市） | 11.50 | 12.00 | 12.60 | 12.80 |
| | 長　崎（中山町） | 12.80 | 13.30 | 15.50 | 15.80 |
| | 下　野（河北町） | 13.30 | 14.00 | 16.20 | 16.70 |

イ　水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、法第 10 条及び気象業務法第 15 条の規定に基づき、山形県内の水防上必要な予報及び警報を山形県知事に通知する。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

| 水防活動の利用に適合する警報・注意報 | 一般の利用に適合する警報・注意報 | 概　要 |
|---|---|---|
| 水防活動用気象警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪用により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |

（３）知事が行う水位情報の通知及び周知

県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

| 標　題 | 概　要 |
|---|---|
| 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に達したときに発表される。<br>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 |
| 氾濫警戒情報 | 避難判断水位に達したときに発表される。<br>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。<br>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 |

ア　大江町に関する水位情報の通知及び周知を行う河川の水位観測所

| 河川名 | 水位観測所名 | 観測場所 | 河口又は合流点よりの距離 km | 水防団待機水位（通報水位） m | 氾濫注意水位（警戒水位） m | 避難判断水位 m | 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） m |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 月布川 | 荻野 | 大江町大字荻野 | 3.40 | 1.40 | 1.90 | 2.20 | 2.60 |

イ　水防法第 13 条で規定される指定河川及びその区域

| 河川名 | 水位観測所名 | 区域 | 距離 |
|---|---|---|---|
| 月布川 | 荻野 | 左岸　大江町大字貫見（地蔵田橋）<br>大江町大字左沢字小漆川（最上川合流点）<br>右岸　大江町大字貫見（地蔵田橋）<br>大江町大字藤田（最上川合流点） | 左岸<br>16.8km<br>右岸 |

## 2　特別警報・警報・注意報等の伝達

（1）一般の利用及び水防活動等の利用に適合する警報・注意報等の伝達

町は、警報等について、県、消防庁、ＮＴＴから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、 直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）及び広報車等により住民へ周知する。

（2）山形地方気象台、県、市町村及び防災関係機関は、別図「気象特別警報・警報・注意報等の伝達経路図」により伝達を行う。

## 3　消防法で定める火災気象通報及び火災警報

（1）火災気象通報

ア　火災気象通報の概要

本県においては、山形地方気象台が村山、置賜、庄内及び最上を対象に、火災気象通報を行う。通報は、県防災危機管理課を通じて町及び消防本部に伝達される。定時に行う通報としては、午前５時に発表する天気予報に基づき、向こう 24 時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前５時頃に山形県に通報する。臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

イ　火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

（2）火災警報

ア　火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第 22 条第 3 項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ　火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、巡回広報車及び消防自動車等により、速

やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県防災危機管理課に通報する。

# 気象特別警報・警報・注意報等の伝達経路図

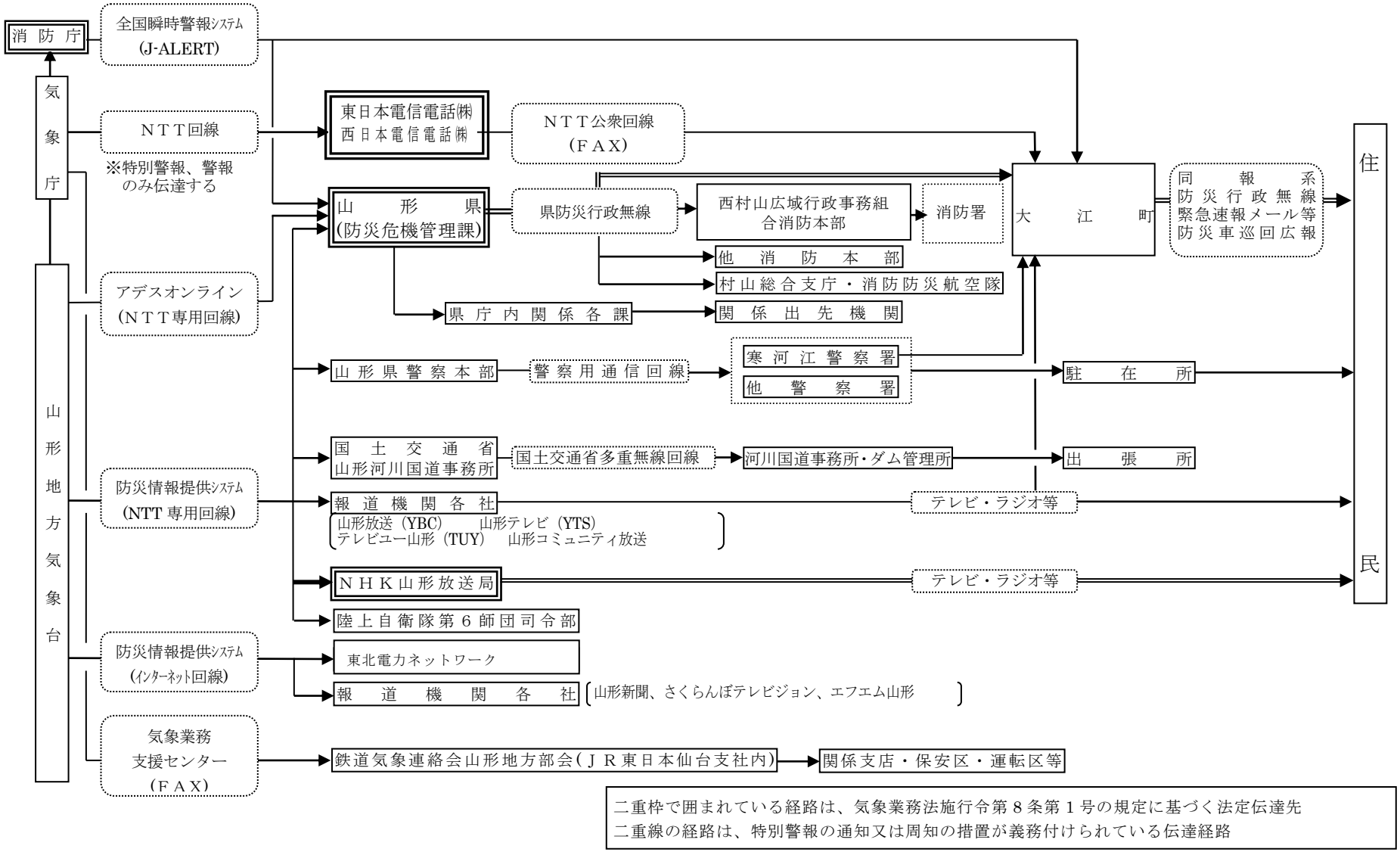

# 第３款　災害情報・被害情報の収集・伝達

**［全部］**

災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、その後の応急対策をおこなううえで特に重要であることから、町は関係機関との相互連携のもと、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努めるものとする。

## １　災害情報の収集・伝達

（１）災害情報等収集体制

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害情報等の収集に万全を期すため、町職員を情報収集に当たらせるとともに、地区ごとに次の情報調査連絡員を置く。

ア　各地区の情報調査連絡員は、区長の職にある者をもって充てる。

イ　消防機関の情報調査連絡員は、消防団の分団長の職にある者をもって充てる。

（２）収集すべき災害情報等の内容

ア　人的被害状況（死者、負傷者、行方不明者、生き埋め等要救助者の人数）

イ　建物被害状況（全壊、半壊、床上浸水等の件数）

ウ　火災、土砂災害、浸水被害等の発生状況

エ　公共施設（道路、橋梁含む。）の被害状況

オ　ライフライン施設等の被害状況

## ２　災害発生直後の情報収集・伝達

（１）県本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、町、各防災関係機関は直ちに県本部（防災危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

ア　大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合

イ　人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ　被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

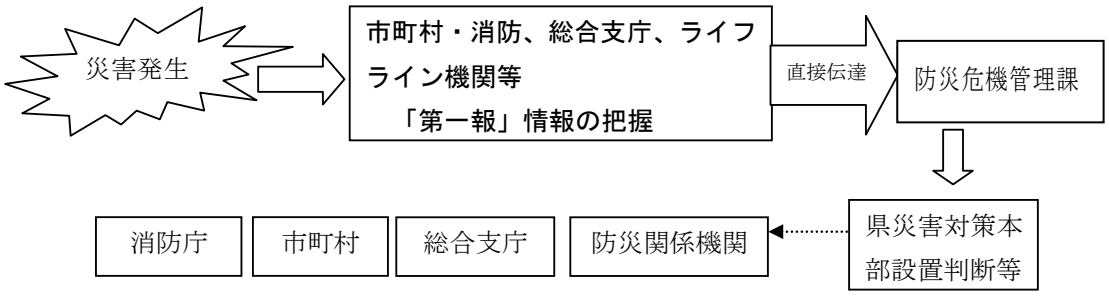


（２）収集した災害情報等の集約及び報告

ア　町長は、災害情報等の総括責任者として総務課長を選任するものとし、各課長等は調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務課長に報告する。

イ　総務課長は、被害の報告があった場合、当該地域において震度４以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災、土砂災害の発生状況等を村山総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。

ウ　発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報の概括情報を報告する。なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告する。

エ　総務課長は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への 119 番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県庁及び消防庁に報告する。

（４）孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町及び国、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町及び県等と共有する。また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

## 3　災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

（１）県本部（防災危機管理課）への直接の情報伝達等

県本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話又はＦＡＸによる。）を行うものとする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

（２）町・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、町管理の庁舎、公の施設、社会福祉施設、町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害

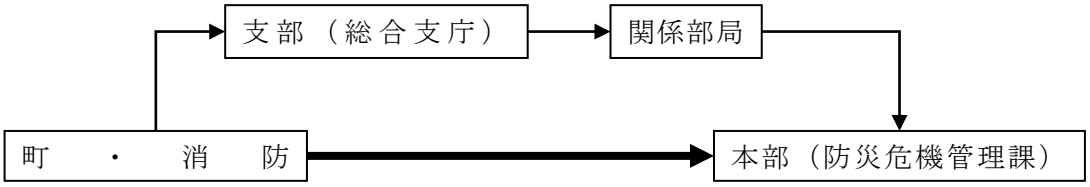


（３）町における活動

ア　県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

イ　総務課長は、把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めにより、県支部（総合支庁）を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

ウ　避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

（４）被害状況等の収集体制

町災害対策本部（災害対策連絡本部）における被害状況の収集は、各部においてそれぞれ災害時の事務分掌に応じ、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。なお、各部長は、収集した被害状況を総務部長に報告する。

（５）収集すべき被害状況等の内容

| 区　　分 | 収集する情報 | 情報の内容 |
|---|---|---|
| 人的被害 | 死者、負傷者、行方不明者 | 被災者の氏名、住所、年齢、性別、被災の程度、収容先等 |
| 建物被害 | 全壊・半壊・床上浸水等 | 建物の名称、所在地、被害の程度、り災者数等 |

| | | |
|---|---|---|
| 出火件数又は出火状況 | 住家、非住家、事業所等 | 所在地、被害の程度、り災者数等 |
| 公共施設被害 | 福祉施設、教育施設、その他施設 | 施設の名称、被害の程度、利用者の被災状況及び避難状況 |
| 土木施設被害 | 道路、橋梁、公園、河川 | 被害箇所及び被害の程度、応急措置の状況とそれに伴う規制状況等 |
| 農林施設被害 | 農林関係施設 | 被害箇所及び被害の程度 |
| ライフライン情報 | 上・下水道関係、電気・通信関係 | 被害箇所と被害の程度、応急措置の状況と復旧見通し等 |
| 公共交通機関情報 | 鉄道、バス関係 | 運行状況、復旧見通し等 |
| 避難情報 | 住民の避難状況 | 避難所数、避難者数及び必要物資等の状況 |
| 医療救護情報 | 病院等の開設状況、救護所開設状況 | 医療機関の被害状況及び医療用資機材の需給状況 |
| 職員被災情報 | 町職員の被災状況 | 本人、家族及び家屋等の被災状況 |
| その他の情報 | 応急対策上、必要となる情報 | 土砂災害等の被害箇所と被害の程度、危険物等の漏洩等 |

## 4　防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

## 5　被害関連情報の発信

町は、収集された災害関連情報等を集約し、県、自衛隊、ライフライン・公共交通機関及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する。（報道機関に対する報道要請は、本節第４款「広報」による。）

## 6　異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関しては、次のとおりとする。

（１）災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

（２）異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちにその旨を町長に通報するとともに、警察署に報告するものとする。

（３）町長は、次の伝達系統により報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

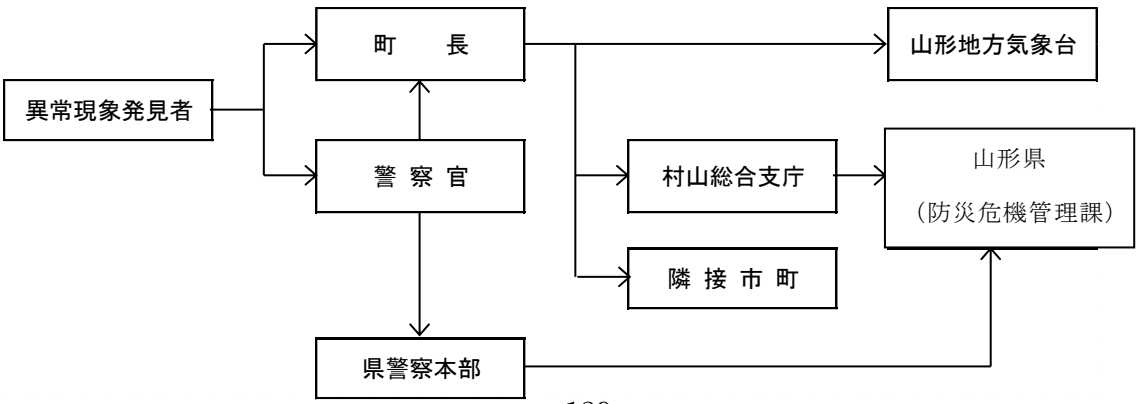

# 第４款　広報

**［総務部］**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について、必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図る。

## １　基本方針

（１）広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

（２）広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者。

（３）広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

## ２　広報担当の確認

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

| 広報担当区分 | 責　任　者 | 連絡方法 |
|---|---|---|
| 住　民　担　当 | 総務課長 | 広報車、有線電話、口頭、文書、ラジオ、テレビ |
| 報道機関担当 | | |
| 防災関係機関担当 | | 有線電話、庁内放送、庁内電話 |
| 庁　内　担　当 | | |

## ２　災害広報の要領

（１）町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。

（２）町の実施する広報は、すべての広報責任者（総務課長）に連絡する。

## ３　広報活動における町の役割分担

町、防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動に当たって、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

（１）役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

（２）手段

ア　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

イ　自治会、町内会等を通じた情報伝達

ウ　住民相談所の開設

エ　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

オ　地域防災行政無線、町登録制メール、緊急速報メール及びインターネットの活用（ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等）

カ　避難所への町職員の派遣

（３）項目

ア　安否情報

イ　避難、医療、救護及び衛生に関する情報

ウ　給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

エ　生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

オ　被災地支援に関すること（支援物資を小口･混載しないことやボランティア情報等）

カ　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

## ４　被災者等への情報伝達活動

（１）被災者への情報伝達

町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

（２）住民への的確な情報伝達

町は、住民全体に対し災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

## ５　警戒段階・災害発生後の各段階における広報

町は各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を適切・継続的に提供する。

（１）警戒段階

ア　気象予警報

イ　雨量に関する情報

ウ　河川水位に関する情報

エ　災害危険箇所等に関する情報

（２）災害応急対策初動期

ア　町災害対策本部設置に関する事項

イ　安否情報（ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法について、被災者に周知する。）

ウ　被害区域及び被害状況に関する情報

エ　避難（避難指示等・場所等）に関する情報

オ　給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

カ　避難所の開設状況

キ　救護所の開設等救急・医療に関する情報
ク　防疫に関する情報
ケ　豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報（降雨については、時間雨量のほか、累積雨量についても広報する。）
コ　ライフラインの被害状況に関する情報
サ　緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
シ　道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
ス　被災地域及び避難場所等における犯罪防止等民心安定のための情報
セ　自主防災組織に対する活動実施要請
ソ　出火防止等地震発生時などの注意の呼びかけ

（２）災害応急対策本格稼動期
ア　生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
イ　民心安定のための情報
ウ　相談窓口の設置に関する情報
エ　消毒、衛生及び医療救護情報
オ　小中学校の授業再開予定
カ　被害認定・り災証明書の発行
キ　応急仮設住宅等への入居に関する情報
ク　ごみ、し尿、災害廃棄物、医療廃棄物などの処理に関する情報
ケ　ボランティアの受入情報

（３）復旧対策期
ア　り災証明書の発行
イ　保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
ウ　災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
エ　被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
オ　その他生活再建に関する情報

## 6　安否情報の提供

町、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

（１）町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て広報する。

（２）通信事業者は、風水害等により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害伝言ダイヤル（局番 171）や災害用伝言板等を開設することとなっており、町は利用方法等についての広報を行う。

## 7　広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、極めて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

（１）広報担当者の撮影した災害写真
（２）防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
（３）報道機関等による災害現場の航空写真
（４）災害応急対策活動を取材した写真その他

## 8　広報活動実施上の留意点

障がい者や高齢者などの要配慮者、日本語の理解が十分でない外国人などへの広報は、それぞれの特性に応じて適切な方法により行う。なお、特に以下の点に留意する。

（１）避難所等において視覚・聴覚障がい者にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置の措置を講ずる。
（２）外国人被災者のために、防災関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努める。
（３）被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

## 9　広聴活動（相談窓口の設置）

災害発生後速やかに、被災者等からの相談に対応するため、総合相談窓口を災害対策本部に設置する。なお、相談の内容に応じて、災害対策本部の各担当へ振り分ける。窓口を設置したときには、前項の広報実施方法により、住民等へ周知する。

## 10　報道機関への発表

（１）県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、災害対策基本法第 57 条に基づく、「災害時における放送要請に関する協定」により、テレビ・ラジオなどの報道機関へ広報を依頼する。町は、放送機関に対して放送要請を行うときは、原則として県を通じて行う。また、要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。
（２）報道機関への記者会見等は、災害対策本部が行う。

# 第３節　避難計画

［全　　部］

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難行動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

## １　住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

町は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

（１）自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するよう努める。

（２）町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

## ２　行政の避難指示等に基づく避難

（１）危険の覚知と情報収集

町は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、土砂災害防止法 28 条、第 29 条及び第 31 条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を発令する。

（２）避難実施の決定となる必要な措置

ア　高齢者等避難発表の実施者

町長は、管轄区域内において災害が発生するおそれがあり、高齢者等要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は高齢者等避難を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて寒河江警察署長及び消防団長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

要配慮者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難を避難指示に準じる扱い

とし、避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ　避難指示等の実施者

避難指示等の発令は、災害対策基本法第60条第１項に基づき、原則として町長が行う。

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令は、町長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

| | 警戒レベル | 実施責任者 | 措置 | 実施の基準<br>避難指示等を実施した場合の通知等 |
|---|---|---|---|---|
| 高齢者等避難 | 3 | 町長 | ・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ | ・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき<br>・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける |
| 避難指示 | 4 | 町長 | ・立退きの指示<br>・立退き先の指示 | ・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合<br>⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示<br>町長→（報告）→知事 |
| | | 知事 | ・立退きの勧告<br>・立退き先の指示 | ・町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合<br>⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 |
| 緊急安全確保 | 5 | 町長 | ・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ | ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき<br>※町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意<br>町長→（報告）→知事 |
| 避難の指示等 | | 知事、その命を受けた県職員又は水防管理者 | ・立退きの指示 | ・洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき<br>（水防法第 29 条）<br>水防管理者→（通知）→警察署長 |
| | | 知事又はその命を受けた県職員 | ・立退きの指示 | ・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき<br>（地すべり等防止法第 25 条）<br>知事又はその命を受けた県職員<br>→（通知）→警察署長 |
| | | 警察官 | ・立退き先の指示 | ・町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は町長から要求があった場合<br>（災害対策基本法第 61 条）<br>警察官→（通知）→町長→（報告）→知事 |
| | | | ・避難等の措置 | ・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要 |

| | 警戒レベル | 実施責任者 | 措置 | 実施の基準 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 避難指示等を実施した場合の通知等 |
| | | | | な限度で避難等の措置<br>（警察官職務執行法第４条） |
| | | | | 警察官→（報告）→公安委員会 |
| | | 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | ・避難等の措置 | ・警察官がその場にいない場合、「警察官職務執行法第４条」による避難等の措置<br>（自衛隊法第 94 条） |
| | | | | 自衛官→（報告）→防衛大臣の指定する者 |

なお、町は、避難指示等の発令の際には、指定避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

ウ　避難情報と居住者等がとるべき行動

| | 居住者等がとるべき行動 |
|---|---|
| 【警戒レベル３】<br>**高齢者等避難** | **危険な場所から高齢者等は避難**<br>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。<br>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 |
| 【警戒レベル４】<br>**避難指示** | **危険な場所から全員避難**<br>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。<br>（・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。<br>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。） |
| 【警戒レベル５】<br>**緊急安全確保** | **災害発生又は切迫**<br>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。<br>・町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。<br>・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。 |

※１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

エ　住民等への伝達と避難の実施

避難情報の発令は、警戒レベル及び次の事項を明示して行う。

(ア)高齢者等避難の内容

a　警戒レベル、要避難準備対象地域

b　避難準備理由

c　避難先

d　避難経路

e　避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）

(イ)避難指示の内容

a　警戒レベル、要避難対象地域

b　避難理由

c　避難先

d　避難経路

e　避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）

(ウ)緊急安全確保の内容

警戒レベル、災害発生区域、災害概況、命を守るための最善の行動をとることを発令する。

(エ)避難の広報

a　町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。特に、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。

b　町は、避難行動要支援者への避難指示等に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

c　町は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに､避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

d　町は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(オ)避難誘導

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。町、消防機関及び県警察による誘導に当たっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

a　町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、寒河江警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。また、必要に応

じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

b　消防機関は、避難指示等が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。

c　県警察は避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する。

(カ)避難路の安全確保

町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。また、必要に応じ、県知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

（３）避難指示等の発令基準

**【河川の氾濫等に係る避難指示等の発令判断基準】**

河川の氾濫等については、最上川、月布川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする

| 区分 | 判　断　基　準 |
|---|---|
| 【対象地域の考え方】<br>○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本<br>○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。<br>（「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。）<br>○立ち退き避難が必要な区域<br>・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。<br>・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 0.5ｍを超える区域の平屋家屋<br>・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね 1.5ｍ～３ｍを超える区域の２階建て家屋<br>・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。）<br>・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物 | |
| 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | １：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合<br>・最上川の長崎観測所（国）：避難判断水位 15.50m<br>２：指定河川洪水予報の水位予測により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達することが予測される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）<br>・最上川の長崎観測所（国）：氾濫危険水位 15.80m<br>３：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）に到達したと発表された場合<br>・月布川の荻野観測所（県）：避難判断水位 2.20m<br>４：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル２水位））を超 |

| 区分 | 判　断　基　準 |
| --- | --- |
| | えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合<br>・月布川の荻野観測所（県）：氾濫注意水位 1.90m<br>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合<br>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合<br>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合<br>５：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合<br>６：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が表示された場合<br>７：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合<br>８：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）<br>※４については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。 |
| 【警戒レベル４】<br>避難指示 | １：指定河川洪水予報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達したと発表された場合<br>・最上川の長崎観測所（国）：氾濫危険水位 15.80m<br>２：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達したと発表された場合<br>・月布川の荻野観測所（県）：氾濫危険水位 2.60m<br>３：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合<br>・月布川の荻野観測所（県）：避難判断水位 2.20m<br>①上記の上流の水位が急激に上昇している場合<br>②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合<br>③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合<br>４：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合<br>５：ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合<br>６：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「非常に危険（うす紫）［警戒レベル４相当］」が表示された場合<br>７：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「非常に危険（うす紫）」が表示された場合<br>８:警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）<br>９:警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）<br>※夜間・未明であっても、１～４に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 |

| 区分 | 判　断　基　準 |
|---|---|
| | ※３については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法を一つ又は複数選択すること。<br>※８については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。 |
| 【警戒レベル５】<br>緊急安全確保 | 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の１～４のいずれかに該当する場合が 考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。<br>（災害が切迫）<br>１：次の水位観測所の水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している場合<br>・最上川の長崎観測所（国）<br>・月布川の荻野観測所（県）<br>２：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合<br>３：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）<br>４：大江町へ大雨特別警報(浸水害)が発表された場合<br>（災害発生を確認）<br>５：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）<br>※発令基準例１～４を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例５の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。 |
| 注意事項 | ●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。<br>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。 |
| 避難情報の解除 | ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。 |

**【土砂災害に係る避難指示等の発令判断基準】**

土砂災害については、県が「山形県土砂災害警戒システム」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

| 区分 | 判　断　基　準 |
|---|---|
| 【警戒レベル３】<br>高齢者等避難 | １：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）<br>２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 |

| 区分 | 判　断　基　準 |
|---|---|
| | ３：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）<br>※土砂災害の危険度分布は最大２～３時間先までの予測である。このため、上記の１において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）の発表に基づき警戒レベル３高齢者等避難の発令を検討する。 |
| 【警戒レベル４】<br>避難指示 | １：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）<br>２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「非常に危険（うす紫）［警戒レベル４相当］」となった場合<br>３：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）<br>４：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令<br>５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合<br>※夜間・未明であっても、１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４「避難指示」を発令する。 |
| 【警戒レベル５】<br>緊急安全確保 | （災害が切迫）<br>１：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと）<br>（災害発生を確認）<br>２：土砂災害の発生が確認された場合<br>※１を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、２の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。 |
| 注意事項 | ●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。<br>●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。 |
| 避難情報の解除 | ●緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。 |

（4）避難情報の周知

町は、避難指示等を発令した場合は、次に掲げる方法により住民等に対し情報の周知を図るものとする。

ア　防災行政無線等による周知
イ　緊急速報メールによる周知
ウ　警鐘・サイレン等による周知
エ　各地区、自主防災組織への連絡による周知
オ　広報車等による周知
カ　放送等による周知

## 5　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

（1）警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

| 災害種別 | 設定権者 | 実施の基準 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|
| 災害全般 | 本部長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 | 災害対策基本法第 63 条第 1 項 |
| | 警察官 | 本部長又はその委任を受けて本部長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災害対策基本法第 63 条第 2 項 |
| | 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | 本部長又は本部長の職権を行うことができる者がその場にいないときに限る。 | 災害対策基本法第 63 条第 3 項 |
| 火　災 | 消防長･消防署長 | ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定 | 消防法第 23 条の 2 |
| | 消防吏員･消防団員 | 火災の現場において消防警戒区域の設定 | 消防法第 28 条 |
| | 警察官 | 火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。 | 消防法第 28 条 |
| 水　害 | 水防団長･水防団員消防機関に属する者 | 水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定 | 水防法第 21 条 |
| | 警察官 | 水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 水防法第 21 条 |

（2）警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。また、警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町に通知しなければならない。

（3）避難所への受入

町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難

所を開設しこれらの者を受入れる。

## 6　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

（１）帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

（２）外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

# 第４節　避難所運営計画

**［健康福祉部］**

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び消失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所の適切な管理運営を実施する。

## １　避難所への受入と必要な措置

（１）避難所の開設

町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難した住民が、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ　避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ　特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、研修施設、宿泊施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ　災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）を取る必要がある。

（２）開設に関する周知及び報告

町長は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、警察署、消防機関及び他の防災関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。避難所を設置したときはただちに次の事項を知事（村山総合支庁経由）に報告すること。

（ア）開設の日時及び場所

（イ）開設箇所数及び避難所の名称
（ウ）避難者数

（３）開設初期に必要な措置

ア　避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者に係る情報の把握に努める。

イ　避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ　物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられる。なお、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。

（ア）　食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることができるもの）
（イ）　毛布
（ウ）　日用品（マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸）
（エ）　医薬品（常備薬、救急箱 等）
（オ）　生理用品
（カ）　暖房器具、カイロ（冬期の場合）
（キ）　簡易トイレ
（ク）　飲料水
（ケ）　燃料
（コ）　発電機

エ　通信手段の確保

町は、避難所と災害対策本部等との通信手段を確保する。また、電気通信事業者に特設公衆電話の設置を要請し避難者の通信手段を確保する。

オ　避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## ２　避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

（１）運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

（２）情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。ま

た、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

（３）物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

## ３　避難後の状況の変化に応じた措置

（１）避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地以外の他市町村に被災者の受入を要請し、又は県に斡旋を依頼する。

（２）さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼するなど、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難地等へ再避難させる。また、必要に応じ自衛隊の派遣を県に要請する。

（３）危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通じて避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、防災関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また、避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

（４）避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

## ４　避難所運営に係る留意点

（１）町のとるべき措置

ア　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努め、適切に受入れることとする。

ウ　被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ　指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

オ　町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者及び病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

(ア)被災者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ)衛生、給食及び給水対策

a　入浴、ごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

b　炊き出し施設を設けるなど、応急的な食料供給体制を確保する。

c　トイレの確保に十分配慮する。

(ウ)被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ)要配慮者に配慮した運営、環境整備

a　掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。

b　食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。

c　施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。

d　医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ)避難所運営への女性の参画促進

町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ)男女のニーズの違いに配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、

女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置するほか、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・医療機関・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ)各機関への協力要請

避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県栄養士会及びＮＰＯ・ボランティア等防災関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ク　自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

（２）住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるよう努める。

ア　運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ　ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールの遵守

ウ　その他避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

## ５　新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和２年８月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

# 第５節　救助・救急計画

**［総務部・消防部］**

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

## １　要救助者の通報・捜索

（１）要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに町、県警察、消防本部等のいずれかに通報する。特に生埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨もあわせて連絡する。

（２）要救助者の捜索

町及び県警察、消防本部等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生埋め者を捜索する。

## ２　救助体制の確立

（１）救助隊の編成

災害のため救出を必要とする者が生じた場合においては、消防署及び消防団は災害の規模に応じ、救助隊を直ちに編成するものとする。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合には、県を通して自衛隊による医療救護所開設を要請する。

（２）関係機関との協力

災害の規模が大きく本町の救助体制のみでは対処できないと判断した場合は、県、他市町又は自衛隊の応援を要請するものとする。

ア　町は、消防本部、県及び県警察と密接な連携のもとに救助活動を行い、負傷者については、医療機関に収容する。

イ　自らの救助活動の実施が困難な場合、県又は他市町村へ救出の実施及びこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。

ウ　災害による被害が甚大な場合、又は火災が同時に多発した場合等において、町と消防本部のみでは救出活動が困難な場合は、山形県広域消防相互応援協定により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援要請を行うものとする。

エ　町長は状況に応じ、自衛隊の救助活動を県に要請する。

オ　町は、必要と判断した場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を用いて、生埋め者の救助活動への協力を要請する。

（３）救助資機材の調達

救助活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ防災関係機関等に要請し、調達する。

（４）職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染

症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

## 3　救助活動の実施

（１）救助活動の実施

消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

（２）惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 4　負傷者等の搬送

（１）搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

（２）搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

# 第６節　消火活動計画

**［総務部・消防部］**

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）で総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

## １　初期消火

（１）住民等による初期消火

火災が発生したとき、家庭、職場等においては、次により初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に 119 番通報する。

ア　自身の安全を確保しながら、近隣住民等の協力も求めて初期消火に努める。

イ　消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）する。

ウ　ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

（２）自主防災組織による初期消火

地域、職場の自主防災組織は、自身の安全を確保しながら、消防本部、消防団が到着するまでの間、防火水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

## ２　火災防ぎょ活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限にくい止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急活動を行う。

（１）消防本部による活動

消防本部の長は、消防署を指揮し、消防団と連携して火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防および救急救助活動を行う。

ア　火災発生状況等の把握

消防吏員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

イ　次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア)高所カメラ等からの監視

（イ）119 番通報及び駆け付け通報

（ウ）消防吏員の参集途上における情報収集

（エ）消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ　県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。また、消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第 76 条の３第４項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有

者等に対する措置命令又は措置を行う。

エ 火災防ぎょ活動に当たり、次の事項に留意する。

（ア）火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

（イ）火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

（ウ）火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

（エ）上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

（オ）地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第 28 条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

（２）消防団による活動

ア 消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに機材置場（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を収集するよう努める。

イ 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動に当たっては、地域住民や自主防災組織等と協力するとともに、常備消防が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動する。

## 3　広域応援要請

大規模な災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。このような場合、町長は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な災害の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

（１）県内市町村、県への要請

町長は、山形県広域消防相互応援協定に基づき、市町村長等に対して次の事項を明らかにして広域応援を要請する。（要請は電話で行ない、後日文書を提出する。）

ア　火災の種別（建物火災、林野火災等）

イ　火災の状況

ウ　気象関係

エ　今後の判断

オ　応援消防力及び必要機材

カ　その他の必要事項

（２）他県への応援要請

ア　町長は、県内市町村等による応援をもってしても防ぎょし得ないと認めるときは、県に対して他都道府県に対する応援要請の依頼を行う。

イ　大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第 29 条）を求めた場合、知事から消防庁に対して、速やかに「緊急消防援助隊の

応援等の要請等に関する要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行い、その結果は直ちに町長に連絡される。

（３）応援隊の受入体制

知事又は町長、西村山広域消防事務組合消防本部は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「各消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。町は、連絡員を定めるなど受入体制を整えておく。

（４）県消防防災ヘリコプターの応援要請

火災が発生し、町長等が必要とした場合は、県に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

# 第７節　医療救護計画

**［税務町民部・健康福祉部］**

災害のため、被災地の住民が医療救護の途を失った場合において、応急定な措置を講じ、被災者の保護を図る。

## １　医療機関情報の把握

町は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

（１）医療機関の施設、設備の被害状況

（２）被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送医療スタッフの状況

## ２　医療救護の実施

（１）医療救護の対象者

ア　医療の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため、医療の途を失った者

イ　助産の対象者は、災害発生の日の前後７日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

（２）医療救護の範囲

ア　診療

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他治療及び施術

エ　病院又は診療所への収容

オ　看護

カ　助産（分べん介助等）

（３）医療救護の期間

ア　医療

災害発生の日から原則として 14 日以内とする。

イ　助産

分べんした日から７日以内とする。

## ３　医療救護班の編成

（１）災害により多数の負傷者等が発生し、通常の医療体制では対応しきれないときは、寒河江市西山郡医師会が編成する医療救護班の派遣を受けて、医療救護活動を行う。緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。

（２）医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行するものとする。

（３）寒河江市西村山郡医師会の医療救護班で不足する場合は、県に対して、日本赤十字社救護班の応援を要請するものとし、その場合において、寒河江市西村山郡医師会の医療救護班を包含し編成するものとする。また、必要な場合は自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものする。

（４）医療救護班は、傷病者の救護に当るため、次の活動を重点的に行う。

ア　傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）

イ　重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
ウ　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
エ　転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
オ　助産活動
カ　遺体の検案
キ　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

（５）医療救護班の医療で対処できない重症者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。
ア　重症者及び中等症者の収容と処置
イ　助産
ウ　死体の検案
エ　医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

（６）医療救護班の構成は、医師１人、保健師又は看護師３人、事務担当者１人の計５人を基準とする。

## ４　救護所の設置

医療救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ公共施設等に救護所を設置する。

## ５　医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は、町、医療機関並びにＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたるとともに、町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

（１）各医療関係施設等における活動

ア　医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね３日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口になる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ　被災地内の一般の医療機関

（ア）　患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施等の対応を図る。

（イ）　自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

（ウ）　歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ　被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

（ア）　24 時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

（イ）　傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること

（ウ） 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
（エ） 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
（オ） 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

（２）要配慮者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

## ６　医薬品等の調達

（１）医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、町内の関係業者から調達する。（資料編参照）

（２）町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。

# 第８節　遺体対策計画

**［総務部・税務町民部・健康福祉部・消防部］**

町は関係機関と連携し、行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬を的確かつ迅速に実施し、民心の安定を図る。

## １　行方不明者等の捜索

（１）災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して、警察官等の協力を得て捜索を行う。

（２）町は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等の、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に捜索活動への応援要請を行うよう県知事に依頼する。

## ２　遺体の処置等

町は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処置を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

（１）遺体の安置

ア　発見された遺体は、警察官の検視（検分）を受けた後、寒河江警察署の協力を得て遺体収容所へ搬送するものとする。

イ　遺体の安置所は、被災現場付近の寺院又は公共建築物等の適当な場所とする（資料編参照)。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

(ア）避難所、医療救護所とは別の場所

(イ）可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(ウ）検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のための DNA 型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

ウ　遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

（２）遺体の処理等

ア　町は、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処理を行う。

イ　町は、県及び県警察本部と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体安置状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

（３）身元不明遺体の処置

ア　身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ　遺体の身元が判明しない場合は、行旅（こうりょ）死亡人として取り扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として扱う。

ウ　遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA 鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

## 3　遺体の埋葬

（1）災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続を経て、速やかに遺体の埋葬を行う。

死亡者が多数のため、通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて内閣府と協議する。

（2）町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援する。

（3）災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

## 4　広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町~~村~~等又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

## 5　遺体の処理、収容、埋、火葬の事務処理

災害時において、遺体の処理、収容、埋、火葬を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

（1）実施責任者
（2）遺体発見場所、日時
（3）死亡（推定）日時
（4）死亡者及び遺族の住所
（5）所持品
（6）洗浄時の処理状況
（7）一時安置場所及び収容日時
（8）収容等に要した費用
（9）埋葬品等の支給状況
(10) 埋、火葬の日時
(11) 埋、火葬を行った者の住所、氏名と死亡者の関係

# 第９節　輸送関係

## 第１款　緊急輸送計画

**［総務部・建設水道部］**

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

### １　輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急輸送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全　②被害の拡大防止　③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

（１）応急対策活動期

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
イ　消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
ウ　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者
エ　食料及び水等避難生活に必要な物資
オ　傷病者及び被災者の被災地域外への移送
カ　自治体の職員等及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに物資
キ　緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

（２）復旧活動期

ア　上記（１）の続行
イ　災害復旧に必要な人員・物資
ウ　生活用品
エ　郵便物
オ　廃棄物の搬出

### ２　緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

（１）車両による輸送

ア　輸送路の確保

町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ、県の「緊急輸送路」に指定されている道路及びそれらと町内の拠点施設（庁舎、避難所、災害拠点施設、医療施設、警察署、消防署など）を結ぶ道路を緊急輸送路とし、災害対策を進める。

イ　車両の確保

（ア）町所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、総務課が行う。

町所有車両等は、資料編のとおりである。

（イ）町所有以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、企業所有の車両を借上げるなど、町所有以外の輸送力確保に努める。（資料編参照）

（２）鉄道輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（ＪＲ東日本旅客鉄道（株）左沢駅）に要請し、輸送力を確保する。

（３）航空輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等､緊急にヘリコプターによる輸送が必要になったときは、本章第１節第４款「県消防防災ヘリコプターの活用」により県に要請依頼する。

（４）人力による輸送の確保

人力による輸送に必要な労務の確保は、本章第１節第５款「労働力の確保」による。

## ３　応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あっせんを要請する。

（１）輸送区間及び借上期間

（２）輸送人員又は輸送量

（３）車両等の種類及び台数

（４）集結場所及び日時

## ４　輸送力の配分

（１）災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、総務課長に輸送力供給の要請を行う。

（２）総務課長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配分計画を作成し、実施担当責任者に配分する。

## ５　物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県及び町は物資拠点を確保する。

拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。町は、拠点施設を開設した場合には関係機関等に対してその周知徹底を図るものとする。

（１）広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

（２）地域内輸送拠点

町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

（３）物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議のうえ、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する場合があることに留意する。

（４）協定に基づく応援要請

県は、あらかじめ締結した協定に基づき、物資拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

## ６　取扱物資

（１）広域物資輸送拠点

各地から寄せられる義援物資

（２）地域内輸送拠点

ア　町からの救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）

イ　食料、生活必需品等の応急生活物資

ウ　義援物資集積配分拠点等から町に配送される義援物資

エ　医薬品

## ７　実施業務

（１）広域物資輸送拠点

ア　義援物資の集積、分類及び保管

イ　地域内輸送拠点等の物資情報の提供

ウ　配送先別の仕分け

エ　車両への積み替え、発送

（２）地域内輸送拠点

ア　緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管

イ　避難所等の物資需要情報の集約

ウ　配送先別の仕分け

エ　小型車両への積み替え、発送

## ８　物資拠点の運営体制と運営要領

（１）広域物資輸送拠点

県及び公益社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

（２）地域内輸送拠点

イ　運営体制

応急物資の供給を受ける町及び県、公益社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

ウ　運営要領

県及び物資の供給を受ける町は次により地域内輸送拠点を運営する。

(ア)地域内輸送拠点への職員等の派遣

県及び町は、職員を地域内輸送拠点に派遣する。公益社団法人山形県トラック協会及び山形県倉庫協会は、県の要請を受け、物流専門家及び輸送業務の指揮、搬入、管理、

仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する人員を地域内輸送拠点に派遣する。

(イ)避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ県災害対策本部及び関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

(ウ)物資配送用車両の確保

県は、町が物資配送用車両を確保できない場合は、町からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(エ)ボランティアの活用

地域内輸送拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

## 9　地域内輸送拠点までの輸送

原則として救援物資については町から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。町から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

## 10　避難所等への輸送

原則として物資の供給を受ける町が実施する。

# 第２款　交通の確保及び規制

**［総務部・建設水道部］**

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

## １　災害の未然防止

道路管理者は、風水害等により被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主に点検を実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第 46 条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

## ２　発災直後の被災地の交通路確保

（１）道路の啓開

道路管理者等は、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

（２）交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

## ３　情報の収集・伝達

道路管理者は、道路情報を収集し、速やかに町災害対策本部に伝達する。救急・救助活動及び消火活動等、他に優先する応急対策活動に関係する道路情報については、直ちにその応急対策業務を実施する防災関係機関に伝達する。

道路管理者は、管理する道路について、あらかじめ定めた点検項目について、緊急輸送道路を優先に、直ちに点検を実施し被災実態を把握する。

また、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、これらの団体と密接な連携を図りながら点検を実施する。

## ４　道路法に基づく緊急措置

道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第 46 条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

## ５　災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

（１）県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（２）道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（３）国又は県は、道路管理者等である県又は町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

（４）道路法、災害対策基本法に基づく交通の規制等の実施責任者

交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

| 区　　分 | 実施責任者 | 範　　囲 | 根　拠　法　令 |
|---|---|---|---|
| 道路管理者 | 東北地方整備局長<br>知　　事<br>町　　長 | １　道路の破損等により交通に危険を及ぼすと認められるとき。<br>２　道路工事のためやむを得ないと認められるとき。 | 道路法第 46 条 |
| 警　　察 | 公安委員会<br>警察署長<br>警　察　官 | １　災害対策用人員及び物資の緊急輸送のため必要があると認められるとき。 | 災害対策基本法第 76 条 |
| | | ２　交通の安全と円滑な通行を図るため必要があると認められるとき。<br>３　道路の損壊、火災の発生等により交通の危険を及ぼすおそれがあるとき。 | 道路交通法第４、５、６条 |

## ６　緊急輸送道路等の啓開

（１）道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関、自衛隊等の協力を得て、次により２車線（やむを得ない場合は１車線）を啓開する。

ア　道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ　通行の障害となる車両の移動

ウ　仮設橋の架橋

（２）道路管理者は、緊急輸送道路や孤立集落へ通じる道路等、優先順位を付けて啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

（３）国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、指定区間外の国道、県道又は町道において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。

（４）知事は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第 83 条第１項に基づき、自衛隊に派遣を要請する。

## ７　緊急運航車両の確認等

町長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

## ８　災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、自動車運転者のとるべき以下の措置について広報を行う。

（１）速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア　道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ　区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

（２）速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

（３）通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## ９　道路交通施設の応急復旧

応急復旧工事は、施設の重要性や被災状況等を勘案し、道路啓開の後、迅速かつ的確に順次実施する。

# 第 10 節　各種施設災害応急対策関係

## 第 1 款　土砂災害等の防止対策

**［総務部・建設水道部・農林部・消防部］**

風水害時は、斜面崩壊等のため、土砂災害等の防止対策を行う事態が予測される。このため、町は、消防団等の出場により警戒体制をとり、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、土砂災害防止対策を実施する。

### 1　土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

### 2　危険箇所周辺の警戒監視・通報

町、土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等におけるがけ崩れ、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

（1）指定急傾斜地崩壊危険区域指定区域の警戒体制

急傾斜地崩壊危険区域指定区域内の巡視時期及び要領

ア　第一次

前日まで数日にわたり、連続雨量が 80ｍｍ以上降った場合。

イ　第二次

当日の雨量が 50ｍｍを超えたとき、又は時雨量 30ｍｍ程度の強雨が降り始めたとき。地元民、消防団員、消防署等で巡視する。

降雨量の測定は、西村山広域行政事務組合消防署で行う。

### 3　住民の安全確保

町、施設管理者は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域を警戒区域に設定し、柵、立て看板を設置する等により関係住民の立ち入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。また、防災関係機関等へ通報する。

### 4　被害の拡大防止措置

町、施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

（1）二次災害の予防

大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア　危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周

知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、地盤変動の抑止対策や感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ　監視の継続

県は、町と連携して、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は、避難場所・避難経路等の周知徹底を図る。

（２）施設の応急措置

ア　治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によっては上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ　地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて立退きの指示を行うとともに応急処置を実施する。

ウ　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ　砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防ダムに生じた亀裂等については､堤体グラウト､基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や浸食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ　土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の応急措置

土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、国、県及び防災関係機関と連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

カ　規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないよう、バリケード等で規制誘導を行う。

## 5　応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

## 6　警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

# 第２款　河川施設災害等の防止対策

**［総務部・建設水道部・消防部］**

災害により被災した河川施設の機能を回復し､被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

## １　被害状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じて巡回等を実施し、管理施設の被災概要を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

## ２　住民の安全確保等

施設管理者は､施設が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、立ち入り禁止措置をとるとともに、町、警察及び消防機関等へ通報し、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

## ３　被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、防災関係機関と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

（１）河川管理施設及び許可工作物

ア　堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ　内水氾濫のおそれがある地域の浸水対策

内水氾濫のおそれがある地域では、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ　浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、被災地の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次被害の防止に努める。

オ　危険物、油流出事故対策の実施

危険物の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに防災関係機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ　その他河川管理に関する事項の調整

施設管理者は、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

## ４　応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

# 第３款　ライフライン施設の応急対策

**［地域振興部・建設水道部］**

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や住民生活の安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

## １　水道施設対策

あらかじめ定めた緊急点検マニュアルに基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第 12 節第２款「給水」による。

## ２　下水道施設対策

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置をあらかじめ定めた緊急点検マニュアルに基づき講ずる。

（１）情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

（２）広域応援要請

被害の規模が大きい場合は、県内の県下水道事業者に応援を要請する。

（３）利用者への広報

被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく住民に繰り返し広報する。また、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は町へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

（４）応急対策

ア　処理施設

処理機能を保持するため、破損した配管や機械の点検、修理を関係業者に要請する。処理場及びポンプ場については、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤等による処理機能の回復等を行う。

イ　管渠

（ア）管渠、マンホール内部の土砂の浚渫（しゅんせつ）、止水バンドによる止水、バキューム車や可搬式ポンプ等による緊急排水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

（イ）工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

ウ　仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。

（５）被害箇所の応急復旧

下水道施設の災害に伴う応援協定により、応急的な復旧を早期に進める。

（６）資材等の調達

応急資材等は、前記（５）の業者等から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

## ３　液化石油ガス供給施設対策

ガス供給施設の被害を早急に復旧するために、町はガス事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

**〔ガス事業者〕**

（１）活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

（２）被災状況の把握及び広報

ア　被害状況の調査

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県ＬＰガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会(以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

イ　広報活動

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について、速やかに広報活動を行う。併せて町、消防機関、警察、県への連絡と広報活動への協力を依頼する。

（３）緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

（４）応援要請

事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合､応急措置に関し指導するとともに､他の事業者に対し緊急応援を要請する。

## ４　電力供給施設対策

電力供給施設の被害を早急に復旧するために、町は電気事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力する。

**〔電気事業者〕**

（１）活動体制の確立

災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置し、迅速かつ適切な応急活動を実施する。

（２）被災状況の把握及び広報

ア　被害状況の収集・連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は市町村の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

イ　広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

（３）応急対策

ア　復旧資材の確保

災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、可及的速やかに確保する。

イ　危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、市町村、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

ウ　電力の広域融通

電力需要に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力需給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

エ　応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

（４）復旧対策

各電力設備ごとに被害状況を把握し、早急に復旧計画をたてる。

## ５　電気通信施設対策

災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は電気通信事業者が実施する災害応急対策に協力する。

**〔電気通信事業者〕**

（１）応急対策

ア　応急復旧工事の実施

災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策、復旧計画等の総合的体制の確立を図る。

イ　広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等

の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ　災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

エ　災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

（３）復旧対策

電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の使用及び災害対策用通信機器により応急復旧を図る。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて町に協力を要請する。

# 第４款　危険物等施設の応急対策

**［地域振興部・建設水道部］**

災害に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

## １　応急活動体制の確立

町は、危険物災害が発生したことを覚知したときは、直ちに消防本部と連絡をとり、状況を把握するとともに、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第１節第１款「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立し、災害応急対策を実施する。

## ２　災害拡大防止活動

（１）町は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又ははそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、広報車等を利用した住民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

（２）流出、転倒及び浮上したタンク等について、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。〔危険物取扱事業所等〕

## ３　各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

（１）関係機関への通報等

危険物取扱事業所は、事故発生時及び災害により被災した場合、町、消防機関、警察及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関と協力体制を確立する。

（２）住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

（３）自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

（４）危険物等施設の応急措置

ア　危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を停止、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは､当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

イ　危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出出防止措置を行う。

ウ　危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

# 第 11 節　農林業災害応急計画

**［農林部］**

第一次産業は、自然条件に大きく左右されるため、災害発生時には被害を受けやすい。本町では、特にりんごやラ・フランス等のくだもの等に大きな被害があった場合には、農林関係被害の増大というだけにとどまらず、流通、観光など町全体が大きな打撃を被ることになる。このため、町は各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

## 1　被害状況の把握

町は、農業協同組合、森林組合、土地改良区等の農林水産業関係団体と連携し、県及び国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

## 2　農林業用施設の点検・整備

農林業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

（1）二次災害による被害を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

（2）大規模災害により農林業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。

（3）二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

## 3　住民の安全確保

施設管理者は、水路、防災重点ため池等の施設が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼす恐れがあると認められるときは、立ち入り禁止措置をとるとともに、町、警察及び消防機関等へ連絡し、警戒体制をとる等必要な措置を実施する。

## 4　農林業の災害応急対策

（1）農作物及び農業用施設

町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

ア　農作物の病害虫発生予防措置
イ　病害虫発生予防等用薬剤の円滑な供給
ウ　応急対策用農業用資機材の円滑な供給
エ　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
オ　種苗の供給体制の確保

（２）家畜及び家畜飼養施設

町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請を行う。

ア　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

（ア）家畜死体の受入体制の確保

（イ）家畜死体の埋却許可

（ウ）傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）

（エ）家畜廃用認定（山形県農業共済組合）

（オ）家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）

イ　家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

（ア）家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）

（イ）被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）

（ウ）家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）

ウ　動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）

エ　家畜飼料及び使用管理用資機材の円滑な供給（全農山形県本部､山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

（３）林産物及び林産施設

ア　町、森林管理署及び県は、森林組合等と連携し林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

（ア）林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置

（イ）苗木、立木及び林産物等の病害虫発生予防措置

（ウ）病害虫発生予防用薬剤の円滑な供給

（エ）応急対策用資機材の円滑な供給

（オ）林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

イ　町及び県は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

## 5　風評被害対策

町は、災害等に起因する風評による農林産物の消費離れ、観光客離れ等を防止するため、農協、流通関連団体、観光関連団体等と連携し、消費拡大・誘客を図るため、必要に応じてキャンペーンの実施等の対策を講ずる。

# 第12節　生活支援関係

## 第1款　食料の供給

**［地域振興部・農林部・健康福祉部］**

災害時には、住居の浸水や消失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため町は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

### 1　基本的な考え方

（1）町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

（2）町及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

### 2　食料の供給

災害時における食料の応急救急の実施は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、町長は知事の委任に基づき、これを行う。

（1）供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

ア　被災者…炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合

イ　応急救急受給者…災害により、供給期間が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ　災害救助従事者…災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業者に対して給食を行う必要がある場合

### 3　食料の調達

（1）調達方法

町は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等及び農業協同組合、町内米穀小売業者、直接販売店からの調達を実施する。

ア　主食（米穀）

米殻の調達は、原則として、農業協同組合、町内米穀小売業者（資料編参照）から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、村山総合支庁を通じて知事に要請する。

イ　副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店（資料編参照）より調達するが町内における調達が不可能であり、若しくは、必要数量の確保ができない場合は、村山総合支庁を通

じて知事にそのあっせんを依頼する。

（２）食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、以下の手順で対応する。

ア　「大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定」に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。

イ　被害が広範囲に及び他の市町村からの応援が困難な場合又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

（ア）　食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

（イ）　炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

（３）調達食料品目例

町は、避難所の設置状況を考慮し、次の品目を参考に調達する。また、食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、生鮮食料品等についても、必要に応じて可能な限り調達する。

ア　弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾燥うどん）、飯缶、乾パン

イ　乳幼児ミルク・液体ミルク、牛乳

ウ　副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

（４）地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

## ４　炊き出しの実施方法

（１）炊き出しは原則として、指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

（２）炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあっせんを要請する。

（３）炊き出しに関する事務の責任者は、町長とする。

（４）炊き出し用の副食物は、関係業者と常に連絡を保ち、要求のある場合は直ちに供給に応じる。

（５）大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

（６）配分

被災住民への食料配分に当たっては、次の事項に留意する。

ア　避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ　住民への事前周知等による公平な配分

ウ　要配慮者への優先配分

エ　避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

（７）記録等

炊き出しの状況（場所及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分)）を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア　炊き出し受給者名簿

イ　食料品現品給与簿

ウ　炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ　炊き出し用物品借用簿

オ　炊き出しの協力者、奉仕者名簿

## 5　食料の輸送

（１）食料集積地（物資拠点）の指定及び管理

ア　あらかじめ定めた食料の集積地（物資拠点）（資料編参照）を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

イ　食料の集積を行う場合は、集積地（物資拠点）ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

（２）輸　送

町が調達した食料の町集積地（物資拠点）までの輸送及び町内における食料の移動は町長が行う。

（３）輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、ヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

（４）交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による災害地までの運送を要請する。

## 6　国によるプッシュ型支援

国は、県及び町において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

# 第２款　給水

**［建設水道部］**

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制を取るとともに、早急に給水手段を確保し、被災地に給水する。

## １　飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難となったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

（１）飲料水の確保

水源施設が被災したときは、９ケ所の配水池の水（3,470 ㎥）を使用する。

（２）水源の確保

４ケ所の水源施設全てが被災し、なおかつ飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水等の飲用に適するものを水源とし、飲用に適するか検査を行う。

## ２　給水体制の確立

（１）町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設及び要配慮者関連施設等の状況

ウ　通水状況

エ　飲料水の汚染状況

（２）給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により消毒を徹底した上で応急給水する。なお、給水する水の水質確認については、村山総合支庁及び保健所に協力を求める。

（３）給水場所、給水方法、給水時間等についてきめ細かく住民に広報する。

（４）医療機関、社会福祉施設及び要配慮者関連施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

（５）自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（６）被災地における最低給水量は、１人１日 20 ﾘｯﾄﾙを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持の１人１日３ﾘｯﾄﾙ）

（７）激甚災害等のため町だけで実施困難な場合には、県、隣接市町及び自衛隊等へ応援要請する。

（８）各家庭及び住民に対して 10～20 ﾘｯﾄﾙ入りのポリ容器を常備しておくように指導を図るほか、水の備蓄について啓発する。

## 3　給水の実施

衛生対策、積雪等の気象条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

（1）応急給水の準備

ア　既存水源及び緊急代替水源の確保

イ　既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保

ウ　配水池及び貯水槽等の貯水施設の確保

エ　給水車等による応急給水の確保

オ　水質の衛生確保

カ　備蓄飲料水の量の確認

（2）車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用して拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設、要配慮者関連施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

輸送による給水

被災者の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（消防タンク車等）に補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水する。この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

（3）給水場での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

（4）ポリ容器等による給水

ア　避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

イ　学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20 ﾘｯﾄﾙポリ容器により必要個数を配備する。

ウ　避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般に被災者に対しポリ袋により配給する。

エ　備蓄飲料水を避難所等において配布するとともに、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請し、必要に応じて配給する。

（5）生活用水の確保

区域内の井戸水等の水道水源以外の水及び雨水に消毒剤を添加した水を、水洗トイレの流し水や手洗水等に利用する。

（6）地域性及び積雪期への配慮

積雪期において、給水車の運搬給水が困難な場合は、必要により消雪用井戸等による給水を行う。

## 4　水道施設の応急復旧

（1）被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、別に定めた緊急点検マニュアルに基づき職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

（2）施設の応急復旧

ア　応急復旧工事は､水道施設の災害に伴う応援協定を締結した指定水道工事業者に要請し、

被災後直ちに復旧する。

イ　災害の規模によっては、隣接市町に応援を要請するとともに、知事に応援の業者のあっせんを求める。

（３）応急復旧順位

ア　取水、導水、浄水施設

イ　送配水施設

ウ　給水装置

（４）配水管路の応急復旧

ア　被災状況の把握をするとともに水道施設の災害に伴う応援協定を締結した指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

イ　応急復旧順位として、次のように行う。

（ア）配水場及び給水拠点までの配水管

（イ）医療機関等の緊急利水施設への配管

（ウ）その他の配管

（５）応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるようにする。

（６）ライフライン防災関係機関相互の情報交換

電気及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧を行う。

## ５　応援要請

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、社団法人日本水道協会山形県支部の「災害相互応援協定」に基づき、次により関係機関要員及び応急対策用資機材等の応援を要請する。

（１）災害の状況

（２）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）応援期間

（６）全各号に掲げるもののほか必要な事項

## ６　住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

# 第３款　生活必需品の給与

**［総務部・政策推進部］**

災害時には、住居の浸水や消失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

## １　生活必需品の給与

（１）物資の調達

町は、生活必需品等の供給対象者数を確認し供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア　「大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定」に基づき、被災市町村応援調整市（寒河江市）を通じて応援要請を行う。

イ　被害が広範囲に及び他の市町村から応援が困難な場合又は他の市町村からの応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等物資の輸送体制を確保する。県及び町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

ウ　応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

（２）供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の医療品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者とする。

（３）支給品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

| 区　　分 | 品目例（特に重要な品目） |
|---|---|
| 寝具 | 毛布、ダンボール等　ほか |
| 外衣・肌着 | 下着　ほか |
| 身の回り品 | タオル　ほか |
| 炊事道具・食器 | ほ乳瓶、同洗浄器　ほか |
| 医薬品 | 常備薬、救急箱　ほか |
| 日用品 | トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング　ほか |
| 光熱材料等 | 懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブル |

| | |
|---|---|
| | ーシート、土のう袋　ほか |
| トイレ | 簡易トイレ　ほか |
| 季節用品 | （冬期）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油　ほか<br>（夏期）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤　ほか |

（４）給与又は貸与の方法

ア　物資の購入及び配分計画

（ア）町は、次の情報を収集し、被災者に対する必要品目及び必要量の判断をする。

ａ　被災者や避難所の状況

ｂ　医療機関、社会福祉施設の被災状況

（イ）町長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

（ウ）町は、衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ町内又は近隣市町の業者から購入する。

イ　物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

（ア）物資の給与又は貸与の支給責任者は、町長とする。

（イ）町長は、区長等の協力を得て、被災者に公平に交付する。

（ウ）自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

エ　避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

## ２　輸送及び集積

（１）町が調達した生活必需品の町集積地（物資拠点）までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

（２）輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送をはじめ、ヘリコプター等を利用できるよう関係機関へ要請する。

（３）交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事に自衛隊による被災地までの運送を要請する。

## ３　燃料の供給

県は、災害応急対策や生活の維持に必要な燃料を供給するため、町及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、次により燃料の確保、供給を図る。

（１）重要施設に対する燃料供給

ア　災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、避難所等の重要施設から燃料供給の要請があった場合、県石油協同組合と締結している「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、燃料供給を要請する。

イ　県内での調達が困難な場合は、国の政府本部に燃料供給を要請する。

（２）緊急車両等に対する燃料供給

ア　県石油協同組合と締結している優先給油の対象となる「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、緊急車両等へ優先的に給油するよう要請する。

イ　給油が可能な中核給油所の営業状況を緊急車両等を有する関係機関に情報提供する。

# 第４款　防疫・保健衛生対策

**［健康福祉部］**

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

なお、保健衛生対策の実施に当たっては、村山保健所及び寒河江市西村山郡医師会と緊密な連絡をとりながら行なうものとする。

## １　被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町及び県は、以下の事項について被害状況等を把握する。

（１）ライフラインの被害状況
（２）避難所の設置及び受入状況
（３）仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
（４）防疫用資器材取扱店等の被害状況
（５）特定給食施設の被害状況
（６）食品及び食品関連施設の被害状況

## ２　活動体制の確立

町及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

町は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

## ３　保健衛生対策の実施

町及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

（１）保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア　寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
イ　結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
ウ　赤痢、インフルエンザ等感染症予防の保健指導
エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ　不安除去等メンタルヘルスの対応
カ　口腔保健指導
キ　急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

（２）避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、各避難所の管理責任者・運営担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア　食生活の状況（食中毒の予防）
イ　衣料、寝具の清潔の保持
ウ　身体の清潔の保持
エ　室温、換気等の環境
オ　睡眠、休養の確保
カ　居室、トイレ等の清潔
キ　プライバシーの保護

（３）防疫対策

ア　災害の状況により、防疫対策の必要が生じたときは、必要により村山保健所及び寒河江市村山群医師会等に協力を依頼し、本部内に防疫班を編成する。
イ　防疫班は、概ね医師１名、保健師及び看護師２名、事務員２名を１班として編成する。
ウ　防疫活動の実施に当たっては、被災戸数及び防疫活動の実態について、保健所へ速やかに報告する。
エ　感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア)パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食べ物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周りの清潔、消毒方法を指導する。
(イ)町内の消毒を要する地域を把握し、浸水家屋、道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒又は消毒液を配布して消毒の指導を行なう。防疫上緊急を要する場合は、地区の衛生組合等の協力を得て消毒を行なう。なお、実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

オ　疫学調査及び健康診断

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

カ　感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、擬似症患者、無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合、速やかに県（保健所）に報告する。

（ア）感染症患者等の入院

県（保健所）は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行なう。

ただし、交通途絶等やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行なう。

（イ）濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

県（保健所）は、感染症患者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者に対し、検

病調査や検便等の健康診断を実施すると共に、町と連携して病気に対する正しい知識や消毒方法等について保健指導を行なう。

（ウ）病原体に汚染された物件等への消毒の実施

感染症の病原体に汚染され又汚染された疑いがある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、及び飲食物、衣類、寝具その他物件については、保健所の指示により、消毒を実施する。

キ　予防接種の実施

災害により疾病が流行する恐れがある場合は、村山保健所に報告し、その指示に基づいて、臨時に予防接種を行なう。

ク　避難所の防疫指導等

（ア）避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導する。

（イ）防疫活動は、次の事項に重点をおいて行なう。

・避難者に対する検病検査に協力する。

・便所、炊事場などの消毒、手洗い励行等を指導する。

・給食従事者は、健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従とする。

・飲料水の水質検査を行なう。

（４）栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

（５）その他必要な事項

被害が甚大で、町の実施する保健活動では人員、器材等に不足が生じる場合、隣接市町、県、国及びその他関係機関の応援を求めて実施する。

## ４　食品衛生監視活動

町長は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸、受水槽の水質検査や食品関係営業施設などの監視、指導を行う食品衛生監視員の派遣を保健所に要請する。

## ５　被災動物対策

動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等防災関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

（１）飼い主とともに避難した動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

（２）危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

（３）被災地域における動物の保護

町は、保健所等防災関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

# 第５款　廃棄物の処理及び障害物の除去対策

［総務部］

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難施設等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。次の対策のほか、町災害廃棄物処理計画に基づいて、除去対策を図るものとする。

## １　し尿処理・清掃活動体制の確保

（１）近隣の市町村及び廃棄物関係団体等による災害時の相互協力体制の整備
（２）仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄及び調達体制の整備
（３）清掃及び防疫資機材の備蓄及び調達体制の整備
（４）一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄及び緊急出動態勢の整備
（５）仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画の作成等による応急体制の確保
（６）町長はし尿及び廃棄物等処理業務が不可能又は困難な場合は、近隣市町の各処理業者等の斡旋を県に要請する。

## ２　実施順序の確立

活動は次の順序で行う。
（１）道路及び河川並びに公共的施設
（２）避難所及びその付近
（３）公共機関
（４）その他の場所

## ３　清掃班の編成

ごみ及びし尿の清掃は、寒河江地区クリーンセンターの協力を得て、速やかに清掃班を編成し、実施する。
（１）ごみ処理班
ア　運搬車（トラック）１台（運転者付）
イ　作業員８～10 人（人夫又は奉仕員）
ウ　所要器具　スコップ、トビ、ホーク当（作業員数分）
上記１班の１日処理戸数は約 50 戸である。なおごみ専用運搬車については現行処理制度により実施する。
（２）し尿処理班
ア　運搬車（バキューム車）１台（運転者付）
イ　作業員２～３人
し尿運搬車の処理戸数は 1.8 ｷﾛﾘｯﾄﾙ車で、１日約 60 戸（１戸当たり処理量 200 ﾘｯﾄﾙとして）

## ４　災害廃棄物処理

（１）災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

（２）災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア　町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

イ　町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

ウ　町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、町災害廃棄物処理計画を随時適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ＮＰＯ・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

エ　町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに近隣市町等への協力要請を行う。

オ　損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

カ　災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。また、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

(ア)危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(イ)損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを､仮集積場所及び処理場に運搬する。

(ウ)がれきの粉砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

キ　災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

ク　災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足す

る場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

ケ　ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

コ　特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

サ　災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

## 5　ごみ処理

町は、次によりごみ処理を実施する。

（1）避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

（2）廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

（3）避難者の生活に支障を生じることがないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

（4）生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

ア　仮置場及び収集日時を定めて住民に広報する。

イ　仮集積場所のごみを管理し、あらかじめ選定した処理場に運び処理する。また、交通障害等、収集車両の通行が困難な場合は、夜間収集も検討する。

ウ　消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導、広報する。

エ　避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。なお、避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民は、自主防災組織を中心として、次の対応をとる。

（ア）可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

（イ）地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

（ウ）仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

（エ）仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

（５）生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

## ６　し尿処理

町は、次によりし尿処理を実施する。

（１）避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

（２）し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

（３）上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

（４）くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

（５）必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

（６）し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

## ７　死亡獣畜等の処理

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、村山保健所に連絡の上、死亡獣畜取扱場等に搬送し処理する。（処理班は３（１）に準ずる）

なお、搬送が困難な場合、又は取扱場で処理しきれない場合は保健所長の許可若しくは指示を受けて、焼却等必要な処理を行うものとする。

# 第 13 節　文教施設における災害応急計画

**［教育文化部］**

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、町教育委員会は応急教育を実施する。

## 1　児童生徒等の安全確保

（1）災害発生前の事前措置

ア　児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童・生徒に連絡する。

イ　災害の発生が予想される気象条件となった場合各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。下校措置に当たっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

ウ　遠足等校外活動時に災害の発生が予測される事態となった場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒等の安全を確保したうえ、本校に連絡し、校長と協議して防災関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

（2）災害発生時の安全確保

ア　在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。火災が発生した場合及び重傷者、生埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ　登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護･確認のうえ、保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。

ウ　被災状況、措置内容について、町教育委員会、町（災害対策本部）への連絡及び応援要請を行う。

（3）勤務時間外の措置

ア　登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、学校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、登校し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況把握に努める。

（4）下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえ、児童生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校については、できる限り緊急時

連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

## 2　学校施設の確保

災害の発生により授業が中断することのないように次の基準より実施する。

<table>
<tr><th colspan="3">応　急　教　育　の　基　準</th><th rowspan="2">実　施　の　場　所</th></tr>
<tr><th colspan="2">被　害　の　程　度</th><th>必　要　な　措　置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（1）校舎の被害が比較的軽小の場合</td><td>速やかな応急措置による授業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（2）校舎の被害が相当に大きい場合</td><td>一般校舎使用可能の場合<br>校舎の使用は全面的に不能なるも数日で復旧見込みの場合</td><td>既存の安全な教室における授業合併又は一部学年の二部授業、全学年の二部授業<br>臨時休業<br>家庭学習の指導</td><td>既存の安全な校舎又は公民館等<br><br><br>家庭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（3）校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要する場合</td><td>児童生徒の居住地を変更しない場合</td><td>町内の学校における二部授業、又は他の施設における二部授業</td><td>地域の学校又は公民館</td></tr>
<tr><td>児童生徒が集団避難をした場合</td><td>他の地域の学校における二部又は合併の授業</td><td>指示された学校</td></tr>
</table>

## 3　応急教育の実施

（1）学校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずる。

ア　短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

イ　校区の通学路や交通手段等の確保

ウ　児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

エ　学校給食の応急措置

災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

（2）教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

ア　適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例　公民館、体育館

イ　授業料の免除や奨学金制度の活用（県）

ウ　災害発生時における児童生徒等の転校手続等の弾力的運用

エ　教職員の確保

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

（ア）複式授業の実施

（イ）昼夜二部授業の実施

（ウ）県及び近隣市町等に対する人的支援の要請

（エ）非常勤講師又は臨時講師の発令

（オ）教育委員会事務局職員等の応援

## 4　学用品等の給与と調達

（１）給　与

町長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与する。

ア　給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学に支障を来した小・中学校の児童生徒とする。

イ　学用品の種類等

（ア）教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

（イ）文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ　給与の方法

（ア）町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、学校長を通じ対象者に配付する。

（イ）教科書及び教科書以外の教材については１か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。

（ウ）学校長は、配布計画を作成し、親権者の受領書を徴し、配付する。

（２）調　達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア　教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ　教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼し、確保する。

## 5　学校給食対策

（１）教育長は一定の地域あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となった旨、学校長より報告があった場合はその実態を速やかに県教育事務所経由で県教育委員会に報告し、その指示を求めるものとする。

（２）学校長は直ちに学校給食の継続のための対策を立て教育長と連絡をとり県に報告し、その指示に基づき給食実施に支障のないよう努めるものとする。この場合、次に掲げる事項について特に留意する。

ア　他の給食施設、設備の活用対策

イ　給食物資及び従事職員の確保対策

ウ　近隣の給食実施校よりの給食の援助対策

エ　パン供給不能の際の米飯給食の計画

オ　食中毒の予防対策

## 6　学校等教育施設が地域の避難所等になった場合の措置

避難所の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに町は、避難所の運営が円滑に行われる

よう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

（１）町長は、施設の管理者、教育委員会等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。

（２）避難所に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。

（３）当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

## 7　災害応急対策への生徒の協力

学校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

## 8　心の健康管理

教育委員会及び健康福祉課等は相互に連携し、被災した児童生徒等の不安除去等のため、精神科医等によるカウンセリングや電話相談等、心のケア対策を推進する。

## 9　社会教育施設等の応急対策

（１）社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア　被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ　施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

（ア）在館の施設利用者の避難誘導

（イ）負傷者の救護、医療機関への搬送

（ウ）施設の安全点検、応急処置

（エ）教育委員会、町長、消防機関への連絡、応援要請

（オ）災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合の臨時休館措置

（カ）資料の保存

ウ　資料が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

（ア）施設管理者及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査

（イ）教育委員会への連絡

（ウ）施設の安全点検、応急処置

（エ）資料の保存

エ　施設が避難所となった場合は、施設管理者は教育委員会及び町長に協力し、円滑な避難所運営に努める。

（２）文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。なお、本町における文化財については資料編を参照のこと。

# 第 14 節　要配慮者の応急対策計画

**［地域振興部・健康福祉部］**

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行客等に対するさまざまな応急対策が必要となる。このため、町は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

## １　在宅の要配慮者対策

（１）風水害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、町が定める避難行動要支援者避難支援プランに基づき、要配慮者に対し確実に情報を伝達する。

（２）避難

町は、要配慮者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は要配慮者の避難行動の協力に努める。

また、避難の誘導に当たっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

（３）災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難支援や迅速な安否確認に努める。

（４）被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、保健師を派遣し、次の事項を把握する。

ア　要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
イ　家族（介護者）の被災状況
ウ　介護の必要性
エ　施設入所の必要性
オ　日常生活用具（品）の状況
カ　常時服用している医薬品等の状況
キ　その他避難生活環境等

（５）避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

（６）被災後の生活支援

ア　社会福祉施設等への緊急入所

町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

イ　相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助の要望を把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や車椅子使用者については、手話

通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ　サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅要配慮者の被災状況等に応じて、保健師の派遣､必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

## 2　社会福祉施設等における要配慮者対策

（１）事前避難

ア　施設長は、町等から避難指示等があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。また、避難の誘導に当たっては、入（通）所者に不安を抱かせないよう配慮する。

イ　施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難の誘導を行う。

ウ　夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

（２）施設被災時の安全確認・救助・避難

ア　施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ　入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ　施設の被災により入（通）所者の避難が必要となった場合は､上記（１）に準じ避難を実施する。

（３）被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入（通）所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

（４）施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

## 3　福祉避難所における要配慮者対策

町は、必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。その際、相談にあたる介助員を配置すること等により、要配慮者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、要配慮者の健康状態の把握を行う。また、被災した要配慮者の福祉避難所での生活におけるニーズを把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。実施に当たっては、必要に応じて関係機関へのケアにあたる人材等の派遣について協力を要請する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うとともに、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

## 4　外国人の援護対策

（１）外国人の援護

町は、広報車等により、外国語による広報を行うとともに、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

（２）外国人の生活支援

ア　外国人への情報提供

町は、報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ　相談窓口の開設

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等の要望を把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談窓口を開設する。

## 5　団体旅行客対策

町は、宿泊施設等の観光施設管理者に対して、災害発生時の観光客への安全な避難誘導体制の実施、安否確認等について指導する。

# 第 15 節　応急住宅対策計画

**［総務部・建設水道部］**

大規模な災害の発生により、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない被災者は、被災直後は避難施設等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。災害救助法が適用された場合に、自己の資力では住宅を得ることができない者については、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

## 1　住宅被災状況等の把握

（1）被災住宅の調査

町は、県の協力を得て災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災の応急処理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

ア　被害状況

イ　避難場所の状況

ウ　住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）

エ　被害認定

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和３年３月）及び改正被災者生活再建支援法（令和２年 12 月４日改正）に基づき実施する。

また町は、家屋の被害認定の担当者のための研修会へ参加し、災害時の家屋被害認定を迅速に行えるようにする。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

| 被害の程度 | 認定基準 |
|---|---|
| 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。 |
| 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。 |
| 中規模半壊（世帯） | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。<br>具体的には、住宅の損害割合が 30%以上 40%未満又は損壊割合が 30%以上 50%未満の被災世帯 |

| 被害の程度 | 認定基準 |
|---|---|
| 半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上 50%未満のものとする。 |
| 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。 |

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年４月１日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和２年 12 月４日改正）第２条第２号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和２年３月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和２年３月末時点）

オ　当面の応急仮設住宅の必要戸数

カ　要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

キ　住宅に関する県への要望事項

ク　その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

（２）被災建築物応急危険度判定・被災度区分判定

ア　被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

イ　町は、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

ウ　なお、判定の実施に当たっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

エ　被災度区分判定

町は設計士等と協力し、住宅所有者の依頼により、災害で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

（３）被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は県の支援を受け、宅地の危険度判定を行う。

（４）応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

（５）公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

## 2　応急仮設住宅の提供

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

（１）応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅は、災害救助法が適用された場合に「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において建設、供給する。

（２）建設着工及び供与期間

ア　災害発生の日から 20 日以内に着工する。

イ　供与期間は、２年以内の期間とする。

（３）建設予定場所

応急仮設住宅の建設地は、その都度町長が定めた場所とするが、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

ア　保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

イ　降雨等による二次災害を受けることがないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

ウ　原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には､所有者等と十分に協議のうえ､正規の２か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

エ　学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（４）入居者の選定

応急仮設住宅への入居者の選定は、次の要件のすべてに該当する者とするが、要配慮者については優先的に取り扱うものとする。

ア　災害により住宅が全壊、全焼、流失した者（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）

イ　居住する住宅がない者

ウ　自ら住宅を確保する資力がない者

エ　応急修理をする被害者のうち応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なもの

## 3　公営住宅の活用

災害により、住宅が全壊、全焼、流失した者は、「大江町町営住宅条例」の規定により町営住宅へ入居させることができるので、速やかに住宅を提供するものとする。また、県、町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把

握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

## 4　住宅の応急修理

（１）対　象

住家が半壊し、又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、自己の資力で住宅の修理を実施することができないと認められる者

（２）応急修理の基準

日常生活に必要な居室、台所及びトイレ等について、最小限の修理とする。

（３）応急修理期間

災害発生の日から１か月以内とする。

（４）建築物応急危険度判定士

災害により被災した住宅について、安全性を判定するため、建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

## 5　障害物の除去

町は、県と協力し、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

（１）範囲及び費用

ア　障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ　障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

（２）障害物除去の実施期間

原則として災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって除去を完了することができない場合には､事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

（３）障害物除去の方法

障害物の除去については､救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は町長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

（４）障害物除去の対象者

ア　対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

（ア）　災害によって、土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

（イ）　自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない者であること。

イ　対象者の選定

町が、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

# 第 16 節　災害救助法の適用に関する計画

**［総務部］**

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

## １　災害救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合は、２の手続を行う。

（１）法適用は市町村を単位とする。

（２）原則として同一の原因による災害によるものであること。

ただし、この例外として、

ア　同時点又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

イ　時間的に接近して、同一市町村内の別の地域での同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

（３）被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア　市町村における住家の被害が、災害対策基本法施行令別表第１に規定されている人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、準半壊、半焼にあっては、全壊、全焼、流出等の 1/2 世帯、床上浸水にあっては 1/3 世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。（本町の場合、40 世帯以上のとき。）

イ　被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 1,500 世帯以上あって、当該市町村の滅失世帯数がアの滅失世帯数の 1/2 に達したとき。（本町の場合、20 世帯以上のとき。）

ウ　被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ　町の被害が次のいずれかに該当し、知事が得に救助の必要を認めたとき。

（ア）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

（イ）多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

（ウ）時間的に同時に又は相接近して２以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数がアに規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。

（エ）当該災害前に（ア）～（ウ）に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

（オ）その被害状況が（ア）～（エ）に準ずる場合で救助の必要があるとき。

## ２　適用の手続

災害に際し、町における被害が前記の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 3　救助の実施

町長は、県知事が行う次の救助を補助するものとする。

（1）収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
（2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（4）医療及び助産
（5）被災者の救出
（6）被災した住宅の応急修理
（7）学用品の給与
（8）埋葬
（9）遺体の捜索及び処理
(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

## 4　災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

（1）一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第１に定められているとおりであるが、費用の限度額等は適宜改訂が行われ、厚生労働省から関係機関に通知される。（資料編参照）

（2）特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家庭事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市町村長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

# 第17節　自発的支援の受入計画

## 第1款　ボランティアとの連携

**［地域振興部・総務部］**

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。そのため、山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき迅速な受入ができるよう受入・調整体制を整備する。

県から事務の委任を受けた町は､共助のボランティア活動と実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### １　町ボランティア支援本部の設置

町は、大規模な災害が発生した場合、社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて町災害対策本部内に町ボランティア支援本部を設置する。

### ２　町ボランティア支援本部の活動

町は、次によりボランティア支援本部を運営する。

（１）ボランティアの受付窓口の設置

駆けつけたボランティアの受入及び登録を行うため、ボランティア受付窓口を設置する。

（２）ボランティア・ニーズの把握

各部は、それぞれの担当分野における状況や被災者の要望等を調査し、ボランティア・ニーズについて町ボランティア支援本部に報告する。

（３）ボランティア活動の調整及び派遣要請等

ア　把握したボランティア・ニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行うとともに、登録ボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

イ　登録ボランティアのみでは対応できない、又は対応できないおそれがあると判断される場合は、必要に応じて、県ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

ウ　ＮＰＯ、ボランティア、防災関係機関・団体等との連携

町ボランティア支援本部の運営に当たっては、日本赤十字社、ＮＰＯ、その他のボランティア防災関係機関・団体及びボランティア・コーディネート組織（ボランティアの広域的な募集及びコーディネーションのノウハウを持つ組織）等と連携を図り、被災地における様々な要望の効果的な対処に努める。

### ３　ボランティア活動の円滑化

災害時に、円滑な応急対策が図れるよう、町はボランティア関係団体と密接に連絡をとり、支援に努める。また、必要に応じてボランティアに対し、活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、活動上の安全確保を図る。

## ４　新型コロナウイルス感染症対策

（１）「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・ＮＰＯ等の災害対応ガイドライン」（令和２年６月１日、ＮＰＯ法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協ＶＣの考え方～」（令和２年６月１日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

**災害ボランティア活動計画フロー**

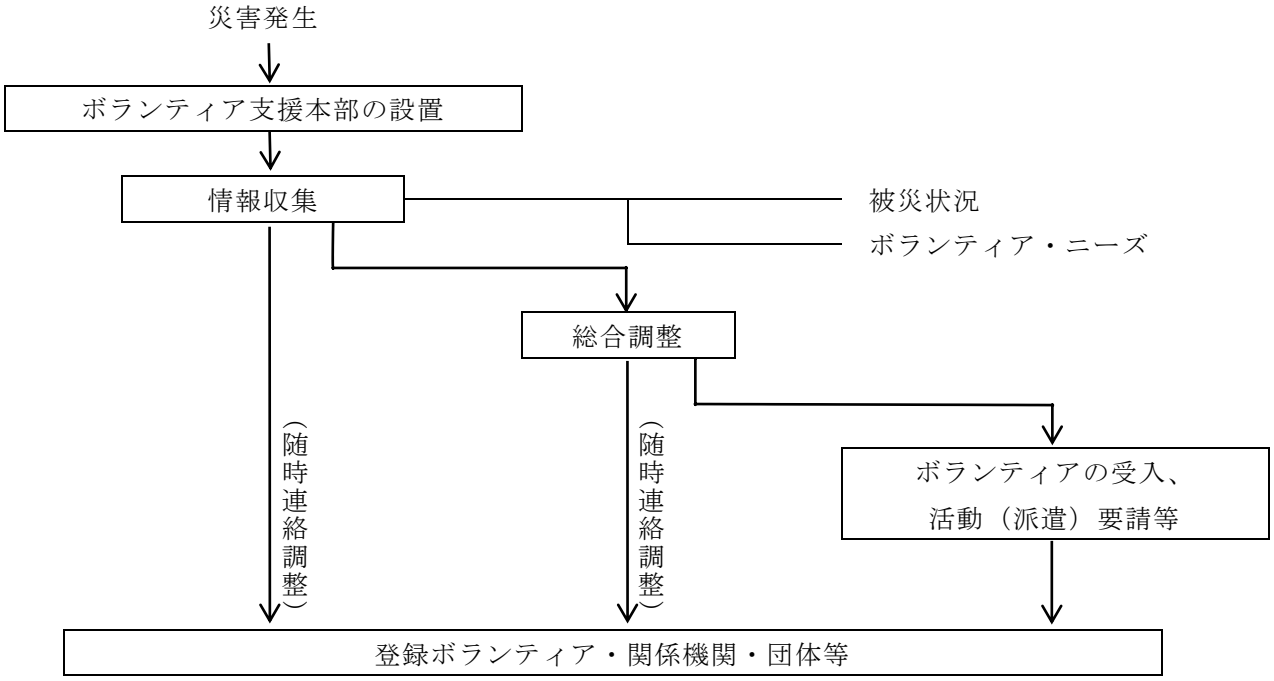

# 第２款　義援金品の受入・配分

**［総務部・出納部］**

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の重要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

## １　義　援　金

（１）受入体制の周知

町は、県、他の市町村及び日本赤十字社山形県支部と協力して、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

（２）受　入

町は、次により義援金を受入れる。

ア　一般からの受入窓口を開設する。

イ　一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

（３）配　　分

ア　町は、県、他の市町村及び支援関係団体と協力して、義援金配分委員会を組織する。義援金配分委員会、各窓口で募集した義援金を一括管理し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。

イ　日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに義援金配分委員会に送付される。なお、義援金配分委員会が組織されていない場合は、日本赤十字社山形県支部と被災市町村等が協議のうえ配分する。

ウ　報道機関及び各種団体等が募集した義援金について、町、県又は他の市町村に寄託があった場合も、義援金配分委員会において適切かつ速やかに配分する。

**義援金受入、配分計画フロー**

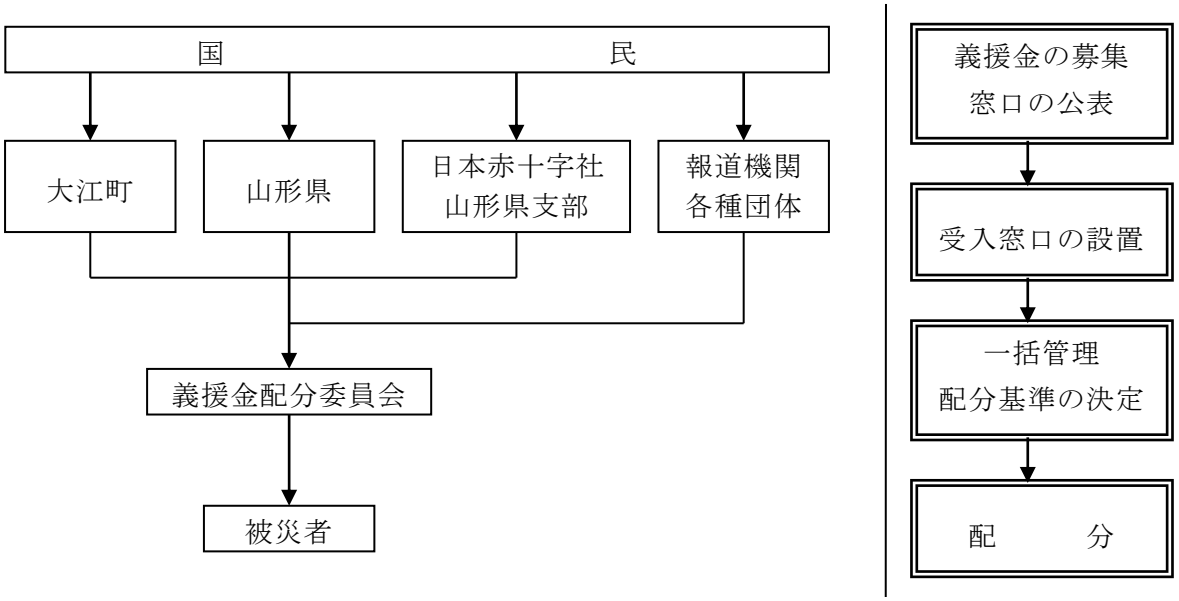

## 2　義援物資

（1）受入の基本方針

町は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入とは別ルートにするよう配慮する。

（2）受入体制の周知

町及び県は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、品目のリスト及び受入れる期間について県又はホームページや報道機関を通じ、支援を要請する品目や送り先等を公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

（3）受入及び保管

町は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

町は、次により義援物資を受け入れる。

ア　受入・紹介窓口を開設する。

イ　ボランティア等の協力を得て、受入要員を確保する。

ウ　義援品輸送、保管、仕分け作業に適した集積場所を確保する。（資料編参照）

（4）配　　分

町は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

自己調達物資及び応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

**義援物資の受入、配分計画フロー**

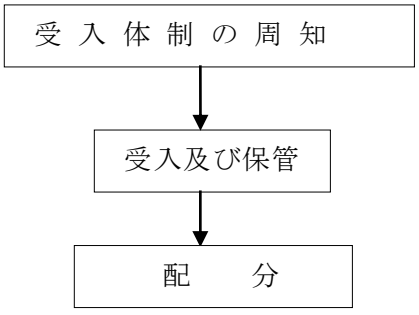

# 第３章　災害復旧・復興計画

## 第１節　民生安定化計画

**［総務部・地域振興部・建設水道部・健康福祉部］**

町は､災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し､安定した生活の早期回復を図るため、県及び防災関係機関が実施する。被災者の相談受付、見舞金の支給及び就業の斡旋などの民生安定化対策を講ずる。

### １　被災者のための相談

（１）相談所の開設、広報

ア　町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、県及び他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

町の設置する相談所：役場及び避難所等

イ　住民に対し、掲示板、広報車、広報紙等を活用し広報を行う。

ウ　報道機関に対し、発表を行う。

（２）相談事項

相談所では、設置地域の状況及び県や他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア　生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要介護者への対応、租税の特例措置等

イ　職業相談：職業のあっせん

ウ　金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ　住宅相談；住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び仮設住宅

### ２　り災証明の発行

発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、り災証明を交付する。

（１）り災証明書の発行

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに､効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、町は、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するもの

とする。

窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

（２）被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（３）被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## ３　資金の貸付

（１）災害援護資金

災害救助法による救助の行われる災害により被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、その生活の立て直しに資するため、「大江町災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により災害援護資金を貸付ける。（資料編参照）

（２）母子寡婦福祉資金の貸付け

「母子及び寡婦福祉法」の規定に基づき、県は、母子及び父子家庭並びに寡婦を対象に福祉資金を貸し付ける。

（３）世帯更生資金の貸付け

県は、「世帯更生資金貸付要綱」の規定に基づき、低所得世帯を対象に更生資金を貸付ける。

（４）生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の立て直し資金として、生活福祉資金（災害援護資金）を貸付ける。

## ４　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定により災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。（災害弔慰金：資料編参照、災害障害見舞金：資料編参照）

## ５　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う。（支給事務については、都道府県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）が行う。）

町は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行なう。

## 6　住宅対策

（１）住宅資金の貸付

ア　住宅金融公庫資金（災害復興住宅資金）の貸付

被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

イ　生活福祉資金（住宅資金）の貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び身体障害者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（住宅資金）を貸し付ける。

（２）災害公営住宅の建設

町は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失世帯が公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

## 7　税負担等の軽減

町及び県は、法及び条例当の定めるところにより、災害による被災者の納付すべき地方税の期限の延長、徴収猶予及び減免等の必要な措置を行い、被災者の負担軽減を図る。

## 8　雇用対策

町は県及び国と連携し､被災者の働く場の確保のため､即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合は、ハローワーク寒河江と連絡協力して職業のあっせんに努める。

## 9　被災者への精神的なケア

町は、保健所やボランティア団体と連携して、被災者への精神面のケアを行い生活再建を支援する。特に、要配慮者への適切な対応に努める。

（１）被災者は、災害に伴い様々な症状に陥ることがある。これらの症状に対し、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう県や各関係機関との協力のうえ、的確な対策を講じるものとする。

（２）被災者が陥る心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関、専門医等の協力を得て、次のような対策を講じるものとする。

ア 精神科医師、保健師等による巡回相談

イ 保健所等による精神保健相談

ウ 広報紙やチラシ等による被災者への情報提供

エ 避難所等における避難者向けの講演会の実施
オ 小・中学校での子どもへの精神的カウンセリング
カ 専門施設での相談電話の開設

# 第２節　金融支援計画

**［地域振興部・農林部］**

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。

## １　中小企業関係融資

被害を受けた中小企業の早期回復を図るため、災害普及に係る融資制度の活用を図るほか、被害の状況に応じ関係金融機関に対し、審査手続きの簡略化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等及び既貸付金の償還猶予等の条件緩和について便宜が図られるように申請する。

また、商工会及び関係機関の協力をえて、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行なう。

災害復旧に関係する商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。

ア　山形県商工業振興資金(災害対策資金、経営安定資金第４号)

イ　日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害復旧貸付

ウ　日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付

エ　商工組合中央金庫による災害復旧貸付

## ２　農林業関係融資

被害農業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資にかんする暫定措置法の活用を図り、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図る。

また、農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金として土地改良資金の活用さらには被災施設の復旧資金として主務大臣指定施設（災害復旧）など積極的導入を指導し、災害復旧を容易にする。

町及び県は、農林水産業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林水産業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林水産業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

# 第３節　公共施設等災害復旧計画

［全　部］

災害の発生により甚大な被害が生じた場合､｢激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

## １　激甚災害に関する調査

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

県は、町からの調査報告を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要がある場合は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査する。

## ２　激甚災害指定の手続

県は国の期間と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。

**激甚災害の指定手続き**

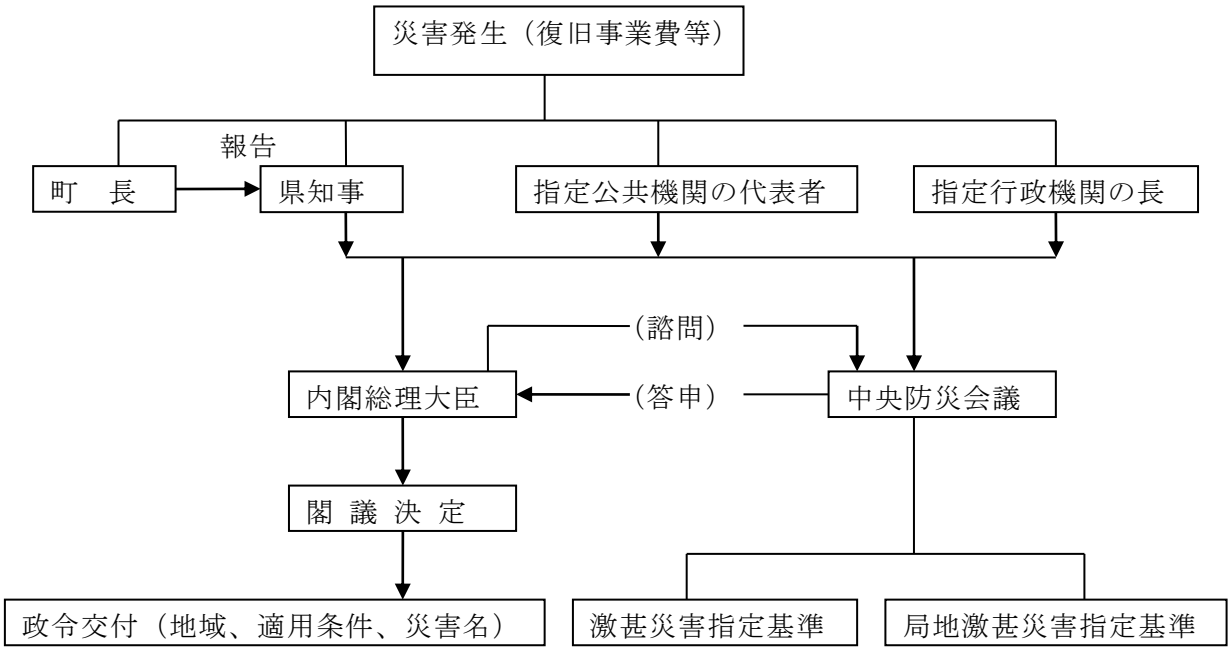


（注）局地激甚災害の指定については、１月から 12 月までに発生した災害を一括して翌年の１～２月頃に手続きを行う。

## ３　特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金などを受けるための手続きを行うものとする。

## 4　激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

（1）激甚災害指定基準

| 適用すべき措置基準 | 激　甚　災　害　指　定　基　準 |
|---|---|
| 激甚法第2章（3条～4条）<br>（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助） | 次のいずれかに該当する災害<br>（A基準）<br>事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5<br>（B基準）<br>事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br>（1）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×0.25<br>（2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全町村の当該年度の標準税収入総額×0.05 |
| 激甚法第5条<br>（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） | 次のいずれかに該当する災害<br>（A基準）<br>事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5<br>（B基準）<br>事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの<br>（1）一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4<br>（2）一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円 |
| 激甚法第6条<br>（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例） | 次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。<br>1　激甚法第5条の措置が適用される激甚災害<br>2　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 |
| 激甚法第8条<br>（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例） | 次のいずれかに該当する災害。ただし、特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮<br>（A基準）<br>農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5<br>（B基準）<br>農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15<br>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの<br>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3 |

| 適用すべき措置基準 | 激　甚　災　害　指　定　基　準 |
|---|---|
| 激甚法第 11 条の 2<br>（森林災害復旧事業に対する補助） | 次のいずれかに該当する災害<br>（A 基準）<br>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 5<br>（B 基準）<br>林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1.5<br>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの<br>（1）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 60<br>（2）一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100 分の 1 |
| 激甚法第 12 条<br>（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）<br>第 13 条<br>（小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係）<br>第 15 条<br>（中小企業者に対する資金の融通に関する特例） | 次のいずれかに該当する災害<br>（A 基準）<br>中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100 分の 0.2<br>（B 基準）<br>中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06<br>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの<br>（1）一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2<br>（2）その中小企業関係被害額が 1,400 億円を超える都道府県<br>ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。 |
| 激甚法第 16 条<br>（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）<br>激甚法第 17 条<br>（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第激甚法 19 条<br>（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例） | 激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外 |
| 激甚法第 22 条（り災者公営住宅建設事業 | 次のいずれかに該当する災害<br>（A 基準） |

| 適用すべき措置基準 | 激　甚　災　害　指　定　基　準 |
|---|---|
| に対する補助の特例） | 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上<br>（B 基準）<br>次の１、２のいずれかに該当する災害<br>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。<br>１　滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上<br>かつ、次のいずれかに該当するもの<br>（１）一市町村の区域内で 200 戸以上<br>（２）一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上<br>２　滅失住宅戸数＞被災地域全域で 1,200 戸以上<br>かつ、次のいずれかに該当するもの<br>（１）一市町村の区域内で 400 戸数<br>（２）一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上 |
| 激甚法第 24 条<br>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等） | １　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される災害<br>２　農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される災害 |
| 上記以外の措置 | 災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮 |

（２）局地激甚災害指定基準［市町村災害が対象］

| 適用条項（適用措置） | 指 定 基 準 |
|---|---|
| 激甚法第２章（３条～４条）<br>（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助） | (1)次のいずれかに該当する災害<br>①（イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×50%<br>（査定事業費が 1,000 万円未満のものを除く。）<br>（ロ）当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が２億 5,000 万円を超える市町村<br>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×20%<br>（ハ）当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村<br>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 ＞ 当該市町村の標準税収入×20%＋（当該市町村の標準税収入－50 億円）×60%<br>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。<br>②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。） |

| 適用条項（適用措置） | 指 定 基 準 |
| --- | --- |
| 激甚法第５条<br>（農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置）<br>激甚法第６条<br>（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例） | 農地等の災害復旧事業に要する経費の額＞ 当該市町村の農業所得推定額 × 10%<br>（但し、災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満は除外）但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね5,000 万円未満である場合を除く。 |
| 激甚法第 11 条の２<br>（森林災害復旧事業に対する<br>補助） | 林業被害見込額 ＞ 当該市町村の生産林業所得推定額×150%<br>（但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、概ね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合 |
| 激甚法第 12 条<br>（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）<br>激甚法第 13 条<br>（小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例）<br>激甚法第 15 条<br>（中小企業者に対する資金の融通に関する特例） | 中小企業関係係被害額＞ 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10%<br>（但し、被害額が 1,000 万円未満は除外)に該当する市町村が 1 つ以上<br>但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、概ね 5,000 万円未満である場合を除く。 |
| 激甚法第 24 条<br>（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等） | 法第２章又は第５条の措置が適用される場合 |

# 第４節　災害復興計画

［全　部］

大規模災害の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・焼失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

## １　災害復旧・復興の基本方向の決定

被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

## ２　復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、県及び町が主体となって，住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

## ３　災害復旧計画

（１）基本方針

災害後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

（２）事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の樹立に当たっては、関係機関と連絡調整を計りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

（３）事業の実施

町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携をとりながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講ずる。

（４）国、県による復旧工事の代行の要請

町は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案し

て円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度による支援を、国及び県に要請する。

（５）復旧事業の種類

ア　公共土木施設災害復旧事業

（ア）河川災害復旧事業

（イ）砂防設備災害復旧事業

（ウ）林地荒廃防止施設災害復旧事業

（エ）地すべり防止施設災害復旧事業

（オ）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

（カ）道路災害復旧事業

（キ）下水道災害復事業

イ　農林水産業施設等災害復旧事業

ウ　文教施設等災害復旧事業

エ　厚生施設等災害復旧事業

オ　都市施設災害復旧事業

カ　公営住宅等災害復旧事業

キ　その他の災害復旧事業

（６）災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

ア　公立土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ　公営住宅法

エ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

オ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

カ　都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

キ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

ク　その他（激甚法）

## ４　災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を生かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

（１）復興計画の基本方針

復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設等の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

（２）復興計画の策定

町は、県の復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災市街地の状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取り組みの基本方針を示す必要がある。

（３）復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

# 第 3 編

# 震災対策編

# 第１章　災害予防計画

## 第１節　気象観測体制整備計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 29

## 第２節　防災知識の普及計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 30

## 第３節　地域防災力強化計画

具体的な計画については、第２編第１章第３節「地域防災力強化計画」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 35

ただし、次の事項を加え、特に留意して対策を推進する。

### １　企業（事業所）等における防災の促進

（１）企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 第４節　災害ボランティア受入体制整備計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 40

## 第５節　防災訓練計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 43

## 第６節　避難体制整備計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 46

## 第７節　救助・救急体制整備計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 53

# 第８節　火災予防計画

**［総務課］**

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、町は消防機関と連携をとりながら消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な計画については、第２編第１章第８節「火災予防計画」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 56

ただし、次の事項を加え、特に留意して対策を推進する。

## １　出火防止

町は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

（１）一般家庭に対する出火防止の指導

ア　ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。

イ　対震自動しゃ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ　家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ　家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ　地震発生後の電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切ることについて指導する。

カ　防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

キ　特に、寝たきり高齢者、独居高齢者、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

（２）職場に対する指導

ア　消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ　終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ　避難、誘導体制の総合的な整備を図る。

エ　災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ　自衛消防隊の育成指導を行う。

カ　スーパーマーケット等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ　化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理するよう指導する。

## ２　初期消火対策

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防本部と消防団等が一体となった地震火災予防対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

（１）家庭、地域における初期消火体制の整備

ア　地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ　女性による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ　幼年期における防火教育を推進するため、就学前児童、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

（２）地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア　住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ　計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

（３）事業所における初期消火体制の整備

消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

# 第９節　医療救護体制整備計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 59

# 第 10 節　地震防災施設等整備計画

**［総務課・建設水道課］**

震災に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、震災に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

## 1　耐震性の確保

（1）建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設の耐震性の強化を図る。

（2）耐震設計における基本的な考え方

ア　供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。

イ　直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。

（3）代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。

（4）主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

## 2　安全事業の充実

（1）地震に強い都市の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

（2）地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

## 3　地震に強い都市構造の形成

（1）都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努め、災害に強い都市・地域の方針の都市計画への位置づけを推進する。

（2）避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。

（3）老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、各種震災に強い市街地の面的な整備を図る。

（4）道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能するよう整備する。

（5）防火地域等の規制区域の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。

（6）新規定住条件に配慮した質の高い住環境の整備は、都市施設の先行投資等により、安全な市街地の形成をめざす。

（7）飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

### ４　地震防災資機材等の整備

（１）消防施設の整備

町は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されるので、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

（２）防災資機材の整備

町等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア　自主防災組織等が使用する資機材

町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ　町における防災資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

(ア)コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

(イ)消防団等が使用する救助用資機材

(ウ)水防用資機材

（３）防災活動拠点施設の整備

町は､災害発生時の防災活動の拠点として活用するため､防災拠点施設の整備検討のほか、応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

### ５　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県及び町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第２条第１項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

## 第 11 節　防災用通信施設災害予防計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 62

# 第 12 節　地盤災害予防計画

具体的な計画については、第２編第１章第 11 節「地盤災害予防計画」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 65

ただし、次の事項を加え、特に留意して対策を推進する。

## １　軟弱地盤等液状化対策の推進

（１）地盤液状化現象等の情報収集

町は、県、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして、地盤の液状化現象や滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地に関する情報収集を行い、液状化が予想される地域等の分布状況等の把握に努める。また、必要に応じ、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

（２）地盤改良・液状化対策工法の普及

町及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

## ２　液状化対策

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

（１）地盤沈下の防止

地下水の過剰採取により地盤が不等沈下した地域では、地震による被害が拡大するので、町は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図る。

（２）災害防止対策工事の推進

町は、法指定を受けた危険箇所について、災害防止対策工事を積極的に推進する。

（３）緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

（４）緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

（５）法令遵守の指導

建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を行う。

（６）地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良

等の推進を図る。

（７）構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

（８）液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な広報も含め、技術的対応方法等について住民や関係方面への周知に努める。

（９）危険住宅等の移転推進

町は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

### ３　被災宅地危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

## 第 13 節　孤立集落対策計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 68

# 第 14 節　建築物災害予防計画

**［総務課、建設水道課・教育委員会］**

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、県及び町等が実施する災害予防対策について定める。

## 1　建築物の耐震性の確保

（1）防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア　災害対策本部が設置される施設（役場本庁舎等）
イ　医療救護活動に従事する機関の施設（医療機関等）
ウ　応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先機関等）
エ　避難施設（学校、体育館、公民館等）
オ　社会福祉施設等

（2）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成 19 年 1 月策定。以下「県促進計画」という。）及び「町建築物耐震改修促進計画（令和 4 年 3 月）」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和 56 年）以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等の推進に努め、実施する場合は「住宅・建築物安全ストック形成事業」等の活用を図り耐震化を推進する。

（3）防災設備等の整備、維持管理

ア　防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

（ア）　配管設備類の耐震性の強化
（イ）　非常用電源の基本能力の確保
（ウ）　飲料水の基本水量の確保
（エ）　消防防災用設備等の充実
（オ）　情報・通信システムの耐震性能の向上等

イ　維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

## 2　公共建築物の耐震性強化

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るため、基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成 17 年 3 月策定）」及び「大江町建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修）を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点とな

る庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

（１）公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物が多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

（２）耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

## ３　教育施設の耐震性強化

（１）校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

（２）設備・備品等の安全管理

設備（照明設備等）及び備品（ロッカー、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、震災時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

（３）水泳プールの防災機能等の整備

震災時における防火用水及び飲料水を確保するため、水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄化機能の整備を計画的に進める。

## ４　一般建築物等の耐震性強化

（１）不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

宿泊施設、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、（２）に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策を指導する。

ア　震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ　不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ　避難誘導に当たる施設従業員の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

エ　震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ　当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

カ　個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

（２）住宅・建築物の耐震化

ア　特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア)県及び町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 14 条に定める昭和 56 年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ)また、耐震改修促進法第 16 条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ウ)防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第７条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

(エ)耐震改修促進法第 22 条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ　耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

県及び町は、一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する知識の普及・啓発に努める。

ア　耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

イ　専門家の協力による指導・啓発

（ア）建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制の整備を図る。

（イ）地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定体制の整備を図る。

（３）がけ地近接危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

## ５　落下物・ブロック塀等の安全対策

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

（１）ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

（２）窓ガラス等二次部材の落下防止

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、街区及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

（３）家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

## ６　耐震診断等推進体制の整備

（１）耐震診断・改修技術者の育成・登録

町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、県及び建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造）別に耐震診断・改修の講習を行う。

（２）被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災

害を防止するため、町は、県の実施する、以下の被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に協力する。

ア　応急危険度判定士の確保

イ　判定コーディネーターの養成・登録

ウ　判定資機材等の整備

町は、県と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ　防災関係機関における協力体制の確立

町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

（3）被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

## 7　建築物の火災耐力の向上促進

※風水害対策編第1章第13節「建築物災害予防計画」「1　建築物の火災耐力の向上促進」を準用する。

## 8　地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町は、県、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

## 9　空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、町が平常時より状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

# 第 15 節　輸送体制整備計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 72

# 第 16 節　各種施設災害予防対策関係

具体的な計画については、第２編第１章第 15 節「各種施設災害予防対策関係」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 75

ただし、次の事項を加え、特に留意して対策を推進する。

## １　水道施設の予防対策

水道事業者は、地震が発生した場合の水道の減断水を最小限にとどめるため、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

※風水害対策編第１章第 15 節「各種施設災害予防対策関係」「１　水道施設の予防対策」を準用する。

（１）防災体制の確立　※「１　水道施設の予防対策」を準用する。
（２）防災広報活動の推進　※「１　水道施設の予防対策」を準用する。
（３）水道施設の被害想定

水道事業者は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震化の目標設定を行う。

ア　構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

イ　水道システムの被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

（ア）　管路の被害想定
（イ）　構造物及び設備の被害想定
（ウ）　被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
（エ）　断水期間

ウ　耐震化の目標設定

水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

（ア）　水道施設ごとの応急復旧期間

（イ） 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
（ウ） 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

（４）上水道施設の災害予防措置

水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

ア 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の耐震化の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震化及び液状化対策を促進する。

（ア） 浄水場、配水池等の構造物の耐震化及び液状化対策
（イ） 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
（ウ） 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
（エ） 配水池容量（12 時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
（オ） 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震化
（カ） 老朽管路の計画的な更新、基幹配水管並びに医療機関及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震化

イ 代替性の確保※「１ 水道施設の予防対策」を準用する。

ウ バックアップシステムの構築※「１ 水道施設の予防対策」を準用する。

エ 機械設備や薬品管理における予防対策

（ア） 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
（イ） 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備
（ウ） 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
（エ） 二次災害の防止

## ２ 下水道施設の予防対策

町は、地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため、次の災害予防対策を講じる。

※風水害対策編第１章第 15 節「各種施設災害予防対策関係」「第１款 ライフライン施設等の予防対策 ２ 下水道施設の予防対策」を準用する。

（１）防災体制の整備 ※「２ 下水道施設の予防対策」を準用する。
（２）広報活動 ※「２ 下水道施設の予防対策」を準用する。
（３）下水道施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設の耐震性及び安全確保対策を実施するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

ア 耐震性の確保

（ア） 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

（イ） 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

a　管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手等を採用する。

b　処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継手を採用する。

（ウ）　液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、ほとんどすべての被害形態が複合して発生する傾向がある。したがってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずることに努める。

イ　安全確保対策

（ア）　管理図書の整理

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整理保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

（イ）　施設の点検パトロール

漏水や湧水等何らかの変化が発生している箇所は、地震発生時に被災する危険性が高いことから、日常の点検パトロールにおいて把握し、未然防止に努める。

（ウ）　維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

（エ）　維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として５年に１回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

ウ　長時間停電対策

（ア）　非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

（イ）　燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用の燃料を確保する。また、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

（４）災害復旧用資機材等の確保　※「２　下水道施設の予防対策」を準用する。

## 第 17 節　食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 84

## 第 18 節　文教施設における災害予防計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 87

## 第 19 節　要配慮者の安全確保計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 90

# 第 20 節　積雪期の地震災害予防計画

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、町、県及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

## 1　除排雪体制・施設整備等の推進

（1）道路の雪対策

ア　道路除排雪体制の強化

（ア）　一般国道、県道、町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

（イ）　町、国及び県は、除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

イ　積雪寒冷地に適した道路整備

町、国及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。

（2）除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を進める。

（3）雪崩防止対策の推進

町、国及び県は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

（4）住宅除雪体制の整備

ア　克雪住宅の普及等

町及び県は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ　要配慮世帯に対する助成等

町は、県及び防災関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性の確保に努める。

町は、自力による屋根の雪おろしが困難な要配慮世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度の整備に努める。

（5）消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備に努める。

## 2　緊急活動対策の整備

（1）冬期緊急道路確保路線網図の整備

町、国及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を整備する。

（2）通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進する。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

（3）避難所体制の整備

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

（４）積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

## ３　総合的雪対策の推進

積雪期の震災対策においては、雪対策の総合的長期的推進が重要であることから、町は、県の「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、県及び防災関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

# 第２章　災害応急計画

## 第１節　活動体制関係

### 第１款　応急活動体制の確立

［全　部］

町内に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、町は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震被害の発生を防ぎょし、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

#### １　災害対策本部の設置

災害対策本部の設置・組織及び所掌事務等については、第２編第２章第１節第１款「応急活動体制の確立」を準用する。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、参集可能な職員による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

#### ２　地震発生時の緊急配備体制の実施

配備体制については、第２編第２章第１節第１款「応急活動体制の確立」を準用する。ただし、地震災害時における体制配備時期については、次のとおりとする。

| 区　分 | 災害対策組織基準 | | 職員配置基準 |
|---|---|---|---|
| 初期配備 | 災害対策警戒班 | １　町内において震度４の地震が観測されたとき。<br>２　その他特に町長が必要と認めたとき。 | 事態に対処するため、情報収集、連絡活動を主とし、総務課、農林課、建設水道課の適当な職員をもって業務にあたる。<br>状況に応じて警戒配備に移行できる職員体制をとる。 |
| 警戒配備 | 災害対策連絡本部 | １　町内において震度５弱又は５強の地震が観測されたとき。<br>２　局地的な災害が発生したとき。<br>３　その他特に町長が必要と認めたとき。 | 副町長を本部長とする連絡本部を設置し、情報収集、連絡活動のほか、局地的な災害に対して応急対策を必要とする関係各課のそれぞれあらかじめ定められた職員をもって業務にあたる。<br>状況によっては、非常配備に移行できる職員体制をとる。 |

| 区　分 | 災害対策組織基準 | | 職　員　配　置　基　準 |
|---|---|---|---|
| 非　常　配　備 | 災害対策本部 | 1　町内において震度６弱以上の地震が観測されたとき。<br>2　町内全域にわたって災害が発生したとき。<br>3　局地的な災害であっても、甚大な被害を受けたとき。<br>4　町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき。<br>5　その他特に町長が必要と認めたとき。 | 町長を本部長とする災害対策本部を設置し、全職員をもって業務にあたる。 |

## 第２款　広域応援体制

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 108

## 第３款　自衛隊災害派遣要請計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 113

## 第４款　県消防防災ヘリコプターの活用

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 118

## 第５款　労働力の確保

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 121

# 第２節　情報収集伝達関係

## 第１款　情報伝達体制の確立

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 124

## 第２款　地震情報等の収集・伝達

**［総務課］**

地震による被害を最小限にとどめるため、町は各防災関係機関と緊密な連携のもと、地震に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

### １　気象庁から発表される地震情報

（１）地震情報の種類と内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内　容 |
|---|---|---|
| 震度速報 | ・震度３以上 | 地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度３以上<br>（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない） | 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>（大江町は津波は非該当） |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度３以上<br>・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。<br>震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。<br>（大江町は津波は非該当） |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度１以上 | 震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。<br>震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。<br>※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。 |

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内　容 |
|---|---|---|
| 推計震度分布図 | ・震度５弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度３以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載） |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等<br>・マグニチュード 7.0 以上<br>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。 |

（３）地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図のとおりである。

## ２　地震情報の伝達

町は、伝達された地震情報を、巡回広報車等により速やかに住民に周知する。

# 地震に関する情報伝達経路図

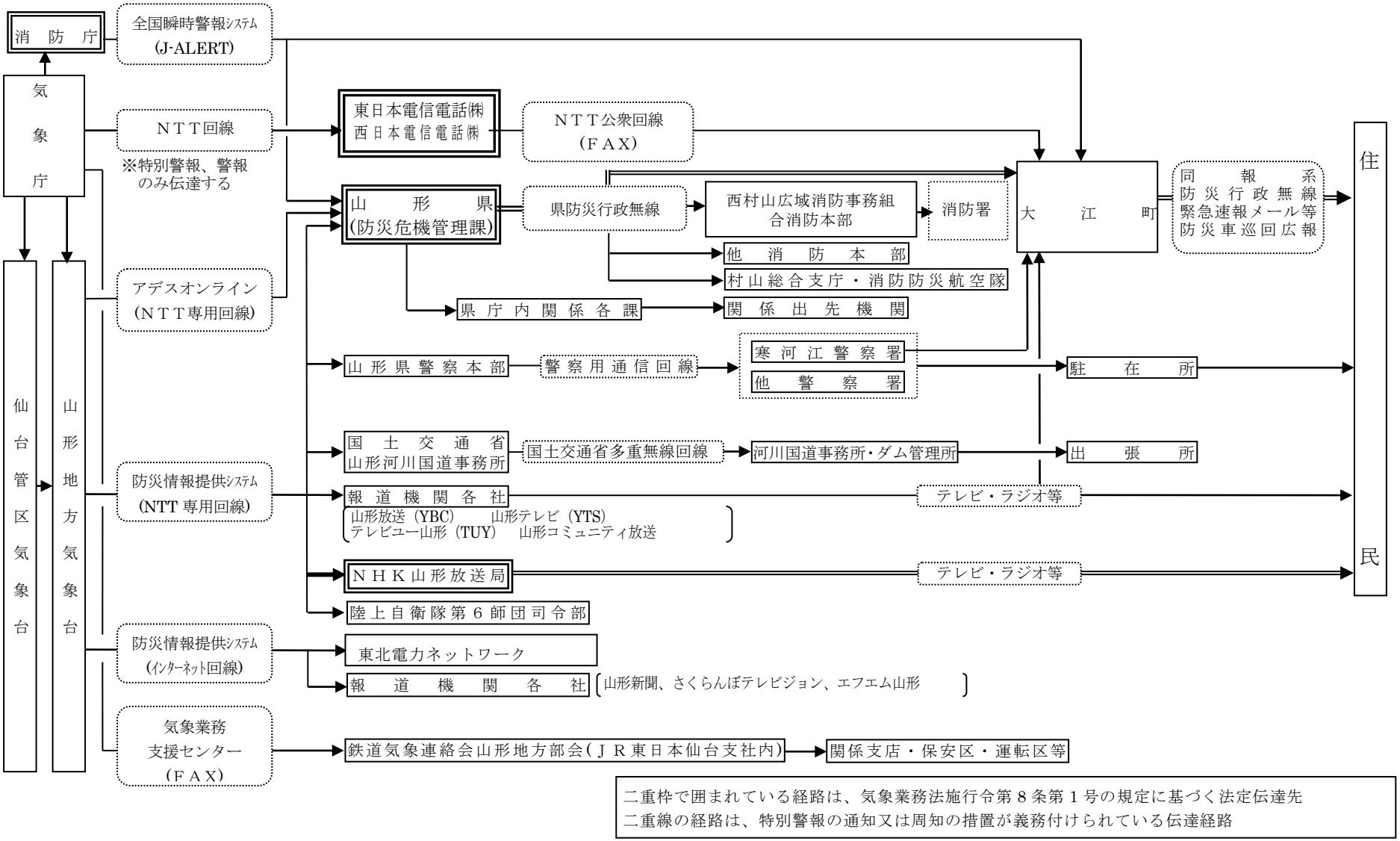

### ３　緊急地震速報の伝達

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による町防災行政無線等を通して住民に伝達される。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

## 第３款　災害情報・被害情報の収集・伝達

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 137

## 第４款　広報

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 140

## 第３節　避難計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 144

## 第４節　避難所運営計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 154

## 第５節　救助・救急計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 159

# 第６節　消火活動計画

**［総務部・消防部］**

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、町は住民、自主防災組織、事業所等と協力して、出火防止と初期消火を実施するとともに、消防機関等との連携をとりつつその全機能を挙げて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

地震によってもたらされる被害のうち、最も大きいものが地震火災である。

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、次の基本方針により消防活動を行う。

なお、具体的な消防活動については、第２編第２章第６節「消火活動計画」を準用する。

## １　消火活動計画

（１）出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

（２）人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

（３）危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

ア　住宅密集地域の火災危険箇所

イ　がけ崩れ、崩壊危険箇所

ウ　護岸の損壊等による浸水危険区域

エ　特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

（４）人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

（５）重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

（６）消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

（７）救命措置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命措置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

（８）火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

（９）多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

## 第７節　医療救護計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 164

## 第８節　遺体対策計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 167

## 第９節　輸送関係

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 169

### 第１款　緊急輸送計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 169

### 第２款　交通の確保及び規制

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 173

## 第 10 節　各種施設災害応急対策関係

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 176

## 第１款　土砂災害等の防止対策

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 176

## 第２款　河川施設災害等の防止対策

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 178

## 第３款　ライフライン施設の応急対策

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 180

## 第４款　危険物等施設の応急対策

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 184

## 第 11 節　農林業災害応急計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 185

## 第 12 節　生活支援関係

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 187

## 第１款　食料の供給

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 187

## 第２款　給水

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 190

## 第３款　生活必需品の給与

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 193

## 第４款　防疫・保健衛生対策

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 195

## 第５款　廃棄物の処理及び障害物の除去対策

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 199

## 第 13 節　文教施設における災害応急計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 203

## 第 14 節　要配慮者の応急対策計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 207

## 第 15 節　応急住宅対策計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 210

## 第 16 節　災害救助法の適用に関する計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 214

## 第 17 節　自発的支援の受入計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。
※風水害対策編参照ページ 216

# 第３章　災害復旧・復興計画

## 第１節　民生安定化計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 220

## 第２節　金融支援計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 224

## 第３節　公共施設等災害復旧計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 225

## 第４節　災害復興計画

「第２編　風水害等対策編」を準用する。

※風水害対策編参照ページ 230

# 第 4 編

# 個別災害対策

# 第１章　水害対策計画

## 第１節　水防管理団体等体制整備計画

### １　水防管理団体の義務

（１）県及び水防管理団体の責務

ア　町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

イ　県は、県内地域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責務を有する。

（２）水防管理者の責務

水防管理団体である町長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

（３）水防計画の策定・公表

ア　指定水防管理団体の管理者は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

イ　水防計画の策定に当たっては、洪水等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

ウ　河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するため、水防計画に河川管理者の協力について定める場合は、河川管理者と協議し当該計画に定める。

### ２ 水防体制の整備

（１）水防活動体制の整備

ア　指定水防管理団体は、毎年出水期前に１ 回以上の水防訓練を行う。

イ　水防管理者は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

ウ　河川、砂防施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

エ　河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

（２）水防団等の育成強化

ア　水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ　水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ　青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、ＮＰＯ、民間企業､自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

# 第２節　洪水予報・水防警報伝達計画

## １　洪水予報【警戒レベル相当情報】の発表と伝達

国土交通省と気象庁又は県と気象庁は、水防法（以下この章において「法」という。）第 10 条、第 11 条及び気象業務法第 14 条の２に基づき、洪水の恐れがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

本県では、最上川水系及び赤川水系に属する対象河川の担当河川国道事務所等又は県各総合支庁と山形地方気象台が共同で洪水予報【警戒レベル相当情報】を発表し、河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達される。

町は、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら指定緊急避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する。

## ２　水防警報の発表と伝達

国土交通大臣及び県知事は、法第 16 条第１項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、当該河川の水防管理者は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は町長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

## ３　水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知

県知事は、法第 13 条第２項の規定により、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、報道機関の協力を求めて、これを直ちに一般に周知する。

また、県はその他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

（１）水位到達情報【警戒レベル相当情報】の発表

県の各総合支庁建設部長が、分担して水位到達情報を発表する。

（２）水位到達情報の通知

総合支庁建設部長は、氾濫警戒情報及び氾濫危険情報を発したときは、県水防計画に基づき、ＦＡＸや電話、メール等により、関係市町村、水門管理者、県河川課、関係河川（国道）事務所等及び警察署に通知する。

警報を受けた県河川課は、警察本部、報道機関、山形地方気象台及び県防災危機管理課に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

なお、これらの情報は県のホームページの「山形県河川・砂防情報システム」により公表する。

# 第３節　水防活動計画

**［建設水道部・総務部・消防部］**

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施することにより、被害の軽減を図る。

## １　監視・警戒活動

洪水・大雨のおそれのある注意報及び警報が発表されたときは、その管轄する水防区域において、ダム、河川等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

## ２　通報・連絡

町は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

（１）水防信号

水防団（消防団）等の招集及び住民への避難等を知らせる水防信号は、次による。

| 方法／区分 | 警　鐘　信　号 | サ　イ　レ　ン　信　号 |
|---|---|---|
| 第１信号 | ○休止　○休止　○休止 | 約５秒　約 15 秒　約５秒　約 15 秒　約５秒<br>○―　休止　○―　休止　○― |
| 第２信号 | ○―○―○　○―○―○　○―○―○ | 約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒<br>○―　休止　○―　休止　○― |
| 第３信号 | ○―○―○―○　○―○―○―○<br>○―○―○―○ | 約 10 秒　約５秒　約 10 秒　約６秒　約 10 秒<br>○―　休止　○―　休止　○― |
| 第４信号 | 乱　打 | 約１分　約５秒　約１分<br>○―　休止　○― |

備　考

ア　第１信号は警戒水位に達したとき。

イ　第２信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。

ウ　第３信号は水防管理団体の区域内関係者の出勤を知らせる。

エ　第４信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。

オ　必要があれば、継承信号及びサイレン信号を併用すること。

カ　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

なお、町は、防災倉庫その他の資材備蓄場を設け、資機材を準備しておくものとする。（資料編参照）

（２）資機材の確保と補充

町は、資材確保のため水防区域近在の資材業者を把握しておき、常に手持ち資材量の把握に努め、緊急時の補給に備える。また、機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

## 3　水防活動の実施

損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

さらに、町は、水防管理団体として、危険を伴う水防活動に従事する者（水防団等）の安全の確保を図るものとする。

## 4　地震災害時の水防活動

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防活動を実施する。

（１）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（２）ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（３）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば、二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

（４）ダム施設応急対策

上郷ダム管理所との連絡を密にし、被害の拡大防止を図る。

# 第４節　応援計画

## １　地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第 24 条)。

## ２　警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第 22 条)。

## ３　応援による水防活動の実施

（１）町は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等の緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を第２編第２章第１節第２款「広域応援体制」及び第２編第２章第１節第３款「自衛隊災害派遣要請計画」により行う。

（２）町は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第２編第２章第１節第４款「県消防防災ヘリコプターの活用」により要請する。

# 第２章　大規模土砂災害対策計画

## １　緊急調査

町、県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び町に助言を行う。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関

| 重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況 | | 緊急調査実施機関 |
|---|---|---|
| 項　　目 | 内　　容 | |
| 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流 | 河道閉塞の高さが概ね 20m以上ある場合<br>概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合 | 国土交通省 |
| 河道閉塞による湛水 | 河道閉塞の高さが概ね 20m以上ある場合<br>概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合 | 国土交通省 |
| 火山噴火に起因する土石流 | 河川勾配が 10 度以上である区域の概ね５割以上に１ｃｍ以上の降灰等が堆積した場合<br>概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合 | 国土交通省 |
| 地すべり | 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合<br>概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合 | 県 |

## ２　土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県は町に、国土交通省は県及び町に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、避難判断基準例により避難指示等を適切に実施するとともに、引き続きハザードマップの住民等への周知を図り、警戒避難体制を確保する。

## ３　避難指示等の判断基準例に基づいた避難指示等の発令

土砂災害が発生するおそれのある場合は、避難指示等の判断基準例（第２編第２章第３節「避難計画」を参照）に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する。避難指示等の避難情報の発令に当たっては、気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難指示等の伝達は、防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール及び職員・消防

団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他放送機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

# 第３章　雪害対策計画

降雪によって住民生活が著しく阻害されることを防止するため、降雪時における交通・通信の確保、建物の倒壊防止、雪崩及び豪雪時の農作物、特に果樹の災害予防措置を定め、県と連携を図りながらとるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する。

## 第１節　ライフライン等確保計画

### １　交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、町、県、鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、町及び県は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び町は、助言や指導を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

（１）道路交通の確保計画

町及び県は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

町は、積雪時における道路機能の確保を図るため、各道路管理者と連携し、幹線道路の除雪を行うとともに、毎年、除雪計画を樹立し、交通確保のための体制を整える。また、主要幹線道路以外の道路でも車両の交通、消防活動に支障を来す場合は、この計画に準じて措置する。

ア　除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ　除雪路線

路線の選定に当たっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路、生活に欠くことのできない道路を主体として選定する。

ウ　除雪方針

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。除雪作業に当たっては、地域における降雪状況などにより、通勤・通学時間帯に配慮した除雪に努める。また、道路の積雪状況により拡幅除雪、排雪、路面整圧等への対応を実施する。

エ　消融雪施設等の整備

町、国、県及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の除排雪を可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

（ア）消雪パイプの整備

a 住宅連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の検討にも努める。

b 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

（イ）融雪・流雪溝の整備

街区において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び消融雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の検討を行う。

オ　地吹雪対策の推進

町、国、県及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して利用者への周知を図る。

カ　災害未然防止活動

(ア)災害リスクの把握

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や気象予報等を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

(イ)車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップや除雪ブラシ、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

また、県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

（２）鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

（３）住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため､住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

## ２　通信・電力の確保

着雪によって通信線や送電線等に被害がでるおそれがあると予想される場合、ＮＴＴ東日本や東北電力株式会社山形支店及び東北電力ネットワーク株式会社と連絡を密にし、施設の点検を実施するなど、通信及び電力の確保に努める。なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、町、県との連携の拡大に努める。また、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

# 第２節　雪崩防止計画

## １　雪崩危険箇所の把握及び周知

町は、国、県等の調査結果及び現地の定期的な調査点検、聞き取り調査等により町内の雪崩危険箇所（資料編参照）を把握するとともに、学校や社会福祉施設、多数の住民が集まる施設等については特に留意して、地域住民への周知徹底を図る。

## ２　雪崩防止施設等の整備

町及び県は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

（１）雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

（２）雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

（３）砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

（４）雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

## ３　危険箇所の警戒

（１）道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

（２）町等による監視

町は、消防機関と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

（３）住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

## ４　事前回避措置の実施

（１）住民への雪崩情報の周知

ア　町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性

について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ　町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

ウ　町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避指示等を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受け入れ体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

（２）鉄道・道路施設等の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

## ５　雪崩発生時の応急措置

（１）雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア　町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ　町は、住民等が被災した場合、直ちに消防機関及び県警察と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ　町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

（２）鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア　鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ　町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは､施設管理者からの要請又は自らの判断により､炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ　県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

（３）孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

（４）二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

# 第３節　住民生活の安全確保計画

町は降雪時における交通の確保、公共建物の倒壊防止、雪崩及び暴風雪時の人命救助、農作物、果樹等の対策等の応急措置を実施して、住民の生活が阻害されることを阻止するとともに、降雪に伴う被害の軽減を図る。

## １　公共建物等の積雪の除去及び通路の確保

公共建物等の積雪の除去及び通路の確保については、おおむね次により行う。

（１）各管理者は、当該建物の積雪の状況に応じて除去する。この場合、体育館、集会場等内部仕切りの少ないものを優先し、倒壊防止を図る。除雪要員については、各管理者が建設業者、付近の住民等に依頼し、確保する。

（２）下に降ろした雪は、建物の外壁面に力が加わらないようにし、出入り口は安全な道、広場等に通ずる避難路を２つ以上つけておく。

（３）学校、その他大規模な建物については、道路から建物に通ずる通路、敷地内の消火栓、貯水槽、その他消防用水利のそばまで自由に消防自動車が通行できるよう確保しておく。

## ２　一般建築物の雪害予防

（１）住宅・建築物の安全性に対する指導

町及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、街区の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

（２）克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなってきていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

（３）豪雪地帯の要配慮世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要配慮世帯に対し民生・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組みに向けた啓発を行ったり、地域への支援を行う雪害ボランティアの組織化を図る。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

## ３　住民への啓発

積雪に対する次の一般的心得を住民に徹底し、災害の未然防止に努める。また、町は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、次のことについて、住民に対する啓発に努める。

（１）建物の構造によっても異なるが、おおよそ屋根に 40ｃｍ以上積った場合は、雪下ろしを励行すること。

ア　こまめな雪下ろしの励行

イ　雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ　雪下ろし中の転落による事故防止
エ　家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
オ　非常時における出入り口の確保
カ　換気口の確保
キ　ガス供給配管の点検

（2）トタン屋根等の場合は、すべり止めの施設があっても外気の上昇により雪崩となる場合があるから十分注意すること。

（3）水路に雪を投棄することにより思わざる氾濫を招くこととなるため、みだりに雪を捨てないこと。

（4）外気が上昇している場合、山際の道路を通行するときは、雪崩による被害を受けないよう注意すること。

（5）比較的気温の高いときの降雪は、果樹の枝折れ等の被害が発生するので、雪下ろしを怠らないこと。

（6）建物から道路上に雪下ろしした場合は、速やかに除雪を行い通行の邪魔にならないよう措置すること。

## 4　雪崩及び暴風雪のため遭難した者の救出

雪崩又は暴風雪のため生命身体が危険な状態にある者、孤立状態にある者又は生死不明の状態にある者の救出は次による。

（1）警　告　等

ア　地形及び気象情報等に基づき、雪崩の発生等が予想される場合は、状況により当該区域に対する消防団員等の警戒を強化し、関係者に必要な警告を行う。防災関係機関は相互に連絡の上、迅速な出動態勢を整える。

イ　雪崩危険箇所は資料編参照のこと。

（2）救　　出

ア　雪崩又は暴風雪により危険な状態にある者の救出の例示

（ア）雪崩のため雪に埋没したような場合

（イ）雪崩等のため倒壊した住宅等の下敷になったような場合

（ウ）孤立した地域に取り残され、多数の生命が危険になったと予想される場合

（エ）暴風雪のため山岳等で遭難し、生命が危険になった場合

イ　前項の場合は直ちに防災関係機関と協力の上、救出する。

## 5　農作物、果樹等の対策

果樹及び野菜等の雪害応急対策は次のとおりである。

| 品種名 | 応　急　対　策 | | 適　用 |
|---|---|---|---|
| | 積　雪　時 | 消　雪　時 | |
| 果　樹 | （1）大枝の裂開、あるいは枝折れ等の傷口は癒合恢復の見込みのあるものは、ボルト、かすがい、細いなわ等で十分接着し、回復の促進を図る。また裂開し | （1）融雪水の排水を図る。<br>（2）土砂、草木、灰等を散布し、消雪の促進を図る。 | |

| 品種名 | 応急対策 | | 適用 |
|---|---|---|---|
| | 積雪時 | 消雪時 | |
| | た枝を、放任すると積雪によりさらに被害を大きくするので、接着癒合の見込みのない枝は剪去しできるだけ被害の軽減に努める。<br>（２）倒壊破損した果樹棚は除雪を行いできるだけ早くこれを起こし、支柱を補強し棚の引き上げを行い被害の軽減に努める。 | （３）幹線農道の除雪を推進する。 | |
| 野菜等 | | 圃場の除雪あるいは消雪を草木灰等により促進を図る。 | （１）越冬野菜は融雪後はなるべく早く中耕追肥を行い。生育の促進を図る。<br>（２）病虫害防除は早期防除の徹底を図る。 |

## 6　雪に強いまちづくり

雪に強いまちづくりを図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

# 第４章　航空災害対策計画

## 第１節　航空災害応急計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

### １　事故状況の把握及び広報

（１）事故情報の収集

ア　情報の伝達統制

航空機事故が発生した場合、次の伝達系統により、事故情報が伝達される。町に対しては、消防機関を通じて連絡が入る。

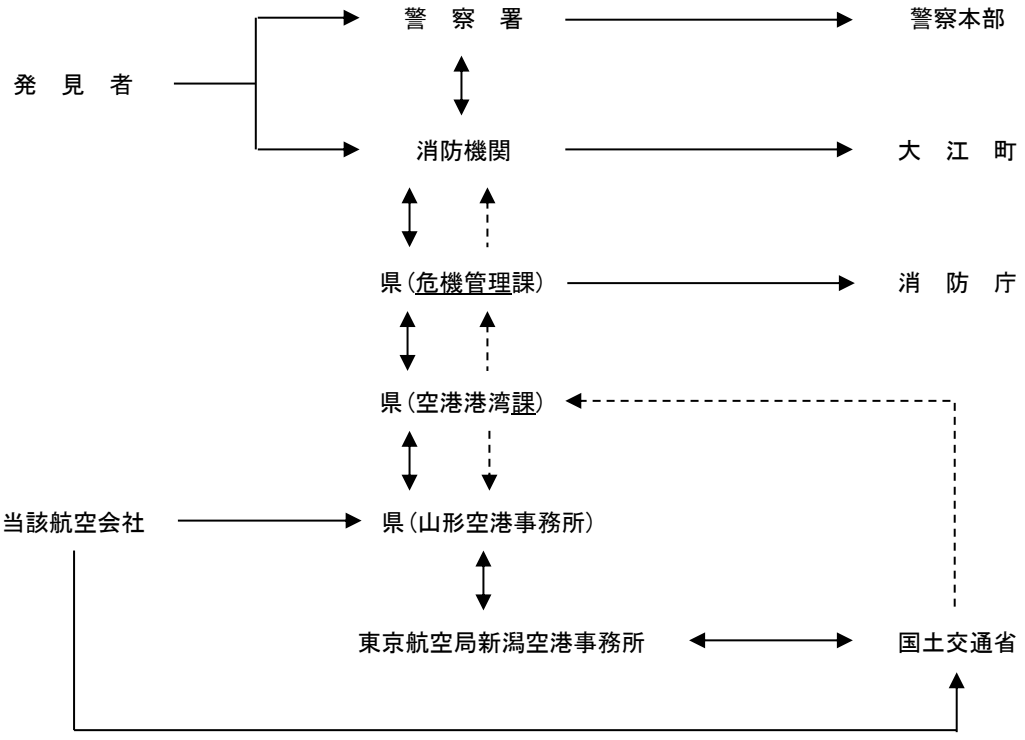


### ２　応急活動体制の確立

町は、関係機関と連携し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第１節「活動体制関係」の定めるところにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地合同対策拠点を設置する等、協力して災害応急対策を行う。

# 第５章　鉄道災害対策計画

## 第１節　鉄道災害応急計画

町内において、鉄道災害が発生した場合にその拡大を防ぎょし、被害の軽減を図るため、町は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

### １　事故情報等の伝達及び広報

（１）情報の収集・伝達

乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、ＪＲ東日本から町に対して、被害（人的、施設等）状況、復旧見込み、代替交通手段等について通報される。

この場合、町は、関係機関と連携をとり、事故等の情報収集に当たるとともに、応急対策について協議する。

（２）広報の実施

被災者の家族等及び旅客並びに一般住民等に対する広報は、ＪＲ東日本が実施する。

町は、ＪＲ東日本から要請があった場合又は事故等の状況から特に必要があると認めた場合は、広報車等による広報活動を実施する。

### ２　応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第１節「活動体制関係」の定めるところにより応急活動体制を整える。

### ３　自衛隊災害派遣要請

鉄道災害時における自衛隊災害派遣要請については、第２編第２章第１節第３款「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

### ４　広域応援要請

事故の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第１節第２款「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国への応援を要請する。

### ５　消火及び救助に関する措置

（１）事故・災害等により火災が発生した場合は、消防機関と連携して、旅客及び周辺住民等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

（２）事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、消防機関と連携して、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

# 第６章　道路災害対策計画

大規模な道路災害が発生した場合は、近隣の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて災害応急対策を実施する。

## １　被害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生した場合は、発見者又は関係機関から町の関係課に対して災害発生の通報が入る。町は、この通報を受けて被害状況の調査を行い、取りまとめのうえ、県防災危機管理課に報告する。

情 報 通 信 連 絡 系 統 図

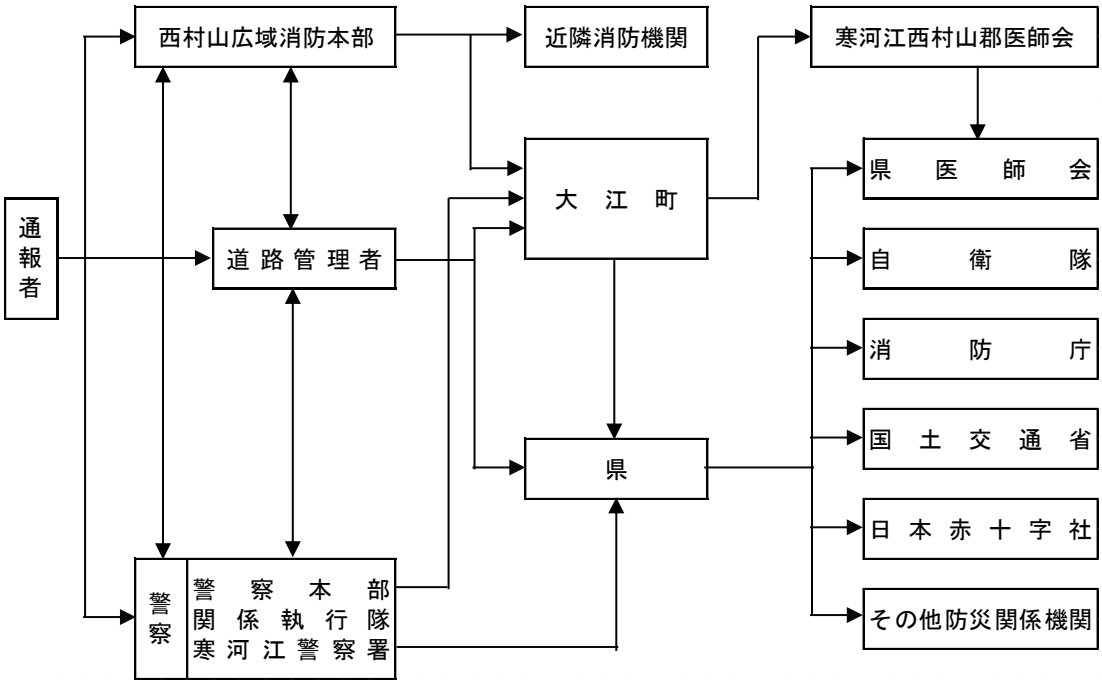


## ２　応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第１節第１款「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

## ３　自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第２編第２章第１節第３款「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊に対し災害派遣を要請する。

## ４　広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第１節第２款「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国への応援を要請する。

## 5　被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

（１）通行禁止又は制限

ア　事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ　警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ　道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

（２）道路利用者及び一般住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用等により広報を行う。

## 6　救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第２編第２章第５節「救助・救急計画」の定めるところにより実施する。

## 7　医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第２編第２章第７節「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

## 8　消防活動

道路災害時における消防活動は、第２編第２章第６節「消火活動計画」の定めるところにより実施する。

# 第７章　林野火災対策計画

## 第１節　林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

### １　一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

（１）タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

（２）入林の許可・届出等について指導する。

（３）火災警報発令又は気象条件の急変条件の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

（４）観光関係者による予防意識の啓発を図る。

### ２　火入対策

林野火災危険期間中の火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）は極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を実施する。

（１）森林法及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

（２）火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

（３）火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

（４）火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

### ３　消防体制等の整備

（１）消防資機材の整備

林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

（２）消防水利の確保

火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作製するなど、消防水利の一層の整備を図る。

（３）林野火災消防訓練の実施

町は、他の関係機関と協力して、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

## 4　気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象予警報の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

（１）林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として山形地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の発表基準は、第２編第２章第２節第２款「気象予警報等の収集・伝達」を参照のこと。

（２）伝達系統

通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第 22 条に基づき火災警報を発令する。

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

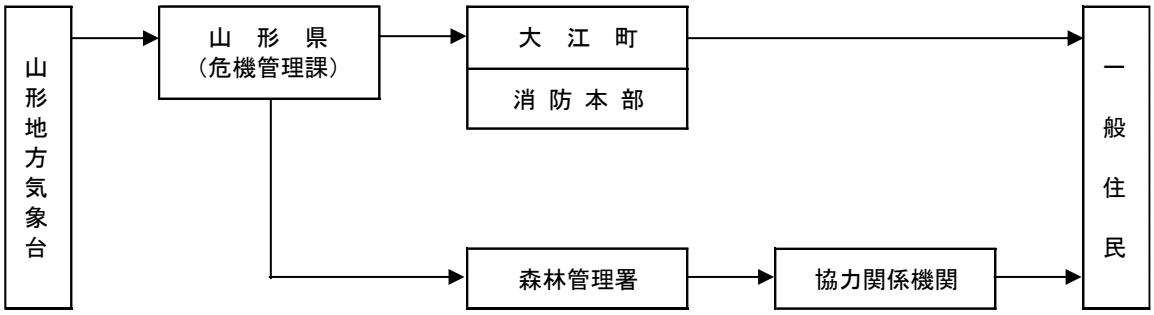

# 第２節　林野火災応急計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

## １　出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防本部に通報しなければならない。また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

## ２　応急活動体制の確立

町は、林野火災の発生を覚知したときは、直ちに消防本部と連携をとり、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第２編第２章第１節第１款「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

## ３　消火・救助活動

町及び消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

（１）林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

（２）住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第２編第２章第１節第４款「県消防防災ヘリコプターの活用」に基づく県消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

（３）ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火剤等の備蓄に努めるとともに、ヘリポートの適地をあらかじめ選定しておく。

## ４　避難・誘導

（１）森林内の滞在者の退去

町は、警察及び消防機関等と連携して、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

（２）住民の避難

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

## 5　自衛隊災害派遣要請

第２編第２章第１節３款「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

## 6　広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第２編第２章第１節２款「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

## 7　二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

# 第８章　原子力災害対策計画

## 第１節　総則

### １　計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を守るとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

### ２　計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

### ３　計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

（１）女川原子力発電所（宮城県）

| 事業者名 | 発電所名 | 所　在　地 | 号機 | 原子炉型（※） | 認可出力 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東北電力株式会社 | 女川原子力発電所 | 宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市 | １号 | BWR | 52.4 万 kW | 平成 30 年 12 月 21 日運転終了 |
| | | | ２号 | BWR | 82.5 万 kW | |
| | | | ３号 | BWR | 82.5 万 kW | |

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

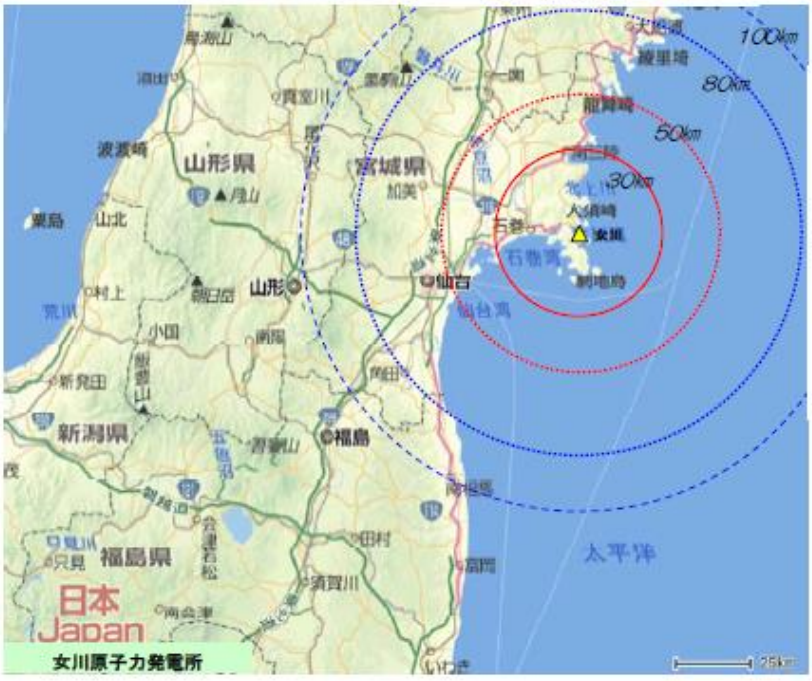

（２）福島第一原子力発電所・福島第二原子力発電所（福島県）

| 事業者名 | 発電所名 | 所　在　地 | 号機 | 原子炉型(※) | 認可出力 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 福島第一原子力発電所 | 福島県双葉郡大熊町及び双葉町 | １号 | BWR | 46.0 万 kW | 平成 24 年４月 19 日廃止 |
| | | | ２号 | BWR | 78.4 万 kW | |
| | | | ３号 | BWR | 78.4 万 kW | |
| | | | ４号 | BWR | 78.4 万 kW | |
| | | | ５号 | BWR | 78.4 万 kW | 平成 26 年４月 31 日廃止 |
| | | | ６号 | BWR | 110.0 万 kW | |
| | 福島第二原子力発電所 | 福島県双葉郡楢葉町及び富岡町 | １号 | BWR | 110.0 万 kW | |
| | | | ２号 | BWR | 110.0 万 kW | |
| | | | ３号 | BWR | 110.0 万 kW | |
| | | | ４号 | BWR | 110.0 万 kW | |

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

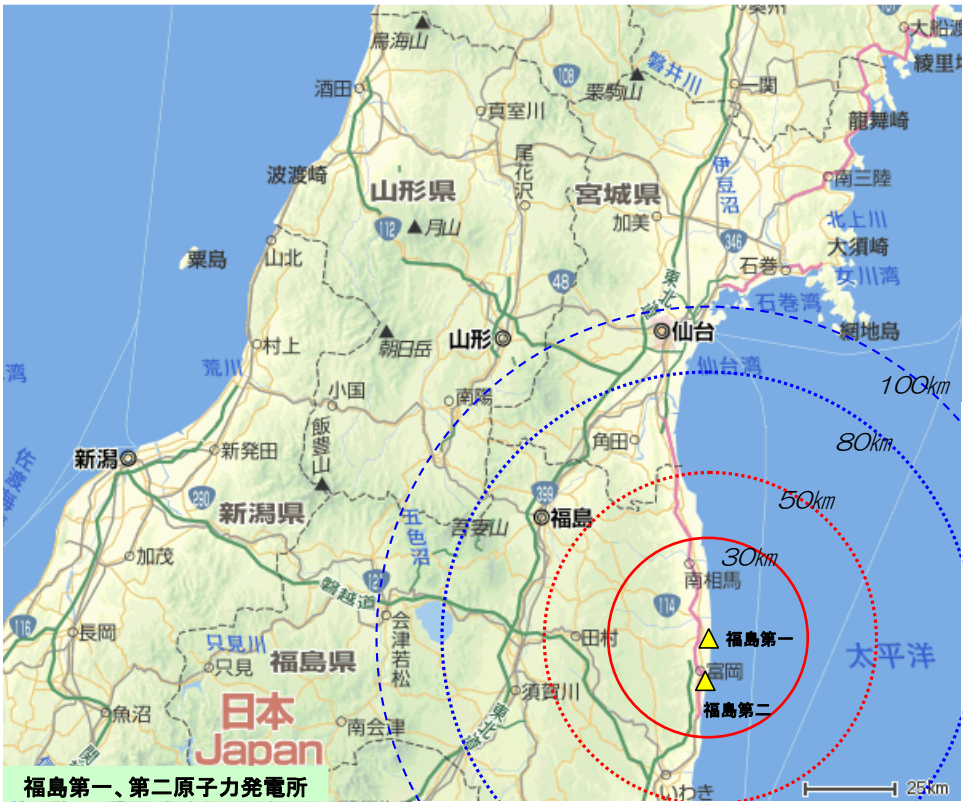

（３）柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）

| 事業者名 | 発電所名 | 所　在　地 | 号機 | 原子炉型(※) | 認可出力 |
|---|---|---|---|---|---|
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 柏崎刈羽原子力発電所 | 新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村 | １号 | BWR | 110.0 万 kW |
| | | | ２号 | BWR | 110.0 万 kW |
| | | | ３号 | BWR | 110.0 万 kW |
| | | | ４号 | BWR | 110.0 万 kW |
| | | | ５号 | BWR | 110.0 万 kW |
| | | | ６号 | ABWR | 135.6 万 kW |
| | | | ７号 | ABWR | 135.6 万 kW |

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉、ＡＢＷＲ＝改良型沸騰水型軽水炉

# 第２節　原子力災害予防計画

東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）による被害並びに住民の健康の保持及び不安の軽減を図るため、平常時において原子力災害に対する体制を整備するとともに、住民への防災知識の普及に努める。

## １　平常時における放射線量の測定

町は、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による環境に対する影響を評価するため、必要がある場合は、平常時から空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）の測定を行うものとする。また、県が測定を行う場合は協力するものとする。

## ２　防災体制の整備

（１）通信連絡体制の整備

町は、県の災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡を円滑に行えるよう体制を整備するとともに、住民等に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における広報車等の広報設備及び機器の整備を推進するものとする。

（２）避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態等の初動対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため､これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア　町及び県は、隣接県の原子力施設に係る「情報収集事態」、「警戒事態」（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、「施設敷地緊急事態」（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 10 条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ　町及び県は、隣接県の原子力施設に係る「全面緊急事態」（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第２条第２号に規定する原子力緊急事態。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

緊急事態区分

| 区分 | 対象事象 | 概要 |
|---|---|---|
| 警戒事態 | 警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階 | 公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態 |
| 施設敷地緊急事態 | 特定事象（原災法第10条第１項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態 |

| 区分 | 対象事象 | 概要 |
|---|---|---|
| 全面緊急事態 | 原子力緊急事態（原災法第２条第２号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階 | 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態 |

（３）防災訓練等の実施

町は、緊急時通信訓練、住民に対する情報伝達訓練等の定期的な実施に努めるものとする。

## ３　防災知識の普及等

（１）放射線に関する知識の普及

町は、国や県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ウ　その他必要と認める事項に関すること。

（２）防災広報

町は、県及び関係機関と協力して、住民に対し、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動に努めるものとする。

ア　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

イ　原子力災害とその特性に関すること。

ウ　緊急時における町、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。

エ　避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段、避難緊急時における情報及び指示の伝達方法等）。

オ　原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

カ　指定避難所での運営管理、行動等に関すること。

キ　要配慮者の支援に関すること。

ク　その他必要と認める事項に関すること。

（２）防災教育

町は、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

（３）防災業務関係者に対する教育・研修

町は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修の活用に努めるものとする。

ア　原子力防災体制及び組織に関する知識

イ　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

ウ　原子力災害とその特殊性に関すること。

エ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

オ　緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。

カ　放射線及び放射性物質の測定に関すること。

キ　緊急時医療に関すること。

ク　危機管理に関すること。

ケ　その他必要と認める事項に関すること。

（４）住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総

合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

（５）要配慮者等への配慮

町は、防災知識の普及と啓発を行うに際し、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

# 第３節　原子力災害応急計画

町は、原子力発電所等における事故を覚知した場合は、直ちに情報収集活動等を開始するとともに、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 15 条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合で、町長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置するものとする。

## １　モニタリングの強化及び対応

町は、原子力施設等における事故の覚知以降、当該施設等からの放射性物質又は放射線の放出による環境に対する影響を監視するため、空間放射線量の測定を実施し、又は強化するものとし、県に協力するものとする。

（１）緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、災害対策本部設置の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※＜ＯＩＬ＞

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

ア　緊急時におけるモニタリング

（ア）　空間放射線モニタリング

県及び町は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、災害対策本部設置の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

（イ）　放射性物質の検査

県は、県災害対策本部放射線対策班のもとで、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ　モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

（２）基準値超過食品の流通防止措置

町は、県による県産農林水産物等のモニタリングの結果、放射性物質濃度が、ＯＩＬや基準値を超えたこと等により、国及び県から摂取制限・出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し、摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

（３）水道水の摂取制限等の措置

県は、水道水の放射性物質検査の結果、当該水道水に含まれるＯＩＬや放射性物質が水道事業者等の管理目標値を超えた場合は、町及び水道事業者等に対し、超過原因の究明、再検査の実施、水道利用者への周知等を要請があったときは速やかに対処する。また、水道事業者は超過が継続すると見込まれる場合は、他の水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

飲食物摂取制限に関する指標

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※3<br>（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※4</td><td>飲料水<br>牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000 Bq/kg※5</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※３　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※４　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※５　根菜、芋類を除く野菜類が対象

## 2　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町は、本町への影響が懸念される場合には、早い段階から住民への注意喚起を行うとともに、本町に対して原災法第15条の規定に基づき内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられた場合は、住民に対して屋内退避又は避難の指示を行うものとする。

（１）警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

（２）全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、町への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、町に対して原災法第15条第３項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条第３項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣から町に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示が発せられた場合は、次のことを行う。

ア　町は、住民に対する屋内退避又は避難指示を次により伝達する。

（ア）　報道機関に対する緊急放送等の要請

（イ）　防災行政無線等による広報

（ウ）　広報車などによる広報

（エ）　学校、保育所、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

イ　町は、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

ウ　町は、町の区域を越えた広域避難が必要となった場合は、避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について、県の指示に従うものとする。

エ　町は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等、必要な事項に関するマニュアルの早期策定に努める。

オ　新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

## 3　住民への情報伝達等

町は、住民に対して、電話や文書、広報車等様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うものとする。

（１）事故の概要

（２）災害の状況

（３）放射線の状況に関する今後の予測

（４）町、県及び防災関係機関の対策状況

（５）屋内退避、避難など住民のとるべき行動及び注意事項

（６）その他必要と認める事項

## ４　風評被害の軽減

町は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するために、農林水産物や町内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行うものとする。

# 第４節　災害復旧計画

## １　制限措置等の解除

（１）各種指示の解除

町は、県から避難等の指示を解除するよう指示があった場合は、避難等の指示を解除し、住民にその旨を伝達するものとする。

（２）各種制限措置の解除

町は、県から原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、汚染県産農林水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等各種制限措置を解除するよう指示があった場合は、各種制限措置を解除し、住民にその旨を伝達するものとする。

## ２　空間放射線量の測定及び汚染の除去等

（１）放射線量の測定

町は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じて空間放射線量の測定を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

（２）放射性物質による汚染の除去等

町は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業を促進するものとする。

## ３　風評被害の軽減及び損害賠償請求等

（１）風評被害等の影響の軽減

町は、国、県及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行うものとする。

（２）損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。

大江町地域防災計画　本編

発行日　令和５年３月
発　行　山形県　大江町

〒990-1101
山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1
ＴＥＬ：0237-62-2111（代表電話）
ＦＡＸ：0237-62-4736

企画・編集　大江町　総務課